

令和6年度（2024年度） 学 生 便 覧



島田市立看護専門学校

〒427-0007 静岡県島田市野田1065番地の1

TEL 0547(37)0987

FAX 0547(37)0994

E-mail : shimada-kango@ca.thn.ne.jp

校訓

恩やりの其までは
共感であり
看護は具体的な
表現である

目

次

	ページ
1. 沿革	1
2. 教育方針・教育目的・目標	2~6
3. 行事計画	7・8
4. 島田市立看護専門学校条例	9・10
5. 島田市立看護専門学校学則	11~23
6. 島田市立看護専門学校学則細則	4~31
7. 教育計画	
1) 教育内容の構成	32
2) 学科進度表	33
3) 各分野の考え方	34
教科目の教育内容	
(1) 基礎分野	35~38
(2) 専門基礎分野	39~46
疾患マトリックス	<42・43>
(3) 専門分野	47~70
看護技術学年別目標	<50・51>
(4) 主に使用する参考図書	71~73
(5) 科目名・単位・時間数・担当者名・授業期間	74~78
4) 教科外活動	79~81
5) 臨地実習の目的・目標	82
8. 諸規則	
1) 島田市立看護専門学校校舎等管理規程	83~85
2) 島田市立看護専門学校図書室管理規程	86~88
3) 島田市立看護専門学校身分証明書規程	89
4) 島田市立看護専門学校学生の名札に関する内規	90・91
5) 島田市立看護専門学校健康管理規程	92~95
9. 学生生活要領・スクールカウンセリングについて	96~107
10. 個人情報の取り扱いについて・学生における情報取り扱いガイドライン	108~110
11. ハラスメントの防止に関するガイドライン	111・112
12. 合理的配慮に関する取り組みについて	113
13. 各教室・教材の使い方について	114~116
14. 島田市立看護専門学校防災について	117~122
15. 島田市立看護専門学校屋内運動場使用要領	123~125
付 校舎見取図	

目

次

ページ

1. 沿革	1
2. 教育方針・教育目的・目標	2~6
3. 行事計画	7・8
4. 島田市立看護専門学校条例	9・10
5. 島田市立看護専門学校学則	11~23
6. 島田市立看護専門学校学則細則	4~31
7. 教育計画	
1) 教育内容の構成	32
2) 学科進度表	33
3) 各分野の考え方	34
教科目の教育内容	
(1) 基礎分野	35~38
(2) 専門基礎分野	39~46
疾患マトリックス	<42・43>
(3) 専門分野	47~70
看護技術学年別目標	<50・51>
(4) 主に使用する参考図書	71~73
(5) 科目名・単位・時間数・担当者名・授業期間	74~78
4) 教科外活動	79~81
5) 臨地実習の目的・目標	82
8. 諸規則	
1) 島田市立看護専門学校校舎等管理規程	83~85
2) 島田市立看護専門学校図書室管理規程	86~88
3) 島田市立看護専門学校身分証明書規程	89
4) 島田市立看護専門学校学生の名札に関する内規	90・91
5) 島田市立看護専門学校健康管理規程	92~95
9. 学生生活要領・スクールカウンセリングについて	96~107
10. 個人情報の取り扱いについて・学生における情報取り扱いガイドライン	108~110
11. ハラスメントの防止に関するガイドライン	111・112
12. 合理的配慮に関する取り組みについて	113
13. 各教室・教材の使い方について	114~116
14. 島田市立看護専門学校防災について	117~122
15. 島田市立看護専門学校屋内運動場使用要領	123~125
付 校舎見取図	

1. 沿革

(1) 設立の目的

島田市立看護専門学校は、島田市周辺地域の看護師不足の解消を図り、市立島田市民病院（現島田市立総合医療センター）を始め市内の医療機関へ安定した看護師を供給するため、昭和62年12月に島田市議会の議決を経て平成元年4月に開校した。

(2) 看護学校設立の経過・沿革

昭和 62 年 7 月	三市市長会議で島田市単独設置を決定
12 月	島田市議会において看護学校設置を決定
昭和 63 年 4 月 1 日	看護学校開設準備室を設置
5 月 23 日	起工式
9 月 13 日	養成所開設に関する指定申請書提出
平成 元年 2 月 2 日	看護婦養成所として指定される(厚生省) (厚生省保健政第 24 号 厚生大臣 小泉純一郎)
2 月 16 日	専修学校として認可される(県教育委員会) (教認第 440 号)
3 月 23 日	竣工式
4 月 1 日	島田市立看護専門学校として開校(設置者: 島田市)
4 月 11 日	第 1 期生入学 43 人
平成 3 年 8 月 20 日	屋内運動場起工式
平成 4 年 3 月 14 日	第 1 回卒業式(第 1 期生)
3 月 21 日	屋内運動場落成式
平成 7 年 11 月	専門士の称号授与規定の認定
平成 9 年 2 月 26 日	学則変更の承認(厚生大臣)
平成 10 年 6~9 月	在宅看護実習室改修工事
平成 18 年 11 月	空調設備機器改修工事
平成 21 年 3 月 25 日	学則変更の承認(東海北陸厚生局長)
平成 23 年 4 月 1 日	授業料改定(102,000 円を 144,000 円)
10 月	女子トイレ(1 階・2 階)改修工事
平成 28 年 1 月	看護学科が厚生労働省の「専門実践教育訓練講座」として指定 (指定期間: 平成 28 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日)
平成 28 年 10 月~2 月	校舎塗装等工事
平成 29 年 10 月~1 月	屋内運動場非構造部材耐震化工事
平成 31 年 3 月 23 日	創立 30 周年記念式典
令和 2 年 11 月~2 月	遠隔・オンライン授業対応機器整備
令和 2 年 12 月~3 月	空調設備機器改修工事(2 階・3 階)
令和 3 年 4 月~	大学等における修学の支援に関する法律に基づく申請承認
令和 4 年 4 月~	カリキュラム改正に伴う学則変更の承認
令和 4 年 6 月~10 月	空調設備機器改修工事(1 階)
令和 5 年 8 月~11 月	校舎屋上防水工事

2. 教育方針・教育目的・教育目標

教育方針

本校では次に掲げる3つの柱を看護学生育成の基本理念として教育をすすめております。

1. 豊かな人間性の育成を目指す
2. 専門職として発展した看護を実践するための基礎的能力を育成する
3. 広く社会に貢献できる看護師を育成する

この3つの理念は、将来看護師を目指す者の教育にもっとも重要な点であると考えています。これらは「人間的豊かさを備え、温かく感性豊かで相手の気持ちになってものを考えられる人」を育成する教育を優先するものです。

なぜならば、看護は生きている人間に直接関わる職業であり、常に人間関係を基盤として対象を支援する仕事であるからです。そしてそこには、必然的にそれに関わる看護者的人間性や、人格、人間観、価値観等がそのまま対象に影響し、反映するものです。

すなわち、それは看護を行う人の質の良否に關係するものであり、将来対象によい看護を提供できる看護者になるためには、看護教育の中では必ず人づくり教育が成されることが必要だと考えるからです。

そしてその上に看護教育が行われてこそ、教育の意義があると考えます。

さらに看護に終わりはなく、日々研鑽を積み、看護を探求する姿勢を育成する必要があります。

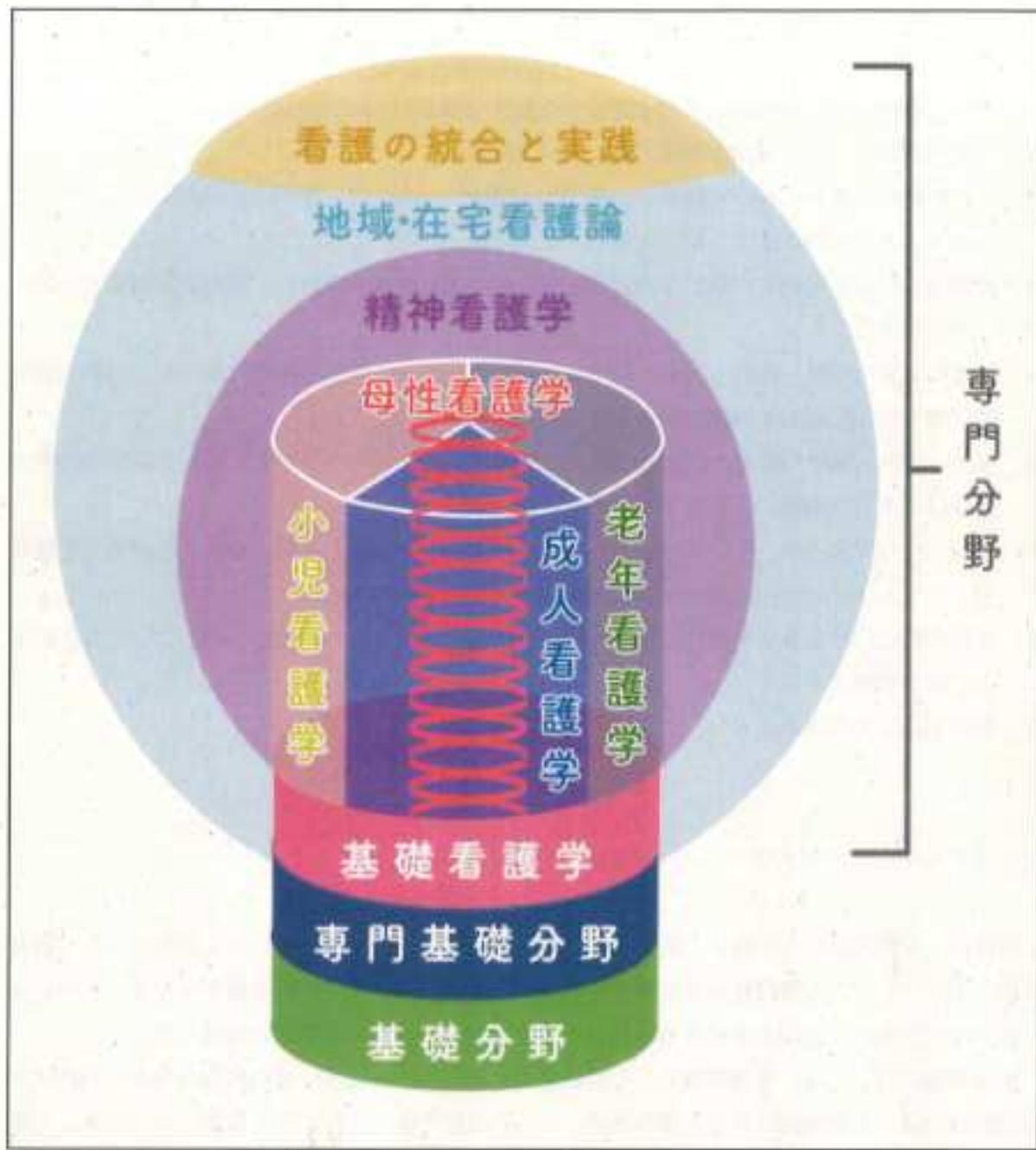
また、看護の対象は健康・不健康を問わず、看護の場も病院だけでなく様々な場があり、国内外も問わず広い視野で考え貢献できる看護師育成を目指します。

教育目的

豊かな人間性を養い、科学的思考を基盤とした看護の実践力と保健・医療・福祉全般にわたる広い視野を備え、広く社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

教育目標

1. 生命の尊厳と人格の尊重の理念を基調として、感性豊かで倫理に基づいた行動がとれる
2. 人間を生活者として捉え、全人的に幅広く理解することができる
3. 自己の感性を磨き、共感する心を持ち、よりよい人間関係を築くことができる
4. 基礎的知識と技術を活用し、人間の健康レベルや発達段階の特徴に応じた看護を科学的根拠に基づき、実践することができる
5. 保健・医療・福祉における看護師および他職種との連携・協働の必要性を理解し、人々が地域でその人らしくくらすことを目指し支援することができる
6. 看護実践における自らの課題に取り組み、看護の質向上を目指し自己研鑽し続けることができる



看護学の構成の考え方

- ・基礎分野は専門分野、専門基礎分野の基礎になるものである。
- ・地域・在宅看護論は主に地域に基盤を置き、個人と家族を対象に展開される看護活動である。そのため、専門分野各領域を取り囲む位置づけである。
- ・母性看護学は、母性が女性のライフサイクルすべてに存在するという観点から、小児・成人・老年看護学の各発達段階の看護学に包含されている。
- ・精神看護学はライフサイクルすべてにおけるこころの健康の保持・増進、健康障害の看護を包括する。
- ・看護の統合と実践は、専門基礎分野で学んだ内容をもとに、それぞれの専門分野で学習し積み上げた内容をさらに統合し、段階的に学ぶ内容とする。

< ディプロマポリシー > (卒業認定に関する方針)

1. 生命の尊厳と多様な価値観、人格を尊重する姿勢・態度をとることができる
2. 倫理的判断をもとに看護を実践することができる
3. 人体の構造と機能について理解し、身体的・精神的・社会的・靈的に統合された存在として生活する人間を捉えることができる
4. 対象との相互作用の中で自己を内省し、コミュニケーションを深め、信頼関係の基礎を築くことができる
5. 看護に必要な知識・技術・態度と倫理的思考を身につけ、科学的根拠に基づき、対象の健康や障害の状況に応じた看護を考え実践できる
6. 保健・医療・福祉の動向と課題を理解し、地域で暮らす人々の健康と暮らしを支えるための看護師および他職種の役割を理解することができる
7. 地域で暮らす人々が、その人らしく生活できるよう、多職種と連携・協働する必要性を理解し、チームメンバーの一員として看護を実践することができる
8. 看護実践における自らの課題に取り組み、専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解できる
9. 看護師として探求心をもち、主体的に学ぶ姿勢を持つことができる

< カリキュラムポリシー > (教育課程の編成方針)

本校は、人間的豊かさを備え、温かく感性豊かに相手の気持ちになって考えられることを教育目標に挙げている。人間的豊かさを育てるため、看護の実践者として倫理観やコミュニケーション能力などを培い、人間力を高める科目を1年次から3年次まで段階的に編成した。

また講義においては、看護職者として実践能力を獲得できるよう、基礎的な内容から専門的・応用的な内容へと段階的に学習を積み上げ、一つの分野に偏らないよう各学年にバランスよく配置した。また、それぞれの科目で講義・演習を多様な学習形態で展開し、シミュレーション教育やICTの活用、グループワークやアクティブラーニングなどを取り入れた。このことから、主体的に学ぶ姿勢を育て、看護職者として求められる基本的態度を身に付け、卒業時到達目標の総合的な到達を目指していく。地域の特徴を知り、地域で暮らす生活者全体を看護の対象として捉えられるように島田市の地域特性を生かした学習内容とする。そのため病院・診療所での疾病の回復に向けた看護にとどまらず、在宅医療を含め地域で暮らす人々の健康の保持・増進、疾病予防の必要性が認識できるよう多様な場での実習を編成した。

学年別到達目標；教育目標から学年目標へ

教育目標	ディプロマポリシー	2年次	1年次
1 生命の尊厳と人格の尊重の理念を基づいて、感性豊かで倫理に基づいた行動がとれる	1、 尊重する姿勢・態度をとることができる 2、 倫理的判断をもとに看護を実践することができる	多様な文化・価値観を理解し、自分を取り巻く人々の存在を尊重するために自分の行動を振り返り、意識した行動がとれる	地域の文化・価値観を理解し、相手の立場に立って考えることができる
2 人間を生活者として捉え、全人的に幅広く理解することができる	3、 舍された存在として生活する人間を捉えることができる	専門基礎分野の知識をもとに看護する対象の日常生活の行動を捉えることができる 人間を身体的・精神的・社会的・靈的に統合された存在であると理解でき、その視点がわかる	人間が日常生活を営むために必要な人体の構造と機能を系統立てて理解できる 人間を身体的・精神的・社会的・精神的に統合された存在であると理解する必要性がわかる
3 自己の感性を豊さ、共感する心を持ち、よりよい人間関係を築くことができる	4、 構図の基礎を築くことができる	自己理解から他者理解へ意識を広げ、人間理解に努めることができる 人間関係を形成するための基本的知識・技術を身につけることができる 相手の立場を考え、自己の思いや考えを表現できる	自己理解を深め、他者に關心が持てる 人間の心と行動についての基礎理論を知り、コミュニケーションスキルが必要であることが理解できる 自己の思いや考えを他者に表現できる

教育目標	2年次		1年次
	ディプロマカリシー		
4 基礎的知識と技術を活用し、人間の健康レベルや発達段階の特徴に応じた看護を科学的根拠に基づき、実践することができる	看護に必要な知識・技術・態度と論理的思考を身につけ、科学的根拠に基づき、対象の健康や障害の状況に応じた看護を考え実践できる	日常生活援助技術を対象の特徴に合わせて実施・評価・修正し、個別性のある看護につなげることができる	日常生活援助技術を原則に基づき安全・安楽に実施できるための基礎的な知識・技術・態度・思考過程を身につけることができる
5、 基づき、対象の健康や障害の状況に各ライフステージにおける発達段階の特徴、各病期の特徴、様々な療養の場に関する知識を深め、対象に合わせた看護の重要性が理解できる	各ライフステージにおける発達段階の特徴、各病期の特徴、様々な療養の場に関する知識を深め、対象に合わせた看護の重要性が理解できる	各ライフステージにおける発達段階の特徴を知り、対象に合わせた看護の重要性が理解できる	各ライフステージにおける発達段階の特徴を知り、対象に合わせた看護の重要性が理解できる
6、 保健・医療・福祉の動向と課題を理解し、地域で暮らす人々の健康とくらしを支えるための看護師および他職種の役割を理解することができる	変動する社会や様々な状況下での人々の健康への欲求に关心が持てる	保健・医療・福祉に関する情報に興味・関心が持てる	保健・医療・福祉に關注する情報に興味・関心が持てる
5 保育・医療・福祉における看護師および他職種との連携・協働の必要性を理解し、人々が地域でその人らしくくらすことを目指し支援することができます	保健・医療・福祉の動向と課題を理解することができる	保健・医療・福祉の動向と課題を理解することができる	看護を取り巻く社会情勢やニーズに关心がもてる
6、 地域で暮らす人々が、その人らしく生活できるよう、多職種と連携・協働する必要性を理解し、チームメンバーの一員として看護を実践することができる	看護の役割を理解でき、他職種の役割を理解することができる	看護の役割を理解でき、他職種の役割を理解することができる	人々の健康の保持、増進のために多職種が関わっていることを知り、その中の看護の役割を理解することができる
7、 看護実践における自らの課題に取り組み、看護の質向上を目指し自己研鑽し続けることができる	地域の文化・生活を理解し、看護としての自分の役割を考えることができます	看護専門職として、多職種と連携・協働する必要性を理解することができる	地域の文化・生活を理解し、地域で暮らす人々の生活を理解することができる
8、 看護実践における自らの課題に取り組み、専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解できる	看護実践における自らの課題を見つめ、自己の看護観を意識し、専門職としての学びを深めようと努力することができる	看護実践における自らの課題を見つめ、自己の看護観を意識し、専門職としての学びを深めようと努力することができる	看護に対する興味・関心をもち、自らの目標に向かって努力できる
9、 看護師として探求心を持ち、主体的に学ぶ姿勢を持つことができる	自らの意思で積極的に学習に取り組み、組織習慣を身に付けることができる	主体的な学習の必要性を理解し、自己学習の習慣を身に付けることができる	

3. 行事計画

令和6年度年間計画 (前期)

月	日	曜日	行 事	対象学生
4	3	水	入学前オリエンテーション	新1年
	5	金	始業式・授業開始	2・3
	8	月	第36期生入学式(10:00~)	1・2・3
	9	火	入学生オリエンテーション	1
	10	水	実習開始(島田市立総合医療センター他 ~11/8) 地域在宅・成人・老年・精神・小児・母性看護学実習	3
	17	水	運営委員会(13:30~)	
	25	木	1年生交流研修	1
	26	金	〃	1
5	1	水	春の健康診断・防災訓練	1・2
	2	木	看護を語る会・講演会	1・2・3
6	12	水	基礎看護学Ⅲ期実習(~25日(火))	2
7	16	火	老年看護学実習Ⅰ(あしたば他)(~23日(火))	2
	31	水	授業終了 大掃除	1・2・3
8	1	木	夏季休暇(~25日(日))	1・2・3
	2	金	第1回 オープンキャンパス 9:00~12:00	2
			第2回 オープンキャンパス 13:00~16:00	2
	3	土	第3回 オープンキャンパス 9:00~12:00	2
	5	月	小児看護学看護方法Ⅱ演習(予定)	2
	22	木	学校説明会 10:00~	
	26	月	始業	1・2・3
9			施設見学 静岡県立こころの医療センター	2
	17	火	令和7年度生推薦・社会人入学試験願書受付(~10/2(水))	1
	18	水	基礎看護学Ⅰ期実習(~25日(水))	
	30	月	前期終了	1・2・3

(後期)

月	日	曜日	行 事	対象学生
10	1	火	後期開始	1・2・3
	4	金	入学試験委員会(15:00~)	
	15	火	令和7年度生推薦・社会人入学試験(学科試験・面接)	
	16	水	" (面接) (1・2・3年生は10月19日の代休とする)	
	18	金	看学祭	1・2・3
	19	土	看学祭(一般公開)	1・2・3
	23	水	入学試験委員会(9:00~)	
	30	水	令和7年度生推薦・社会人入学試験合格発表	
11			定期健康診断	1・2・3
	12	火	統合実習(~11/26)	3
		土	災害看護学(医療センター:トリアージ訓練への参加)	3
12	2	月	令和7年度生一般入学試験願書受付(~23日(月))	
	4	水	基礎看護学Ⅱ期実習(~10日(火)) 交通安全講習会	1 1・2・3
	23	月	終了式 大掃除	1・2・3
	24	火	冬休み(~1/6日(月))	1・2・3
1	7	火	始業	1・2・3
	8	水	令和7年度生一般入学試験(学科試験)	
	9	木	一般入試1次合格発表	
	10	金	令和7年度生一般入学試験(面接試験)	
	15	水	地域在宅・成人・老年・精神・小児・母性看護学実習	2
	17	金	入学試験委員会(9:00~)	
	23	木	令和7年度生一般入学試験合格発表	
2	12	水	運営委員会(進級・卒業認定、令和7年度教育計画)(15:00~)	
	16	日	看護師国家試験(仮)	3
	17	月	3年生は16日の代休(仮)とする 看護のまとめ演習	3 3
3	3	月	卒業式(10:00~) 2年生看護研究レポート発表	1・2・3 2
	12	水	学校関係者評価委員会(14:00~)	
	15	土	オープンキャンパス	2
	21	金	修了式 大掃除	1・2
	24	月	春休み(~4/6日(日))	
	26	水	講師会議(15:00~)	
	31	水	後期終了	1・2

4. 島田市立看護専門学校条例

(設置)

第1条 島田市は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく看護師の資格取得に必要な知識及び技術を修得させるため、看護専門学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市立看護専門学校	島田市野田1065番地の1

(組織)

第3条 島田市立看護専門学校(以下「学校」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段に規定する市長の直近下位の内部組織とする。

2 学校は、看護師の育成に関する事務をつかさどる。

(平24条例1・追加)

(職員)

第4条 学校に校長その他必要な職員を置く。

(平24条例1・旧第3条繰下・一部改正)

(入学検定料)

第5条 入学試験を受けようとする者は、入学願書を提出する際6,000円を入学検定料として納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、還付しない。

(平24条例1・旧第4条繰下)

(授業料)

第6条 授業料は、年額14万4,000円とし、次の表に定める区分により徴収する。

ただし、前期又は後期の全期間にわたって休学した者については、当該学期分の授業料を徴収しない。

学期	徴収額	納期
前期	年額の2分の1に相当する額	4月20日から同月末日まで
後期	年額の2分の1に相当する額	10月20日から同月末日まで

2 市長は、学期の中途において休学し、又は退学した者については、当該学期分の授業料を徴収する。

3 学期の中途において復学又は転入学(以下この項及び次項において「復学等」という。)をした者から徴収する当該学期分の授業料の額は、第1項本文の規定にかかわらず、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から当該学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

4 前項の授業料は、復学等をした日から10日以内に徴収するものとする。

(平18条例15・平22条例19・一部改正、平24条例1・旧第5条繰下、平30条例27・一部改正)

(授業料の減額又は免除等)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、授業料を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(平24条例1・旧第6条様下)

(委任)

第8条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例1・旧第7条様下)

附 則

この条例は、平成17年5月5日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前において在学する者の当該在学の継続する期間に係る授業料の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前において在学する者の当該在学の継続する期間に係る授業料の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年2月29日条例第1号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月9日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の学期分の授業料について適用し、同日前の学期分の授業料については、なお従前の例による。

5. 島田市立看護専門学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第3章 入学、休学、復学、転学、転入学、退学及び除籍（第9条—第20条）
- 第4章 教育課程（第21条—第26条）
- 第5章 卒業の認定（第27条・第28条）
- 第6章 賞罰（第29条・第30条）
- 第7章 健康管理（第31条）
- 第8章 費用徴収（第32条・第33条）
- 第9章 職員組織（第34条・第35条）
- 第10章 学校評価（第36条）
- 第11章 雜則（第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 島田市立看護専門学校（以下「学校」という。）は、感性豊かな人間性を養い、科学的思考を基盤とした看護の実践力と保健、医療及び福祉の全般にわたる広い視野を備え、広く社会に貢献し得る看護師を育成することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市立看護専門学校	島田市野田 1065 番地の 1

（課程、学科、修業年限等）

第3条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員、学級編成及び総定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	各入学年の 学級編成	総定員
専門課程 (三年課程)	看護学科	3年	40人	1学級	120人

（在学年限）

第4条 学生は、6年を超えて在学することができない。

(運営を行うための会議)

第5条 学校の運営に関する事項を審議するため、島田市立看護専門学校運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 学校における教育の充実を図るため、次に掲げる会議を置く。

- (1) 自己評価委員会
- (2) 学校関係者評価委員会
- (3) 職員会議
- (4) 教務会議
- (5) 講師会議
- (6) 実習担当者会議
- (7) 入学試験委員会

3 運営委員会及び前項各号に掲げる会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(平成29年法律第63号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7月25日から8月31日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬季休業日 12月20日から翌年1月7日までの間において校長が定める期間
- (6) 学年末休業日 3月20日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (7) その他校長が特に定める日

2 校長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、休業日を変更し、又は休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学、転学、転入学、退学及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)

第90条第1項の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第11条 学校に入学を志願する者は、指定する期日までに、次に掲げる書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 島田市立看護専門学校入学願書（様式第1号）
- (2) 島田市立看護専門学校受験票（様式第2号）
- (3) 写真台紙（様式第3号）
- (4) 高等学校の長が発行する調査書又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有することを証明する書類
- (5) 推薦書（様式第4号）（高等学校の長の推薦を受けて入学を志願する場合に限る。）

(入学試験)

第12条 校長は、入学を志願する者に対し、入学試験を行う。

- 2 入学試験の期日、場所その他入学試験の実施に関し必要な事項は、その都度公告する。
- 3 合否の決定は、運営委員会で行う。

(入学手続及び入学等の許可)

第13条 前条の入学試験に合格した者は、指定の期日までに、誓約書（様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(転入学)

第14条 校長は、他の看護学校（三年課程）で1年以上履修した者で、学校に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願（様式第6号）
 - (2) 前校成績証明書、科目履修証明書及び在学証明書
- 3 第1項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数は、校長が決定する。
 - 4 第1項の規定により転入学した者は、前項の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(休学)

第15条 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、休学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を得て、休学することができる。この場合において休学の理由が傷病の場合であって校長が必要と認めるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

- (1) 傷病のため引き続き2月以上就学不能のとき。
 - (2) その他特別の事由があるとき。
- 2 前項の休学期間は、在学期間に算入しない。
 - 3 休学期間は、1年を超えることができない。
 - 4 校長は、傷病その他の理由により、就学することが不適当と認められる者に対して休学を命ず

ることができる。

(復学)

第16条 学生は、休学期間満了の場合又は休学期間にあっても、その理由が消滅した場合には、復学願（様式第8号）を校長に提出し、その許可を得て復学することができる。この場合において、休学の理由が傷病の場合であって校長が必要と認めるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第17条 学生は、退学しようとするときは、退学願（様式第9号）を校長に提出し、その許可を受けなければならぬ。

(転学)

第18条 学生は、他の看護学校（三年課程）に転学を志願しようとするときは、転学願（様式第6号）を校長に提出し、その許可を受けなければならぬ。

(学校の命ずる退学)

第19条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、運営委員会の議を経て、退学を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく、第8条第1項第1号、第2号及び第6号に定める休業日を含め、引き続き3週間以上欠席した者
- (2) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認めた者
- (3) 第4条又は第14条第4項に規定する期間を超えた者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しなかった者

(除籍)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、運営委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者

第4章 教育課程

(教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数)

第21条 学校における教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

第22条 授業の方法は、講義及び演習並びに実験、実習（臨地実習を含む。以下同じ）及び実技とする。

(単位の計算方法)

第23条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。ただし、校長は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間を、次に掲げる範囲で定める。

(1) 講義及び演習 15 時間以上 30 時間以内

(2) 実験、実習及び実技 30 時間以上 45 時間以内

(卒業に必要な単位)

第24条 卒業の資格を得ようとする者は、3年以上（転入学した学生にあっては、それぞれ定められた期間以上）在学し、卒業の認定に必要な単位を修得しなければならない。

2 卒業の認定に必要な単位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基礎分野 15 単位

(2) 専門基礎分野 25 単位

(3) 専門分野 73 単位

(単位の認定)

第25条 校長は、次に掲げる事項により、単位の認定を行う。

(1) 学科試験の実施 所定の授業時間数の3分の2以上出席した者を対象に1科目100点満点で評価し、60点以上を合格とする。

(2) 臨地実習の評価 所定の授業時間数の5分の4以上出席した者を対象に1科目100点満点で評価し、60点以上を合格とする。

2 校長は、急病その他の正当な事由があつて学科試験に欠席した者に対し、追試験を行うことができる。

3 校長は、学科試験が第1項第1号に規定する合格点に満たない科目がある者に対し、当該科目の再試験を行うことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 校長は、学生が入学前に保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和62年文部省・厚生省令第1号）別表3の備考2に掲げる学校等において別表に規定する教育内容と同一の内容の科目を履修した場合において、当該科目の学習内容が学校における教育内容に相当すると認めるときは、本人からの申請に基づき、総取得単位数の2分の1を超えない範囲内において、学校における単位として認定することができる。

2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に該当する学生が入学前に同号に規定する学校又は養護施設において履修した学習内容が学校における教育内容に相当すると認めるときは、本人からの申請に基づき、別表基礎分野の項に規定する科目の単位として認定することができる。

第5章 卒業の認定

(卒業の認定)

第27条 校長は、第24条第2項の卒業の認定に必要な単位を修得し、出席すべき日数の3分の2以上の日数を出席した者に対し、運営委員会の議を経て、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書（様式第10号）を授与する。

(称号の授与)

第28条 校長は、前条第1項の規定による認定を受けた者に対し、専修学校の専門

課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定に基づき、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第6章 賞罰

（表彰）

第29条 校長は、表彰に値する行為を行った学生を表彰することができる。

（懲戒）

第30条 校長は、学校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

第7章 健康管理

第31条 校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

第8章 費用徴収

（入学検定料及び授業料）

第32条 入学検定料及び授業料は、島田市立看護専門学校条例（平成17年島田市条例第170号。以下「条例」という。）第5条から第8条に定めるところによる。

（授業料の減免等）

第33条 条例第9条の規定により、授業料の減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする者は、授業料減免・徴収猶予申請書（様式第11号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

第9章 職員組織

（組織）

第34条 学校に校長、副校長、教務課長、教務係長、総務係長、専任教員、事務、職員、講師その他必要な職員を置く。

（校務分掌）

第35条 校務分掌については、校長が別に定める。

第10章 学校評価

第36条 校長は、学校の教育水準の維持及び向上を図り、学校の教育目的を達成するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 校長は、前項の点検及び評価（以下「自己評価」という。）の結果を踏まえた学校の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動その他の学校運営に活用するとともに、公表するものとする。

3 自己評価及び学校関係者評価の実施並びにその結果の公表に關し必要な事項は、校長が定める。

第11章 雜則

（その他）

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 17 年 5 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日の前日までに、合併前の島田市立看護専門学校学則（平成元年島田市規則第 17 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 12 月 21 日規則第 48 号）

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日規則第 104 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日規則第 120 号）

(施行期日)

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項第 3 号から第 5 号までの改正規定、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に加える改正規定及び第 30 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第 24 条第 2 項及び別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（以下「在学生」という。）については、なお従前の例による。

- 施行日以後に転入学する者（以下「転入学生」という。）に係る教育内容、授業科目及び単位数並びに卒業の認定に必要な単位（以下「教育内容等」という。）については、改正後の第 24 条第 2 項及び別表の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者の例による。

- 前 2 項の規定にかかわらず、在学生又は転入学生に係る教育内容等について、在学生にあっては従前の例に、転入学生にあってはその者の属する学年に在学する者の例により難いと校長が認める場合は、校長が別に定めるところによる。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 35 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 9 日規則第 38 号）

(施行期日)

- この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第 11 号による授業料減免・徴収猶予申請書は、改正後の様式第 11 号による授業料減免・徴収猶予申請書とみなす。

附 則 (令和2年1月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条、第23条及び第24条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、施行日前から引き続き在学している者（以下「在学生」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に転入学する者（以下「転入学生」という。）に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数並びに卒業の認定に必要な単位（以下「教育内容等」という。）については、改正後の第21条、第23条及び第24条第2項の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者の例による。
- 4 前2項の規定にかかわらず、在学生又は転入学生に係る教育内容等について、在学生にあっては従前の例に、転入学生にあってはその者の属する学年に在学する者の例により難いと校長が認める場合は、校長が別に定めるところによる。

別表(第21条関係)

教 育 内 容	授 業 科 目	単位数	授業時間数
基礎分野	倫理学	1	15
	情報科学Ⅰ	1	15
	情報科学Ⅱ	1	30
	教育学	1	30
	心理学	1	15
	人間関係論	1	30
	人間力育成Ⅰ	1	15
	人間力育成Ⅱ	1	15
	人間力育成Ⅲ	1	15
	健康とスポーツ	1	30
	生活科学	1	30
	表現と論理	1	30
	家族社会学	1	15
	英語	1	30
	国際社会学	1	30
	小 計	15	345
専門基礎分野	生理解剖学Ⅰ	1	30
	生理解剖学Ⅱ	1	30
	生理解剖学Ⅲ	1	30
	生理解剖学Ⅳ	1	30
	生理解剖学Ⅴ	1	15
	栄養生化学	1	30
	微生物学	1	30
	医療概論	1	15
	病態生理学Ⅰ	1	30
	病態生理学Ⅱ	1	30
	病態生理学Ⅲ	1	30
	病態生理学Ⅳ	1	30
	病態生理学Ⅴ	1	15
	病態生理学Ⅵ	1	15
	診断と検査	1	15
	治療学Ⅰ	1	30
	治療学Ⅱ	1	30
	治療学Ⅲ	1	15
	小 計	25	600

専 門 分 野	基礎看護学	基礎看護学 原論	1	30
		基礎看護技術 I - 1	1	30
		基礎看護技術 I - 2	1	30
		基礎看護技術 II - 1	1	30
		基礎看護技術 II - 2	1	30
		基礎看護技術 II - 3	1	30
		基礎看護技術 III - 1	1	30
		基礎看護技術 III - 2	1	30
		看護過程	1	30
		看護研究	1	30
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論	臨床推論	1	30
		地域・在宅看護論 原論 1	1	30
		地域・在宅看護論 原論 II	1	30
		くらしを支える看護 I	1	30
		くらしを支える看護 II	1	15
成人看護学	成人看護学	くらしを支える看護 III	2	30
		成人看護学 原論	1	30
		成人看護学 看護方法 I	1	15
		成人看護学 看護方法 II	1	30
		成人看護学 看護方法 III	1	30
		成人看護学 看護方法 IV	1	30
老年看護学	老年看護学	成人看護学 看護方法 V	1	15
		老年看護学 原論	1	30
		老年看護学 看護方法 I	1	30
		老年看護学 看護方法 II	1	30
小児看護学	小児看護学	老年看護学 看護方法 III	1	20
		小児看護学 原論	1	15
		小児看護学 疾患と治療	1	30
		小児看護学 看護方法 I	1	30
母性看護学	母性看護学	小児看護学 看護方法 II	1	30
		母性看護学 原論	1	30
		マタニティサイクルの経過	1	30
		マタニティサイクルにおける看護	1	30
精神看護学	精神看護学	マタニティサイクルにおける看護過程・看護技術	1	15
		精神看護学 原論	1	30
		精神看護学 疾患と治療	1	15
		精神看護学 看護方法 I	1	30
看護の統合と実践	看護の統合と実践	精神看護学 看護方法 II	1	30
		看護管理と医療安全	1	30
		看護倫理	1	15
		災害看護と国際看護	1	30
		看護総合演習 I	1	15
		看護総合演習 II	2	30

臨地実習	基礎看護学Ⅰ期実習	1	40
	基礎看護学Ⅱ期実習	1	40
	基礎看護学Ⅲ期実習	2	80
	地域・在宅看護論実習Ⅰ	3	90
	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	80
	成人看護学実習Ⅰ	3	90
	成人看護学実習Ⅱ	3	90
	老年看護学実習Ⅰ	1	40
	老年看護学実習Ⅱ	3	90
	小児看護学実習	2	80
	母性看護学実習	2	80
	精神看護学実習	2	80
	看護の統合と実践実習	3	90
小計		73	2130
合計		113	3075

第1号様式(第11条開設)、第2号様式(第11条開設)、第3号様式(第11条開設)
及び第4号様式「宿泊」

様式第5号(第11条開設)

誓約書

島田市立看護専門学校長

私は、島田市立看護専門学校入学後は学生の本分に従って学業に精勤することを誓います。

年月日

本人住所

氏名

㊞

私たちは、上記の者が該学校に在学中、本人について生じた一切の責任を引き受けることを保証します。

年月日

保証人住所

氏名

生年月日 年月日生

職業

本人との關係

保証人住所

氏名

生年月日 年月日生

職業

本人との關係

様式第6号(第14条、第15条開設)

就入学願

年月日

島田市立看護専門学校長

申請書

本人姓名

印

保証人姓名

印

親族人姓名

印

次のとおり就入学願をしたいので、許可されるようお願いします。

1 就入学 祈学 年月日 年月日

2 就就の 祈学 年月日

3 理由

様式第7号(第14条開設)

休学期

年月日

島田市立看護専門学校長

申請書

本人姓名

印

保証人姓名

印

親族人姓名

印

次のとおり休学期をしたいので、許可されるようお願いします。

1 休学期間 年月日から 年月日まで

2 理由

3 附付書類

就学の診断書(就学の理由が医療の場合にあって校長は必要と認めたときに限る。)

様式第8号(第18条開設)

復学期

年月日

島田市立看護専門学校長

申請書

本人姓名

印

保証人姓名

印

親族人姓名

印

次のとおり復学期をしたいので、許可されるようお願いします。

1 夏学期年月日 年月日

2 理由

3 附付書類

就学の診断書(就学の理由が医療の場合にあって校長は必要と認めたときに限る。)

横式第10号(第37条関係)

進 学 四

年 月 日

鳥取市立看護専門学校

学籍番号	年
本人氏名	姓
保護人氏名	母
扶養人氏名	母

次の理由により進学したいので、許可されるようお願いします。

理由

横式第10号(第37条関係)

三 号

卒業証書

氏名 年 月 日生

あなたは、本校専門課程〔三年課程〕を専修する予定の課程を修めたので卒業証書を授与し、専門士(看護専門課程)と称することを許めます。

年 月 日
鳥取市立看護専門学校 校長

四

横式第11号(第38条関係)

授業料减免・徴収猶予申請書

年 月 日

鳥取市長

学籍番号	年
氏名	姓

ものとおり授業料の 减免 徴収の猶予 を受けたいので、申請します。

減 免		徴 収 猶 予	
年度	前期	年度	前用 4月 28日から同月最終まで
	後期		後用 10月 28日から同月最終まで
減免を受けようとする理由	徴収の猶予を受けようとする理由		
前用 年 月 日から 月間	前用 年 月 日から 月間		
後用 年 月 日まで	後用 年 月 日まで		
減免を受けようとする理由	徴収の猶予を受けようとする理由		

(II) 減免又は徴収の猶予を受けようとする理由を説明する書類を添付してください。

6. 島田市立看護専門学校学則細則

(趣旨)

第1条 この細則は、島田市立看護専門学校学則（平成17年島田市規則第145号。以下「学則」という。）の施行に關して必要な事項を定めるものとする。

(入学者の選考)

第2条 学則第12条第2項の入学選考は次の区分によって行なう。

- (1) 推薦入学試験選考
- (2) 社会人入学試験選考
- (3) 一般入学試験選考

2 入学試験の期日・場所・方法その他の必要事項は、その都度校長が定めるものとする。

(入学手続き)

第3条 学則第13条第2項の入学を許可された者は、指定する期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 学生本人の住民票抄本
- (2) 高等学校の卒業証明
- (3) 調査書（第1号様式）
- (4) 誓約書（学則様式第5号）

2 保証人は、身許が確実で独立の生計を営む成年者とし、うち一人は、保護者又は配偶者でなければならない。

(変更の届出)

第4条 学生は、学生又は保証人の本籍、住所又は氏名に変更があったときは、変更届（第2号様式）を提出しなければならない。

(転入学)

第5条 学則第14条の転入学を志願する者は、同条第2項の書類に島田市立看護専門学校条例（平成17年島田市条例第170号）第4条に規定する入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

(教育課程等)

第6条 授業時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時50分から午後4時10分までとし、授業時間帯は以下の通りとする。

- | | | | |
|-----|--------|---|--------|
| 第1限 | 8時50分 | ～ | 10時20分 |
| 第2限 | 10時30分 | ～ | 12時00分 |
| 第3限 | 13時00分 | ～ | 14時30分 |
| 第4限 | 14時40分 | ～ | 16時10分 |

2 臨地実習は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から16時15分までとし、実習施設等により8：00～18：00の間で異なる場合もある。

3 学校行事等の時間は、その都度定める。

(授業科目の履修)

第7条 学則第21条の学校における教育内容、授業科目及び単位数は別表のとおりとする。

(学科試験)

第8条 学則第25条第1項第1号の学科試験は、履修した科目について隨時行う。

- 2 学科試験は、筆記試験を原則とし必要に応じて他の方法により行い、100点満点とする。
- 3 科目の受験資格は、授業時間の2/3の出席を必要とする。ただし、授業時間が2/3に満たない場合、正当な理由があると学校長が認めた場合は、科目補習願(第3号様式)を提出し補習講義を受けなければならない。
- 4 学科試験をレポートで行う場合は、指定された期日、時間までに提出しなければ当該科目の単位は認定できない。ただし正当な理由があると学校長が認めた場合は、この限りではない。
- 5 学科試験の受験資格はその該当単位の技術実習の履修を必要とする。ただし正当な理由があると学校長が認めた場合は、この限りではない。
- 6 試験は、30分以上遅刻した場合、受験することができない。ただし、正当な理由があると学校長が認めた場合は、この限りではない。
- 7 試験中、試験後、不正行為があった場合、当該単位は認定されない。試験中は直ちにその試験を中止し、退室しなければならない。
- 8 試験結果について申し立てのある場合は試験結果が掲示された当日中に申し出なければならぬ。それ以降は無効となる。

(授業科目の評価)

第9条 学則第25条に規定する試験及び臨地実習の評価は次の区分によって行う。

試験及び臨地実習成績	評価
90点以上	秀
80点以上90点未満	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

- 2 同一科目を複数の講師で担当する場合は、それぞれの試験成績を合計した点数をもって、当該科目の成績とする。同一科目の、それぞれの講師が担当する小科目を細分化科目という。細分化科目の合計が6割以上を合格とする。(細分化科目の合計が6割以上であっても各細分化科目の点数が6割未満の場合は、その細分化科目については合格するまで再試験を行う)

細分化科目の合計が6割未満の場合は、6割未満の細分化科目について再試験を行うが、その細分化科目が再試験で合格しない場合、その科目の単位は認定されない。

- 3 臨地実習の評価は、実習単位ごとに行う。
- 4 2ヶ所以上の実習場所において評価を行う場合は、それぞれの実習場所における評価点の合計を総合評価とし成績とする。
- 5 臨地実習の成績は、総合評価が60点以上の場合、単位として認定されるが、実習評価表の評価項目の大項目毎の合計得点が6割未満の場合、合格点となるようその項目の補習をしなければならない。また、総合評価が60点以上であっても、各実習場所における評価点が6割未満の場合は、合格点となるように補習をしなければならない。
- 6 臨地実習の終了は各実習場毎の最終実習記録物の提出をもって終了する。最終実習記録物の提出が30分以上遅れた場合は、その臨地実習の評価の対象とならない。ただし、正当な理由があると学校長が認めた場合は、実習評価願（第4号様式）を提出し評価を、受けることができる。
- 7 臨地実習を辞退するものは、臨地実習辞退届（第5号様式）を提出しなければならない。

（追試験及び追実習）

第10条 学則25条第2項に規定する追試験を受けようとする者は、試験が終了した日から5日以内（土日祝日除く）に欠席事由を証明する書類（傷病で医師の診断を受けた者は診断書）を添えて、追試験受験願・追実習願（第6号様式）を提出しなければならない。

- 2 追試験の評価は、当該試験の成績点数に10分の8を乗じて得た点数により行う。
ただし感染症等で出席停止による特別欠席の場合は、追試験とはせず受診証明または診断書を提出し、10分の10で採点する。
- 3 追試験に欠席した者に対しては、原則として単位認定は行わない。
- 4 正当な事由（欠席事由を証明する書類、傷病で医師の診断を受けた者は診断書）があつて臨地実習（施設見学実習を含む）を欠席し評価を受けることができなかつた学生に対し、追実習を行うことができる。
- 5 追実習の日数は、原則として所定の実習時間数を行う。
- 6 追実習の出席日数が不足した場合、原則として単位認定は行わない。

（再試験）

第11条 学則第25条第3項に規定する再試験を受けようとする者は、試験の評価と再試験該当者公示表を確認し、再試験を受けなければならぬ。

- 2 再試験は、60点以上を合格とする。
- 3 再試験の合格者の当該学科試験の点数は60点とする。
- 4 再試験に欠席した者に対しては、原則として単位認定は行わない。

（単位の認定）

第12条 学則第25条に規定する単位の認定は、次に掲げる事項に該当する者があつた場合、単位の認定を行わない。

- 2 基礎看護学Ⅰ期実習、基礎看護学Ⅱ期実習、基礎看護学Ⅲ期実習は段階をおつて修得しなければならない。入学2年目に開講する全ての既習科目の単位が修得できなかつた場合は、老年看護学実習Ⅱ以降の領域別実習に進めない。

- 3 臨地実習において故意に臨地実習誓約書に反する行動があった場合、単位の認定を行わない。
- 4 入学後1年目に開講する科目的うち不合格科目が3単位以上あるものは、入学後2年目に開講する科目の受講はできない。
- 5 看護の統合と実践実習以外の領域別実習が全て合格しなければ、看護の統合と実践実習、結合技術演習Ⅱに進めない。

(既修得単位の認定)

第13条 学則第26条に規定する、入学前の既習得単位の認定を申請するものは、入学年度の4月末までに次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書（第7号様式）
- (2) 成績証明書
- (3) 修得した科目的内容を明記したガイダンス等の写し

2 校長は、単位を取得したと認定した場合、単位認定書（第8号様式）を発行する。
(単位再履修)

第14条 再履修を受ける者は、単位再履修願（第9号様式）を提出しなければならない。

- 2 単位再履修にあたっては、授業時間の2／3の出席を必要とする。
- 3 学則第25条第1項2号に規定する臨地実習の評価が不合格の者に対しては、次年度に再履修を行う。

(卒業の認定)

第15条 学則第27条に規定する卒業の認定は、次に掲げる事項に該当する者があった場合、教務会議で審議し、運営委員会の議を経るものとする。

2 学則第21条に定める全科目的単位を履修していない学生（欠課・欠席の届出・授業の入退室）

第16条 欠課・欠席する場合は、欠課・欠席届（第10号様式）を提出しなければならない。

- 2 各届は、欠課・欠席した日から7日以内に提出しなければならない。
- 3 授業時間に15分を超える30分未満の遅刻及び早退は1時間の欠課とし、30分以上の遅刻及び早退は2時間の欠課とする。
- 4 30分を超える遅刻は、授業の入室を認めない。ただし正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(特別欠席)

第17条 次の各号の一に該当し、校長の承認を受けた欠席は、学則第27条の出席すべき日数から除き、正当な理由として欠席を認める。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により出席停止をさせる場合（第12号様式）
 - (2) 忌引きの場合〔2等親までは1日以内の特別欠席を認める〕（第11号様式）
 - (3) 非常災害、交通機関途絶その他不可抗力による場合
 - (4) 看護師国家試験、入学試験又は就職試験を受ける場合
 - (5) その他校長が特別の事情があると認めた場合
- 2 第1項に規定する校長の承認を受けようとする学生は、特別欠席承認願（第11号様式）を提出しなければならない。

(表彰)

第18条 学則第29条に規定する表彰に該当する学生がいるときは、教務会議において審議し、校長が決定する。

(懲戒)

第19条 学則第30条に規定する懲戒に該当する学生がいるときは、運営委員会において審議し、校長が決定する。

(委任)

第20条 この細則に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は平成17年5月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日より施行する。

2 改正後の第7条の規定は平成21年度において第1学年に入学する者から適用し、施行日前から引き続き在学している者については、なお従前の例による。

附 則

この細則は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。

附 則

1 この規則は令和4年4月1日より施行する。

2 改正後の第12条の規定は令和4年度において第1学年に入学する者から適用し、施行日前から引き続き在学している者については、なお従前の例による。

<p>第 1 号様式 (第 0 条款)</p> <p>新規実習登録</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>高知市立看護専門学校名 様</p> <p>申 請 者 姓 学年 学籍番号 名</p> <p>下記の施設内宿について、説明したいのでお願ひいたします。</p> <p>記</p> <p>1. 申請科目 科名</p> <p>2. 対象者</p>	<p>第 2 号様式 (第 0 条款)</p> <p>説明願・適用資格確認</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>高知市立看護専門学校名 様</p> <p>申 請 者 姓 学年 名 学生 学籍番号 姓</p> <p>下記の科目について説明願・適用資を受けたいので、お願ひいたします。</p> <p>記</p> <p>科名 姓</p>
<p>(備考) 前項で承認した場合は、医師の診断書を提出すること。</p>	
<p>第 3 号様式 (第 12 条款)</p> <p>新規・既存・中止登録</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>高知市立看護専門学校名 様</p> <p>申 請 者 姓 学年 学籍番号 名</p> <p>下記の科目について、入学前の就業の項目を認めてほしいので、就業実績を添えて申請します。</p> <p>記</p> <p>1. 申請科目 科名</p> <p>2. 既付情報 <input type="checkbox"/> 就職履歴書 <input checked="" type="checkbox"/> 既付した科目の内容を併記したガイダンス用の事し。</p> <p>* 平成30年卒業者13月度に適用</p>	
<p>第 4 号様式 (第 12 条款)</p> <p>新規・既存・中止登録</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>高知市立看護専門学校名 様</p> <p>申 請 者 姓 学年 学籍番号 名</p> <p>令和 年 月 日 高知市立看護専門学校 校長</p>	

第10号様式(第14条添付)

申込書類用紙

令和 年 月 日

鳥取市立看護専門学校長 様

学年
准
級生 学籍番号
姓
氏
名
甲

下記の内容を了承致したいので、お願いします。

是

料 球 名

算 术 道

時 間 表

理 科 名

第10号様式(第16条添付)

大 場 · 大 場 旗

令和 年 月 日

鳥取市立看護専門学校長 様

姓
氏
名
准
級生 学籍番号

1. 大坂・大高根吉日

令和 年 月 日 (丁度)

2. 理由

科目	科目名	時 間	英 文 表 様	時 間
1		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
2		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
3		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
4		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
5		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
6		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
7		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間
8		時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間	時 分から 時 分まで 時 分間

+該場所により7日前以上に以下の項目に該当する場合は該当の日出席を拒否すること。

添付第12号(第17条添付)

特 别 欠席 申 請 形

令和 年 月 日

鳥取市立看護専門学校長 様

学年
准
級生 学籍番号
姓
氏
名下記理由により(月 日 ~ 月 日)欠席したので、
承認してくださるようにお願いいたします。

是

1. 学校保健安全法によるもの

2. 病 気 (症状)

3. 真 察等によるもの

4. 実務のため (会社)

5. その他の (理由)

※ 該当する番号を□で記入。

添付第12号(第17条添付)

学年(年生) 学籍番号() 氏名

(例) 1 年生

学校保健安全法に基づく出席停止について

鳥取市立看護専門学校

学校保健安全法における学校保健組について、学校保健安全法施行規則第19条の規定により上記は出席停止の範囲をしています。下記の組合せ(0 の無いを含む)に該当した場合、立即的に該当者を登録してもらいたい旨を提出して下さい。

用語	説明
□ インフルエンザ	他の者と手を貸し、手を取るなどの直接的な接觸がある場合
□ A型 流感 症状	発熱37.5度以上を示し、手足指先から頭部までの皮膚が赤くなる
□ 痢疾	原因菌による感染症
□ 肺炎	肺が感染する病気
□ 痢疾	下痢が原因で発達する病気
□ 肺炎	肺が感染する病気
□ 痢疾	下痢が原因で発達する病気
□ 肺炎	肺が感染する病気
□ 肺炎	肺が感染する病気
□ その他()	上記に該当しない他の病気を含む場合は記入

該件書(学校感染症届出票)

学生氏名

令和 年 月 日

上記の学生は、室内の状況について学校保健組ガイドラインに基づき、文部科学省の指針が適切と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

施設名

7. 教育計画

1) 教育内容の構成

教育目的 + 目標	教育活動 113単位 3075時間	専門分野 73単位 2130時間	基礎分野 15単位 345時間	<ul style="list-style-type: none"> 倫理学 1単位(15時間) 情報科学 I 1単位(16時間) 情報科学 II 1単位(30時間) 教育学 1単位(10時間) 心理学 1単位(15時間) 人間関係論 1単位(10時間) 人間力育成 I 1単位(15時間) 人間力育成 II 1単位(15時間) 人間力育成 III 1単位(15時間) 健康とスポーツ 1単位(30時間) 生活科学 1単位(30時間) 看護上論理 1単位(30時間) 家族社会学 1単位(15時間) 英語 1単位(30時間) 国際社会学 1単位(30時間) 		
					<ul style="list-style-type: none"> 人體の構成 (15時間) 感覚器 (8時間) → 生理解剖学 I 生命の連続性 (14時間) 体の支持と運動 (12時間) → 生理解剖学 II 呼吸と循環 (18時間) 血液、リンパ系 (16時間) 内部構造の調整 (10時間) → 生理解剖学 III 体液の調整 (10時間) 食と排泄 (15時間) → 生理解剖学 IV 脳・神経系 (15時間) → 生理解剖学 V 	
				生物学 6単位 [135時間]	まとめ演習 (15時間) → 生理解剖学 V	
				<ul style="list-style-type: none"> 栄養生化学 1単位(10時間) 微生物学 1単位(30時間) 医療衛生論 1単位(15時間) 		
				病態生理学 6単位 [150時間]	<ul style="list-style-type: none"> 循環器の障害 (6時間) 女性生殖器の障害 (6時間) → 病態生理学 I 腎臓症の障害 (0時間) 体の支持と運動の障害 (12時間) 呼吸の障害 (10時間) 消化器の障害 (14時間) → 病態生理学 II 口腔・味覚の障害 (8時間) 脳・神経の障害 (14時間) 椎骨の障害 (12時間) → 病態生理学 III 耳鼻・咽嚨の障害 (4時間) 皮膚の障害 (4時間) 既発症の障害 (6時間) → 病態生理学 IV 内分泌・代謝の障害 (10時間) 血清・レバーパイオマーカー等の検査 (10時間) → 病態生理学 V 病態生物学のまとめ演習 (15時間) → 病態生理学 VI 病態生理学 授業振り返り (15時間) → 病態生理学 VII 	
				診断と検査	<ul style="list-style-type: none"> 放射線検査(4時間) 臨床検査(11時間) 	
					1単位	
				<ul style="list-style-type: none"> 治療学 I (聴取療法) 1単位(30時間) 治療学 II (音響療法) 1単位(15時間) <ul style="list-style-type: none"> (別科療法) (9時間) (放射線療法) (9時間) 治療学 III (ホーリー音響療法) 1単位(8時間) <ul style="list-style-type: none"> (食事療法) (7時間) 		
				<ul style="list-style-type: none"> 医療倫理 1単位(30時間) 公衆衛生学 1単位(15時間) 社会福祉概論 1単位(30時間) 社会福祉各論 2単位(30時間) 看護と法律 1単位(30時間) 臨床心理学 1単位(15時間) 		

3) 各分野の考え方

(1) 基礎分野 15単位 (345時間)

基礎分野は、専門基礎分野・専門分野を学ぶための基礎として位置付ける。

それと共に看護する側も一人の人間として人間の理解を広い視野で見つめつつ、自分という人間もじっくり考え、感性豊かな人間性が必要とされる。そのために、基礎分野は、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高めるための科目、感性を磨き生活者としての人間と社会を幅広く理解できる内容とする。また、人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族社会学・人間関係論・心理学を設定した。その他国際化、情報化社会に対応できるような科目を入れた。

(2) 専門基礎分野 25単位 (600時間)

専門基礎分野は、専門分野の基礎として位置付ける。

人間を社会や家族のなかで生活する人としてとらえ、その発生・構造・機能を考えながら、また、生老病死という過程を健康・疾病・障害の成立と回復の促進として考え学ぶ。人間の生命の営みを多角的に理解できるよう、また看護場面での判断に役立つように、人間の身体の構造・機能を正常から異常へと系統的・段階をおって理解を深められるよう学習する。主体的な学習を促すため、生理剖学と病態生理学で演習を取り入れ看護に活かせるように構成した。

健康や障害に応じて社会資源を活用できるように医療の仕組みや関連領域についても学び、具体的に看護につなげてゆけるように科目を設定した。

(3) 専門分野 73単位 (2130時間)

基礎分野と専門基礎分野を土台として、各看護領域の理論や技術を学ぶ。

看護学は実践の学問であり、講義、学内演習、臨地実習と段階的に学習をしていく。

専門分野は、8領域に分かれている。看護は実践の科学といわれるよう机上で学んだことを実践できるよう、効果的に実習を組み入れている。

教科目の教育内容

(1) 基礎分野 15単位(345時間)

科学的思考の基盤、人間と生活、社会の理解

倫理学(1単位 15時間)

目的 倫理的な問題に関する基本的な知識を身につけ、論議できる能力を養う

- 目標 1. 人間の生死について考えを深めることができる
2. 倫理的な問題に関する基本的知識を身につけることができる。

内容 倫理学の基本的な考え方

生命・医療倫理の基礎

生殖医療の生命倫理

安楽死・遺伝子医療

情報科学(2単位 45時間)

情報科学Ⅰ 15時間 情報科学Ⅱ 30時間

目的 情報とICT機器の活用方法を学び、情報に関する実践の場面で活用できる能力を養う

- 目標 1. 情報とは何かを理解し、モラルとセキュリティをふまえた活用を学ぶ
2. 簡単な統計処理ができ、プレゼンテーション資料の作成やリモート学習ができる

内容 情報の定義と特徴

Word、Excel、PowerPointの基本操作

ネットの活用

保健統計の解釈の方法

尺度と度数分布・代表値・散布度・相関と回帰・確率・検定等

教育学(1単位 30時間)

目的 人間の成長にかかわる教育の機能について理解を深め、看護における教育・指導について考える基礎を養う

- 目標 1. 人間形成に必要な教育とは何かについて学ぶ
2. 教育のどのような働きがけがその人の発達を促すことになるのかを学ぶ

内容 現代社会と教育課題

人間の成長と教育の意義

家庭教育・生涯学習と社会教育・学校教育の制度等

心理学（1単位 1.5時間）

目的 心理学の基礎を学び、人間の心理や行動のしくみとその背景、人間関係を理解する能力を養う

目標 1. 心理学の基礎を学び、人間の心理や行動のしくみとその背景、人間関係の理解に役立てる
2. 個人の心理、集団の心理について学ぶ

内容 感覚・知覚・学習・記憶・感情・動機・性格・知能・発達の心理

人間関係論（1単位 3.0時間）

目的 人間と人間との関係・人間と社会との関係について理解し、受容・共感的関わりを深め、看護師として人間関係を形成する力を養う

目標 1. 人間と社会との関連を理解できる
2. コミュニケーションの理論と技術について理解できる
3. 対象者との援助的人間関係について理解できる
4. 組織における人間関係の形成について理解できる

内容 人間関係の基礎

コミュニケーションの基礎

セルフマネジメント

人間力育成（3単位 4.5時間）

人間力育成Ⅰ 1.5時間 人間力育成Ⅱ 1.5時間 人間力育成Ⅲ 1.5時間

目的 周囲の人々への気配りや心遣いを大切にし、良好な関係を築くことができるよう基本的な態度を習得する

目標 1. 社会人となるための基礎的知識・技術・態度を理解する
2. 集団の中での関係構築や自分自身の感情コントロールを身につける
3. 対象の変化や思いをくみ取るための感性を養う
4. 社会人基礎力を理解し、看護師として働くための力を身に付ける

内容 接遇研修

消費者・年金セミナー

島田市の文化・芸能を知る、お茶セミナー

小論文・履歴書の書き方

テーブルマナー

社会人基礎力の自己分析と具体的取組み

看護協会・ナースセンターの事業紹介と就労継続について

自衛隊における医療関係業務と災害医療現場の実情

医療・看護の動向を知り、情報共有するための読む力・書く力・伝える力を養う

健康とスポーツ（1単位 30時間）

目的 生涯を通じて、健康と豊かなライフスタイルを形成できる能力を身につける

- 目標 1. スポーツの基本技術を習得して、自己の健康管理や健康の維持・増進に役立てることができる
2. 身体を動かしながら、人の運動生理機能について考察することができる
3. スポーツを通して、仲間との連携を深め、協力し合うなどの社会性や親和性を身につける

内容 ソフトバレーボール、バドミントン、卓球など

生活科学（1単位 30時間）

目的 豊かな日常生活の在り方、考え方を養うとともに、看護において患者やその家族に生活上のアドバイスのできる能力を養う

- 目標 1. 生活組織としての家族の在り方と家族の発達、ライフサイクルの変化と生活設計、共働き家庭を実現するワーク・ライフ・バランス、生活習慣としての食生活重要性について実践を交えながら理解できる
2. 自分たちの住む街の災害対策を知り、災害時の課題を考えることができる

内容 生活組織の構造・家庭と経済・ライフサイクルの変化と家庭
生活における栄養と食生活の意義
家族のコミュニケーションのあり方
災害対策、防災対策

表現と論理（1単位 30時間）

目的 表現の様式を理解し、自分の考えを的確に伝える能力を養う

- 目標 1. 表現の主な様式（モード）、物語モード・論理科学的モードの違いとそれぞれのメリットを理解できる
2. 論理的思にそって、ものごとを表現し、伝えることができるようになる
3. カンファレンスを想定した議論方法・コミュニケーションを身につける

内容 表現についての理解
語ること、説明すること
論理的思考
実際の問題を解決する方法

家族社会学（1単位 15時間）

目的 現代家族の構造と機能を学び、家族の問題を考え、援助につなげられる能力を養う

- 目標 1. 現代家族の構造と機能を理解できる
2. 現代家族のもつ問題について考えることができる

内容 社会と集団

家族とは

家族の構造と役割

都市化と家族

英語（1単位 30時間）

目的 語学の基礎能力を高め、読解力および会話ができるように学ぶ

- 目標 1. 英語の4技能を増強し、総合的なコミュニケーション能力を高める
2. 看護の場面で使われる英語の語彙や表現を学び、看護に必要な英会話の基本を習得する

内容 基礎英語・ヒアリング等

看護英語、医学英語を用いた看護場面の英語

国際社会学（1単位 30時間）

目的 社会学の基礎知識を学び、人間の社会的行為、社会集団、家族、現代社会の成り立ちと諸問題等を理解し、社会に対する自覚を深める

- 目標 1. 国際社会学という分野と、いくつかの主なテーマについて学ぶ
2. 健康・病気と社会がどのように関わっているかについて学ぶ

内容 社会学とは何か

社会調査の方法

健康・病気の社会格差

健康・病気行動、ケアと医療

国際社会学の基礎

国際人口移動の加速と多様化

多文化社会の発展と反動

国境を超える集団と制度

グローバル社会の諸相

(2) 専門基礎分野 25単位(600時間)

1) 人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進

生理解剖学(5単位 135時間)

目的 人間が日常生活を営み、生きていくためのメカニズムについて理解し、生活現象や人の表す行為の意味を生理的知識と結びつけ看護を展開する知識の基礎を養う

目標 1. 人間が日常生活を営み、生きていくための必要な人体の形態と構造を理解できる
2. 生活現象や人の表す行為の意味を理解し、看護する対象の生理的状態を的確に読み取ることができるよう学ぶ

内容

生理解剖学 I	(1単位 30時間)
└ 人体の構成	8
└ 感覚器	8
└ 生命の連続性	14
生理解剖学 II	(1単位 30時間)
└ 体の支持と運動	12
└ 呼吸と循環	18
生理解剖学 III	(1単位 30時間)
└ 血液、リンパ系	10
└ 内部環境の調整	10
└ 体液の調整	10
生理解剖学 IV	(1単位 30時間)
└ 食と排泄	15
└ 脳、神経系	15
生理解剖学 V	(1単位 15時間)
└ まとめ演習	15

栄養生化学（1単位 30時間）

目的 人間の生命現象を科学的側面からとらえ、物質代謝、エネルギー代謝の仕組みについて学習し、疾患の病態をとらえるために役立つ知識を身につける

目標 1. 生体を構成する種々の物質が生体内でどのような働きをしているのかを学ぶ
2. 物質が身体のなかでどのように合成され分解されるのか学ぶ

内容 栄養生化学とは

人間を生化学的に理解することは
生命をささえる要素等
細胞と生体分子との役割
消化・吸収・代謝とは
三大栄養素・酵素

微生物学（1単位 30時間）

目的 微生物の特徴と生体に及ぼす影響を理解し、対処方法について学ぶ

目標 1. 細菌、真菌、原虫、ウイルスなど種々の微生物の性状とその特徴を学ぶ
2. 病原体が引き起こす感染症についてその病態、診断、予防及び治療法を学習する
3. 病原体の感染に対する生体の免疫反応や防御機構を理解する
4. 医療看護の場において病原体の感染から患者、職員及び自分を守る知識を養う

内容 微生物総論

感染と感染症
生体防御機構
感染症の予防、診断、治療
細菌学各論・ウイルス学・真菌学

医療概論（1単位 15時間）

目的 現代医療の諸問題を学ぶ

目標 1. 医療者として必要な医学の歴史や科学としての医学、医療体制について理解する
2. 病と健康に関する多くの学問が相互につながっていることを理解する

内容 医学と医療と社会

チーム医療
現代医療の最前線
現代医療の課題と視点

病態生理学（6単位 150時間）

目的 人が健康障害をおこした時の病態を理解し、看護に応用できるように学ぶ

- 目標 1. 種々の病態（成因・分類・病理・臨床症状）臨床検査、診断、治療について理解できる
2. 看護を実践するにあたり病態の変化を予測し、対応できる基礎的知識を理解できる

内容

— 病態生理学 I (1単位 30時間)	
— 泌尿器の障害	6
— 女性生殖器の障害	6
— 腎機能の障害	6
— 体の支持と運動の障害	12
— 病態生理学 II (1単位 30時間)	
— 呼吸の障害	10
— 消化器の障害	14
— 口腔・味覚の障害	6
— 病態生理学 III (1単位 30時間)	
— 脳・神経の障害	14
— 循環の障害	12
— 耳鼻・咽喉の障害	4
— 病態生理学 IV (1単位 30時間)	
— 皮膚の障害	4
— 視覚器の障害	6
— 内分泌・代謝の障害	10
— 血液・リンパ・アレルギーの障害	10
— 病態生理学 V (1単位 15時間)	
まとめ演習	15
— 病態生理学 VI (1単位 15時間)	
病態の振り返り	15

筑波マトリクス

地名	郵便番号	郵便番号の読み方	郵便番号の書式	郵便番号の規則	郵便番号の特徴	郵便番号の由来	郵便番号の歴史	郵便番号の変遷	郵便番号の現状
西野 433	433-0011	西野	西野 0011	西野	西野	西野	西野	西野	西野
イニシャルコード									
新保町 433-0016	西保433 0016	西保433 0016	西保 0016	西保	西保	西保	西保	西保	西保
西新保 433-0017	西新保433 0017	西新保433 0017	西新保 0017	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保
新保 433-0018	新保433 0018	新保433 0018	新保 0018	新保	新保	新保	新保	新保	新保
西新保 433-0019	西新保433 0019	西新保433 0019	西新保 0019	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保
新保 433-0020	新保433 0020	新保433 0020	新保 0020	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0021	新保433 0021	新保433 0021	新保 0021	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0022	新保433 0022	新保433 0022	新保 0022	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0023	新保433 0023	新保433 0023	新保 0023	新保	新保	新保	新保	新保	新保
西新保									
新保町 433-0024	西新保433 0024	西新保433 0024	西新保 0024	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保
新保 433-0025	新保433 0025	新保433 0025	新保 0025	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0026	新保433 0026	新保433 0026	新保 0026	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0027	新保433 0027	新保433 0027	新保 0027	新保	新保	新保	新保	新保	新保
新保 433-0028	新保433 0028	新保433 0028	新保 0028	新保	新保	新保	新保	新保	新保
西新保									
新保町 433-0029	西新保433 0029	西新保433 0029	西新保 0029	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保
西新保									
西新保 433-0030	西新保433 0030	西新保433 0030	西新保 0030	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保	西新保
西新保									
新保									

診断と検査 (1 単位 15 時間)

目的 各種のデータをもとに健康障害を診断するプロセスについて学び、看護に応用できるように学ぶ

- 目標 1. 医学におけるデータをもとに健康障害を診断するプロセスを理解する
2. 医療における放射線医学の役割と、放射線防護の基本について理解する

内容

放射線検査	4 時間
臨床検査	11 時間

治療学 (3 単位 75 時間)

目的 疾病の回復を促進する各治療の基礎知識を学ぶ

- 目標 1. 疾病に対して有効に作用する放射線・薬物・栄養の基礎知識を学び、看護に応用できるよう理解できる
2. 麻酔の専門的知識を学び、麻酔による生体反応の変化を理解できる
3. 消化器疾患を中心とした手術療法を学び、各疾患の術式や合併症など理解する。
4. リハビリテーションの概念とリハビリテーション技術を学び、看護に応用できるよう理解できる
5. 人々の健康生活や疾病の回復のための栄養・食事の基礎知識を学び看護に応用できるよう理解できる
6. 治療に関わる他職種の役割を知る

内容

治療学 I (1 単位 30 時間)
薬物療法
治療学 II (1 単位 30 時間)
麻酔療法 15 時間
外科療法 9 時間
放射線療法 6 時間
治療学 III (1 単位 15 時間)
リハビリテーション療法 8 時間
食事療法 5 時間

2) 健康支援と生活保障制度

医療倫理（1単位 30時間）

目的 倫理的な問題に関する基本的な知識を身につけ、議論できる能力を養う

- 目標
1. 人間の生死について考えを深めることができる
 2. 倫理的な問題に関する基本的知識を身につけることができる
 3. 倫理問題について積極的に議論できる

内容 生命倫理と看護職の責務

看護倫理とは何か

専門職の倫理

倫理的問題へのアプローチ

公衆衛生学（1単位 15時間）

目的 疾病を予防し、人々が安全に健康生活を保持増進するための諸条件と社会における組織的な予防保健活動を学ぶ

- 目標
1. 健康生活の基礎となる生活環境について理解できる
 2. 衛生行政について理解できる
 3. 地域社会における疾病の予防活動について理解できる

内容 公衆衛生の理念・公衆衛生の技術・公衆衛生の歴史

公衆衛生と環境保健（地球環境問題・生活環境因子・公害と環境保全）

産業保健・労働衛生・人口と保健統計・疫学・衛生行政・感染症と危機管理

社会福祉（3単位 60時間）

社会福祉概論 1単位 30時間 社会福祉各論 2単位 30時間

目的 社会福祉の制度や現状を学び、看護と保健・医療・福祉の関わりを理解し、看護に活かすための基礎的知識を養う

- 目標
1. 社会福祉と医療・社会保障の関連について理解する
 2. 社会資源のしくみとその活用方法を理解できる
 3. 保健・医療・福祉の現状について学び、看護に役立てる

内容 社会福祉と社会保障制度

社会福祉の法律と制度・社会福祉の分野とサービス

医療保障制度（健康保険・老人保険制度・保険診療の仕組み（診療報酬））

介護保障（介護保険制度の概要・課題・展望）

所得保障（所得保障制度・年金保険制度・労働保険制度・社会手当）

医療福祉の現状

福祉・保健・医療の連携、保健医療福祉の現状と課題

看護と法律 (1 単位 30 時間)

目的 法がどのように社会で機能しているか、また、看護と法との関連性を理解する

- 目標
1. 看護業務に携わる人は豊かな人権感覚を持つ必要があることを理解できる
 2. 看護業務に携わる人の身分や業務に関する法を理解できる
 3. 健康な生活を維持するために必要な法を理解できる

内容 看護と法、法律、看護師の法的措置

民事責任の体系

刑事責任の体系

医療保障

関係法規

臨床心理学 (1 単位 15 時間)

目的 臨床心理学の基礎、心理療法とカウンセリング理論と技法を学び、多職種間で協力して看護実践できる力を身に付ける

- 目標
1. 心理的援助と心理アセスメントの実際について理解するできる
 2. 医療場面での患者及び看護職者の心理について理解を深める
 3. 気持ちを伝える力、受け止める力を身につける

内容 患者・看護者の理解

臨床心理学の基礎

面接方法

心理アセスメント

カウンセリングと心理療法

(3) 専門分野 73単位 (2130時間)

基礎看護学 (11単位 330時間)

専門分野の各領域の基礎となる理論や思考過程、技術を学ぶ。科学的思考能力や感性を高めるとともに、社会のニーズを意識し行動できる看護師としての論理的判断や技術提供のための基礎的能力を養うために、講義・演習を通して理解を深め技術を習得していくけるよう科目設定した。また、看護現場での実践を行うための思考過程の一つとして臨床判断を行えるような基礎的知識と技術を学び看護実践をより深めていくけるような科目を設定した。

目的 看護の本質を学び、チーム医療、看護ケアにおける看護師としての役割を果たすために必要な看護の基本的知識・技術・態度を習得する

原 論 (1 単位 30時間)

目的 看護の概念を捉え、保健医療福祉の中での看護の役割と責務、専門性について学ぶ

- 目標
1. 看護の変遷を通して看護の概念、看護の役割を理解できる。
 2. 健康の概念を広く捉えて理解できる
 3. 看護の対象である人間の特徴と生活者としての人間を理解できる
 4. 看護の機能と役割について理解できる

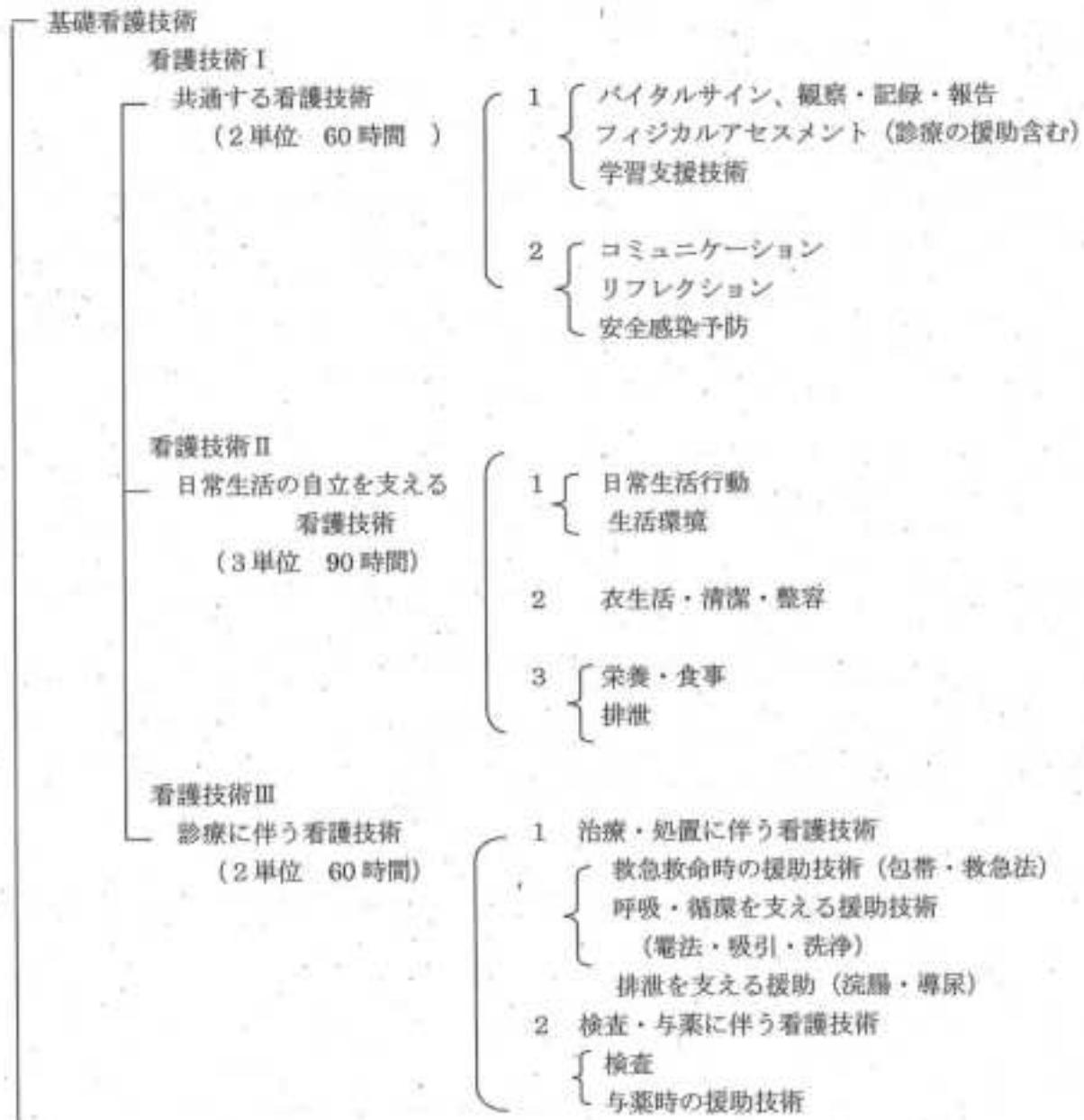
- 内容
- 看護の定義
 - 看護の歴史的変遷
 - 看護実践のための看護理論
 - 看護の対象
 - 看護が扱う健康とは
 - 看護における倫理

基礎看護技術 (7単位 210時間)

目的 あらゆる健康レベルの対象が、健康生活を営めるよう援助するために必要な基礎的知識・技術及び態度を学ぶ

- 目標
1. 対象を全人的に把握するための基礎的知識を理解し、技術と態度を身につけることができる
 2. 対象の日常生活の自立を支える基礎的知識を理解し、技術と態度を身につけることができる
 3. 診療の目的・方法を理解し、診療に伴う基礎的知識を理解し、技術と態度を身につけることができる

内容



看護過程 (1 単位 30 時間)

目的 あらゆる健康レベルの対象が、健康生活を営めるよう援助するために必要な思考過程を学ぶ

- 目標
1. 看護過程を構成する要素とそのプロセス、また看護過程を用いることの意義を理解できる
 2. 問題解決過程やクリティカルシンキング、リフレクション、倫理判断といった看護過程の基盤となる思考過程について理解できる
 3. 看護過程の各段階について基本的な考え方と実際を理解できる

内容

- 看護過程とは
- 基盤となる考え方
- ヘンダーソン看護論に基づく看護過程

看護研究 (1単位 30時間)

目的 看護における研究の意義を学び、専門職としての必要な研究的態度を養う

- 目標
1. 看護活動における研究の意義を理解できる
 2. 研究の種類・方法について理解できる
 3. 看護研究の一般的プロセスを理解できる
 4. 研究疑問や看護実践における自らの課題を探究していく中で論理的思考・研究的姿勢を身に付けることができる
 5. 複数の研究から得られる知見を統合し、研究課題を調査、レポートにまとめることができる

内容 看護研究とは何か、何故看護研究を学ぶのか

研究デザイン・研究方法・文献検索の方法、文献のクリティックリサーチクエッション、研究疑問の探求と深化、レポートの作成

臨床推論 (1単位 30時間)

目的 看護の対象の置かれている状況を理解し、看護における思考過程を基に、その時に必要な看護を導き出し実践する能力を養う

- 目標
1. 健康障害を持つ対象の症状・徵候から看護の意義を理解し、援助の基本が理解できる
 2. 対象の置かれている状況を把握するための知識が理解でき、技術を実施できる
 3. 得られた情報から解釈をし、看護としての行動の意義を理解できる
 4. 実践した看護を振り返り、次の行動に活かすための努力ができる

看護技術 学年別目標

態度・行為の要素	1年生	2年生	3年生
知識と判断	技術に関する一般的な目的・必要性、実施方法の正確な知識を持っている	技術に関する目的・必要性、実施方法に関する知識を持っている	技術に関する目的・必要性、実施方法に関する正確な知識を持っている
	技術と既習知識との関連の必要性を理解できる	対象者の症状と既習知識とを関連付けて理解できる	対象者の症状と他看護職者が実施している行為を見たとき、既習知識と関連づけて理解できる
	対象に対する技術適応の意義と必要性を考えることができる	対象に対する技術適応の意義と必要性を判断できる	対象に対する技術適応の意義と必要性を的確に判断できる
	対象の気持ち・考え・思いや要望を聞くことができる	対象者の気持ち・考え・思いや要望を把握し、それを考慮した方法を考えることができる	対象者の気持ち・考え・思いや要望を把握し、それを考慮した方法を考えることができる
実施と評価	準備、施行、片付けの各段階を基本的な法則に基づいて正確に実行できる	準備、施行、片付けの各段階を基本的な法則に基づいて正確に実行できる	準備、施行、片付けの各段階を基本的な法則に基づいて正確に実行できる
	技術実施時の対象の反応を意識できる	対象者の反応を見ながら、技術の実行方法を調整しようと努力できる	対象者の反応を見ながら、技術の実行方法を調整できる
	実施した技術がどうだったかを自己の視点で評価できる	実施した成果・影響を客観的に評価できる	実施した成果・影響を客観的に評価できる
対象者への説明	技術実行の目的、必要性、期待される成果について説明できる	技術実行の目的、必要性、期待され	技術実行の目的、必要性、期待され

態度・行為の要素	1年生	2年生	3年生
安全・安楽確保	技術施行過程における安全確保対策を理解している 一般的な安楽な方法を知り、技術を考えることができる	技術施行過程において判断し、実行できる 対象者にとって安楽な方法を判断し、それを実現しながら、技術を施行できる	技術施行過程における安全確保対策について判断し、実行できる 対象者にとって安楽な方法を判断し、それを実現しながら、技術を施行できる
プライバシーの保護	全過程でプライバシーを考慮しながら、その技術を施行できる	全過程でプライバシーを考慮しながら、その技術を施行できる	全過程でプライバシーを考慮しながら、その技術を施行できる
指示確認、報告・記録	指示の確認を実行できる 報告時に相手の状況を確認してから報告できる	必要な指示かどうかを考え、指示の確認を実行できる 報告の時期・相手を適切に選び、実行できる	必要な指示かどうかの判断と指示の確認を実行できる 報告の時期・相手を適切に選び、実行できる
個別性への応用	対象者の個別性（年齢・性別）に応じた方法で実行できる 患者体験から、患者の立場に立って思いを表現できる	対象者の個別性（年齢・性別、病状、習慣・嗜好）に応じた方法で実行できる	対象者の個別性（年齢・性別、病状、習慣・嗜好、心理状態）に応じた方法で実行できる
家族相談・助言	必要に応じ、家族に説明する必要性がわかる 必要に応じ、家族ケアが必要であることがわかる	必要に応じ、家族の意思や心情を考慮しながら説明できる 必要に応じ、対象者のセルフケアや家族ケアのための相談・助言・指導の必要性を理解できる	必要に応じ、家族の意思や心情を考慮しながら説明できる 必要に応じ、対象者のセルフケアや家族ケアのための相談・助言・指導を行う

地域・在宅看護論 6 単位 (135 時間)

地域で暮らす人々とその家族を看護の対象とし、くらしを支える様々な看護活動にふれ、療養の場の拡大を踏まえ、地域における多様な場での看護活動を学ぶ内容とする。地域に出向き、そして自ら互助に参加をし、様々な人と触れることで地域を理解し、地域性やその中の課題を理解できるように1年次から地域での体験学習を取り入れ、五感で看護を学ぶことができるよう構成した。疾病を抱えながら地城で暮らす人々への看護を学び、疾病予防や健康の保持増進をどのように支援していくのか考えることができ、地域での看取りを含め、健康とくらしを支える看護の役割と他職種の役割を知り、地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助をより効果的にするための多職種連携・協働、地域連携の強化を図るため、講義・実習の構築をした。

目的 地域で暮らす人々とその家族の健康と生活を支えるための能力（知識・技術・態度）を養う。
地域での健康とくらしを支える看護の役割、他職種の役割を知り、社会資源の活用と多職種の連携・協働の必要性を学ぶ

地域・在宅看護論原論 I (1 単位 30 時間)

目的 地域で暮らす人々の健康とくらしを理解し、生活環境が健康に与える影響について学ぶ
自ら互助に参加し、ボランティアや互助組織を理解する

目標

1. 地域で暮らす人々のくらしを知る
2. 島田市の特徴を知り、地域特性を理解することができる
3. 環境が生活や健康に与える影響を考えることができる
4. 互助に参加し、互助組織を知る
5. 地域・在宅看護論の概念を知る

内容 地域・在宅看護論の概念 生活の基盤である地域を理解する
地域での保健師の活動を知る 互助を理解すること、そして実際に参加して活動を知る

地域・在宅看護論原論 II (1 単位 30 時間)

目的 地域包括ケアシステムの理解と在宅看護の変遷、その社会背景をはじめ、地域での看護の目的
基本的な理念、くらしを支えるための制度や社会資源を学ぶ。地域・在宅での対象者を知り、
多様な療養の場を理解する

目標

1. 地域包括ケアシステムを知る
2. 地域・在宅での対象者を知り、看護が提供される多様な場の理解ができる
3. 地域での療養を支える制度や社会資源を理解することができる
4. 地域での看護の機能と特徴を理解できる

内容 地域包括ケアシステムの理解 在宅看護の基盤や看護の対象、看護が提供される多様な場の
理解 在宅看護活動の特徴 訪問看護の制度と種類、社会資源の活用・関連制度の理解

地域・在宅看護論 くらしを支える看護Ⅰ

くらしの場で行われる看護技術（1単位 30時間）

目的 在宅における日常生活援助について、基本的なアセスメントや援助技術の方法を学ぶ。病気や障害を持ち生活することがイメージでき、対象に合わせた看護のあり方を理解する

- 目標
- 対象特性に合わせたアセスメントができる
 - 療養者の状況に応じた援助技術の方法を理解することができる
 - 病気や障害を持ち生活することのイメージができ、必要な看護のあり方を理解することができる

内容 看護提供時の基本的マナー

難病、在宅における看取りなど在宅療養者への看護 日常生活を支える看護技術
療養の場における危機管理

地域・在宅看護論 くらしを支える看護Ⅱ

くらしの場で行われる治療と看護（1単位 15時間）

目的 在宅看護における安全と健康危機管理について学び、医療的援助における基本的なアセスメントや援助技術の具体的な方法を学ぶ。在宅での医療処置に関する基本的な知識について習得し対象に対する教育的支援方法を理解する

- 目標
- 在宅療養に必要な医療機器管理、異常の早期発見、観察の視点を理解することができる。
 - 医療廃棄物の取り扱いや感染予防など在宅で医療処置を行う際の基本的注意事項を理解できる
 - 在宅療養者とその家族の状況に応じた医療機器管理の方法を検討できる

内容 在宅酸素や人工呼吸器などの医療機器の取り扱いとそれに伴う看護 在宅で医療処置を行う際の基本的注意事項

地域・在宅看護論 くらしを支える看護Ⅲ

くらしの場での連携と看護に必要なアセスメント（2単位 30時間）

目的 様々な事例から地域でくらす人々とその家族、その取り巻く環境と状況に応じた看護の実際を学ぶ
療養者とその家族が望む在宅療養生活を実現するためのケアマネジメントの展開について理解する
地域でくらす人々の状況を知り、様々な職種がどのように支援しているのか、そして、多職種連携・協働の必要性を学び、関連機関・施設の役割を含め理解する

- 目標
1. 地域で療養する人とその家族の看護に必要なアセスメントについて、自己の考えを持つことができる、他者の意見を参考に考えることができる
 2. 事例から訪問時の観察の視点、判断、看護を検討し、地域でくらす人々への看護の視点を理解することができる
 3. 学生間での共同学習を通して、学びを共有することができる
 4. 継続看護の必要性を理解することができる
 5. 地域でくらす療養者、障害者（児）、要介護者、要支援者、今看護を必要とする人々の生活状況と課題を知る
 6. 多職種の役割を理解し、多職種間での連携と協働の必要性を理解することができる

内容 地域で活動する多職種の役割と活動の実際

多職種多機関連携

事例展開

成人看護学（6単位 150時間）

15歳から64歳までの各発達段階における、疾病の予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々の生活者としての人間の看護を主軸に、対象の理解及び看護の目的・考え方を原論とし、看護の具体的な方法については看護方法と表示した。原論の中では、生活に密着した疾病を中心に行なうがんと悪性疾患についての看護の理解が深められるような科目を設定した。その後は発達段階別ではなく、健康から死までの健康段階における看護を中心として学ぶために、回復期・慢性期・急性期・終末期という経過別の看護の視点を中心として学ぶこととした。臨床実践能力の向上を図るために演習を強化し、講義・学内演習・臨地実習と段階的に学習をしていく。

目的 成人期における心身の特徴と社会的役割を理解し、対象に応じた看護が展開できる能力を養う

成人看護学原論 1単位 (30時間)

目的 成人期における生理的諸機能、心理的発達、社会的役割を理解し成人期の疾病とその特徴をとらえ、保健・医療を通して、健康の保持・増進の看護活動の概要を知る

- 目標
1. 成人各期の身体的、精神的、社会的特徴を理解できる
 2. 成人期における保健医療の現状と動向について学び、疾病の予防、健康の保持増進のシステムを理解できる
 3. 各健康のレベルに応じた個人または集団に対する健康教育の実際を理解できる
 4. 成人期における疾病の特徴を知り、健康問題が個人の社会・家庭生活に及ぼす影響を理解できる

内容 成長発達からみた成人の特徴（家族・仕事）

成人と健康生活（健康増進と疾病予防・生活とストレス）

社会復帰への看護

成人看護学 看護方法 5 単位 (120 時間)

目的 成人看護の対象を系統的にとらえて、それぞれの段階についての家族の役割を知り、主な疾患をもつ患者の看護展開の具体的方法について学ぶ

- 目標
1. 疾患を持つ対象とその家族を理解し、健康障害と起こりうる健康問題を理解できる
 2. 経過別看護の特徴を理解し、経過に応じた看護を学ぶ
 3. 健康障害を持つ対象の主要症状、治療、処置、検査時の看護方法を学ぶ

内容

看護方法 I がん看護

(1 単位 15 時間)

- ・がん患者の抱える苦痛
- ・がん患者の治療と看護

看護方法 II リハビリテーション看護

(1 単位 30 時間)

- ・成人の回復期
- ・回復期にある患者とその家族の理解
- ・姿勢・運動をささえる仕組みに障害のある人の看護
- ・長期にわたり生活行動が障害される人の看護
- ・身体の一部を喪失した人の看護

看護方法 III セルフマネジメント

(1 単位 30 時間)

- ・成人の慢性期
- ・慢性的な病とともに生きる人の理解
- ・慢性期にある患者の看護
- ・感染症を持つ人の看護

看護方法 IV クリティカルケア

(1 単位 30 時間)

- ・成人の急性期
- ・急性期にある患者の援助
- ・手術を受ける患者の看護
- ・生命の危機的状態にある患者の看護

看護方法 V エンド・オブ・ライフケア

(1 単位 15 時間)

- ・緩和ケアを必要とする患者と家族への看護
- ・終末期にある患者への看護
- ・臨死期の看護

老年看護学 4 単位 (110 時間)

高齢化が急速に進むその社会背景や課題を理解し、老年期にある人々にとっての健康とは何かを考え、健康レベルに応じた看護を提供できるよう基礎看護学を土台に、知識・技術を養うことができるよう学習を積み重ねていく。老年期にある対象者とその家族について全人的に理解し、その特徴から見た看護の視点と援助の基本を理解することができ、老年期にある人の QOL を尊重し、健やかに老いることを支援するための看護を考えられる構成とした。

看護原論に加え、看護方法を 3 構成とし、対象のとらえかたを学び、個をとらえ個に合わせた看護技術を提供できるような内容とした。

目的 老年期にある人々にとっての健康とは何かを考え、健康レベルに応じた看護を提供することにより、老年期にある人の Quality of Life を尊重し、老年者の特徴を理解し、個に合わせた看護提供ができる能力を養う

原 論 1 単位 (30 時間)

目的 老化に伴う身体的・心理的・社会的特徴を理解し、高齢者に関する保健医療福祉システム、高齢者を取り巻く社会状況と諸問題について学ぶ
老年看護の意義、機能や役割について理解する

目標 1. 老化に伴う身体的・心理的・社会的特徴を理解することができる
2. 高齢者を取り巻く社会状況と諸問題について学ぶ
3. 高齢者に関する保健医療福祉システムを学ぶ
4. 老年看護の意義、機能や役割について理解することができる

内容 老年看護学の概念 加齢に伴う身体・心理・社会的側面 高齢者の健康と暮らしの現状
超高齢社会における保健医療福祉の動向 高齢者の権利擁護

看護方法 3 単位 (80 時間)

目的 高齢者の特徴を加齢変化から理解し、それぞれの健康レベルや状況をアセスメントし、高齢者や家族への支援のあり方を検討できる能力を養う

目標 1. 高齢者の身体的・心理的・社会的特徴を踏まえ、対象のとらえ方やアセスメントの視点、対象に合わせた看護の視点を学ぶ
2. 対象者とその家族について理解し、老年期の特徴から見た看護の視点と援助の基本を理解することができる
3. 健康障害を抱え生活する高齢者への看護、健康逸脱からの回復を促す高齢者への看護を理解することができる
4. 高齢者の看護過程の特徴を踏まえ、展開方法の理解ができる
5. 高齢者の特徴をふまえ、対象に合わせた看護実践につなげることができる

内容

- 看護方法 I (1単位 30時間)
高齢者の暮らしを支える援助
高齢者特有の症状と看護
- 看護方法 II (1単位 30時間)
高齢者に特有の疾患と看護
- 看護方法 III (1単位 20時間)
事例検討、高齢者に合わせた看護技術

小児看護学 4単位 (105時間)

WHO の健康の定義から子どもにおいては健やかな成長・発達が健康の重要な要素となる。小児看護学は健やかな成長発達を育む・支える看護学である。ユニセフの「子どもの権利」から小児の基本的人権を守り、成長発達過程にある小児の健康状態に応じた看護を実践できる基礎的能力と広い視野を養つていけるように構成した。

小児を取り巻く社会の動向・環境・福祉・意匠制度の仕組みに目を向け、健やかな成長発達を育む・支える看護を行うために必要な家族や社会の果たす役割について学べる内容とした。

目的 小児とその家族および小児を取り巻く人々に対してあらゆる健康レベルにおける健全な成長・発達を促し、健康回復、保持・増進にむけて援助を行える基礎能力を養う

原論 1単位 (15時間)

目的 小児各期の特徴を理解し、成長・発達について機能的側面や社会的側面から学び、小児を取り巻く社会・環境・保健・福祉・医療制度の仕組みを理解する

目標 1. 小児各期における身体発育・精神発達及び発達課題を理解できる
2. 小児看護の機能と役割を理解できる
3. 激しく変化する社会の中で、小児がどのような問題を持ち日常生活を営んでいるか理解できる
4. 小児を取り巻く保健・医療・福祉の制度と活用について学ぶ

内容 小児看護のめざすもの 小児と家族の諸統計
子どもの成長・発達とその評価
現代の母子衛生 医療費 小児と保健・福祉・医療
小児看護における倫理 現代社会における諸問題

疾患と治療 1単位 (30時間)

目的 健康障害を持つ小児の看護が実践できるために、専門基礎知識としての小児の固有な症状や疾患について学ぶ

目標 1. 小児によくみられる疾患の病態生理について理解できる
2. 小児によくみられる疾患の検査・治療について理解できる

内容 小児の疾病構造
小児によくみられる疾患
入院医療を必要とする急性疾患
専門治療を必要とする疾患

看護方法 2単位 (60時間)

目的 健康障害を持つ小児と家族を理解し、小児と家族が可能な限りよりよく成長発達できるよう、育み・支える看護を学ぶ
子どもの権利を尊重し実践できるために必要な知識・技術を習得する

目標 1 健康障害を持つ小児の特徴をふまえ、小児看護の目的と役割を理解できる
2 健康障害や入院が小児や家族に与える影響について理解できる
3 小児に特有な基礎的知識及び技術を習得できる
4 小児に特有な健康障害と看護について理解できる
5 健康障害を持つ小児とその家族について看護過程を用いて把握し、問題解決にむけて看護を展開する能力を養う

内容

- └ 看護方法 I (1単位 30時間)
 小児の成長発達を育む援助とそれに応じた健康障害の看護
- └ 看護方法 II (1単位 30時間)
 健康障害を伴いながら、成長発達する小児を支える看護

母性看護学 4単位 (105時間)

母性看護学の対象は妊娠・出産・育児とその子ども、将来子どもを産み育てるべき女性。および過去においてその役目を果たした女性のみならず、女性と生殖や育児のパートナーとしての男性、子どもが生まれるあるいは乳幼児を育てる家族、そしてその家族が生活する地域社会を含む内容とした。そのため、母性看護の基礎となる概念として、母性看護学原論を設定し、低学年から母性の概念を幅広くとらえ、女性の生涯・役割の変化や母性を取り巻く社会の変化を理解し、現代における母性看護の役割を理解していく。また、2年次からはマタニティサイクルに関する学習を段階的に進めていく。また、母性看護技術を設定し、看護過程の考え方や看護技術について理解を深められる内容とした。

目的 母性看護の対象を総合的に理解し、母性の生涯を通じた健康の保持・増進と疾病の予防、次世代育成のための看護の必要性を学び、実践の基盤をつくる

原 論 1単位 (30時間)

目的 母性看護の対象を総合的に理解し、母性の生涯を通じた健康の保持・増進、疾病の予防、次世代育成のための看護の必要性を学び、実践の基盤をつくる

- 目標
1. 母性の概念、母性看護の対象と役割を理解する
 2. 母性看護を取り巻く環境を理解する
 3. 母性のライフサイクル各期の特徴と健康問題を理解し、健康の保持・増進と疾病の予防に向けての看護の実際を学ぶ
 4. 妊娠・分娩・産褥・新生児期の正常な経過を理解し、健康の保持・増進と疾病の予防に向けての看護の実際を学ぶ
 5. 妊娠・分娩・産褥・新生児期の異常な経過を理解し、異常の早期発見に向けての看護の実際を学ぶ
 6. 生命倫理について考える

内容

母性看護の基本概念、母性看護の対象理解、母性看護の対象を取り巻く社会の変遷と現状
母性のライフステージ各期における特徴と看護、在留外国人の母子支援、災害時の母子支援

マタニティサイクル 3単位 (75時間)

目的 こどもを産み育てるための対象者の理解とそれらを支える援助の在り方を学ぶ

- 目標
1. 正常の妊娠・分娩・産褥・新生児の経過とその看護について学ぶ
 2. 妊娠・分娩・産褥の異常経過とその看護について学ぶ

内容

マタニティサイクルの経過	(1単位 30時間)
正常経過 (20時間) 妊娠・分娩・産褥・新生児の正常な経過を理解する	
異常経過 (10時間) 妊娠分娩産褥の異常経過を理解する	
マタニティサイクルにおける看護 (1単位 30時間)	
マタニティサイクルにある対象の健康の保持・増進と疾病の予防、異常の早期発見に向けての看護を学ぶ	
マタニティサイクルにおける看護・看護過程・看護技術 (1単位 15時間)	
母性看護の対象とその家族を総合的に理解する	
対象の健康の保持・増進に向けた看護の実際を理解する	

精神看護学 4単位 (105時間)

看護のあらゆる領域におけるこころの健康維持・増進にかかる看護学である。こころの問題は近年大きな広がりを見せ、精神保健・医療・看護を取り巻く社会的・経済的環境も変化し、それに伴い精神看護の役割は複雑かつ多様になってきている。そのため精神看護学を身近な問題として理解し、様々な現場や状況における精神看護実践ができる基礎的知識・技術・態度を養う内容とした。早い段階で映像や施設見学などにより精神看護のイメージ化を図り、症状・疾患・看護につなげていけるよう構成した。

目的 精神看護の対象を理解し、心の健康を保持増進するための援助および、精神を障害された人と家族への援助について学ぶ。また、その過程を通じ、自己洞察しうる態度を養う。

原論 1単位 (30時間)

目的 心の健康の保持増進のために必要な知識を学ぶ。現代社会におけるこころの健康の状態を知り、精神看護の必要性を学ぶ

- 目標
1. 心の健康を保持増進するための援助について理解できる
 2. 精神看護の基本的な考え方を理解できる
 3. 社会変化に伴う精神保健医療福祉の変遷を理解できる
 4. 精神保健活動と看護の役割を理解できる
 5. 精神障害者を取り巻く歴史と現状を知り、必要な支援を考える
 6. 心の危機状況を学習し、心の不健康の意味と看護を考える

内容	精神看護の概念 20時間
	精神保健の概念 10時間

疾患と治療 1単位 (15時間)

目的 主要な精神疾患の病因・病像・症状・経過・治療を学び、精神に健康問題をもつ人の看護をするための基礎とする

- 目標
1. 精神医学の概念及びその歴史的位置付けを把握できる
 2. 正常な精神現象を主として、病的な精神症状や知覚障害を理解できる
 3. 精神科治療に必要な診断の基礎を理解できる
 4. 精神疾患の治療である薬物・精神・社会復帰療法を理解できる
 5. 主な精神疾患の症状の種類と特徴・診断・発病後の経過・治療時の留意点を理解できる

内容

- 精神障害の症状と病態生理
- 診断と検査
- 治療

看護方法 2単位 (60時間)

目的 精神看護の対象者を理解し、必要と考えられる看護を実施できる基礎的能力を養う

- 目標
1. 精神看護の対象の特徴をふまえ、看護の役割と特徴を理解できる
 2. 看護者－患者関係成立・発展の過程を明らかにし、精神科におけるケアの方法を理解できる
 3. 精神科における治療環境を理解し、安全管理のあり方や環境を整えることの重要性を理解できる
 4. 精神科における患者の症状や経過の特徴と看護のあり方を理解できる
 5. 患者の事例展開をすることによりアセスメント能力を身に付け、積極的にかかわる姿勢を養う

内容

- 看護方法 I (1単位 30時間)
精神看護の基本概念、施設見学
- 看護方法 II (1単位 30時間)
症状・疾患に関する看護、事例展開

看護の統合と実践 6単位 (120時間)

看護の統合と実践の科目においては、看護技術の総合的な評価をするとともに、医療安全の知識を実践に移せるような演習を行うことで、看護実践力を高めていく必要がある。そして、世界は未曾有の感染症の蔓延や災害など多くの危機に直面している。どのような状況下においても今できることを考え対処できる基礎的能力を培い、国際化社会においてはグローバルな視点が持てるよう、世界の保健・医療・福祉の現状、災害の現状に低学年から目を向け、看護においてできることを考える姿勢を持てるよう内容を構成した。

目的 広い視野に基づき様々な看護の場面における、チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としての役割を理解し、看護を実践できる基礎的能力を養う

看護管理と医療安全 1単位 (30時間)

目的 質の高い看護を提供するための看護管理の基本的なあり方と役割について学ぶとともに、看護・医療における「安全」を理解するための基礎知識を学ぶ

目標

1. 看護管理の基本的なあり方と役割について理解できる。
2. 医療事故の概念について理解できる。
3. 看護者の責務としての「安全性の確保」が必要であることが理解できる。

内容 安全管理とは

- 看護ケアのマネージメントと看護職の機能
- 看護サービスのマネージメント
- 看護を取り巻く諸制度、医療制度
- 医療安全の概念
- 医療事故について
- 医療安全に対する倫理と法的責任
- 危険の種類別にみた医療安全対策
- 組織的な安全管理体制の取り組み

看護倫理 1単位 (15時間)

目的 様々な看護場面より、倫理的課題を明確にし、看護に必要な倫理的視点を養う

目標

1. 実習での体験から気がかりな場面を想起し、他者にわかりやすく伝えることができる。
2. 学生間で意見交換し、他者の考えを知ることができる。
3. グループワークを通して、倫理的課題を明確にすることができる。
4. 看護者の倫理綱領を再認識し、自己の姿勢を振り返り、今後の行動を考えることができる。

内容 倫理場面の考察

- グループでの共有から検討
- 倫理的課題の検討

災害看護と国際看護 1単位 (30時間)

目的 災害の定義、災害時のための社会制度、災害医療・災害看護に関する基礎的知識を学ぶ。さらに、災害時の看護活動の実際を知り、災害看護の役割と介入方法・課題について学ぶ。国際社会において諸外国との協力の必要性を理解し、自己の行動を考えるための基礎的能力を養う。

- 目標
1. 災害の定義、社会制度について理解できる
 2. 災害医療・看護について理解できる
 3. 災害看護活動の実際を知ることができる
 4. 災害時要支援者の特徴をふまえた支援が理解できる
 5. 災害時に看護職に期待される役割と課題について理解することができる
 6. 国際社会の現状と看護の協力について理解できる
 7. 国際化社会の現状と課題について理解できる
 8. 国際化社会の中での看護活動の実際を知ることができます

内容	災害概論	災害の定義と分類、災害時の社会制度 被災者への支援活動、灾害への備え
	災害看護概論	災害看護とは、国内外の災害医療活動 災害看護における倫理的課題、被災者への心のケア
	災害看護の実際	災害時の看護活動、被災者への看護ケア 災害現場に参加した看護師の体験談
		病院でのトリアージ訓練参加 国際社会の現状と課題 国際社会の中での看護活動の実際

看護総合演習 I 1 単位 (15 時間)

目的 医療安全の基礎知識や既習学習を活用し、医療安全に配慮した看護業務のマネジメントの実際を学ぶ

- 目標
1. 看護業務の特性と計画立案プロセスについて学ぶ
 2. 多重課題の遂行において留意点を理解でき、対象者の安全に配慮した優先順位決定のための思考が理解できる
 3. 事例の発達段階や身体的、心理・社会的な特徴から、多重課題の対応の方法を考えられる
 4. 演習のリフレクションを通して、多重課題への対応力の向上をめざす

内容	看護業務の優先順位と多重課題 事例に基づいた優先順位の決定 多重課題時の行動の考え方
----	--

看護総合演習 II 2 単位 (30 時間)

目的 医療安全・看護技術・看護倫理についての基礎的な知識を活用し、あらゆる発達段階や病期に応じた看護が実践できる発展的能力を養う。また、既習学習を活かして、自分が目指す看護を表現できる能力を養う。

- 目標 1. 事例の発達段階や病期に合わせた個別性のある看護技術を考え、実践できる
2. 事例への診療の補助技術、日常生活援助技術を通して、安全・安楽・自立を意識した技術提供の必要性が理解できる
3. 事例の発達段階からおこりうるリスクを予測し、リスクを未然に防ぐ関わりが考えられる
4. 看護者としての倫理的感性を高め、倫理的ジレンマを解決する思考過程を学ぶ
5. 授業や実習を通して学んだことを言葉で他社に伝え、自分の描く看護を明確にし、生涯学習につなげることができる

内容 看護場面に応じた看護技術の実際

自分の目指す看護や大切にしたい看護についてグループで話し合う

臨地実習 28単位 (970時間)

基礎看護学実習 4単位 (160時間)

目的 看護の対象を理解し看護実践の基礎となる知識・技術・態度を習得する

- 目標 1. 対象の基本的欲求の充足状況を知り、必要な看護を導き出し、実践できる
2. 対象の基本的欲求の充足に向けた日常生活行動の援助技術が根拠をもって実践できる
3. 対象との相互作用を通して、看護者として求められる姿勢・態度の基盤をつくる

基礎看護学Ⅰ期実習 (1単位 40時間)

目的 対象を取り巻く環境と看護の役割を知り、対象である人に関心をもって関わり、看護におけるコミュニケーションについて学び、対象理解を深める能力を培う

- 目標 1. 地域における病院の役割と機能について知る
2. 施設環境を知り、環境を整えることの意味がわかる
3. 対象に関心を持ちコミュニケーションを図り、1日の生活やそれまでの生活背景を知ることができる
4. 気がかりな場面を選択し、プロセスレコードの検討を通して自己のコミュニケーションの傾向についてリフレクションができる
5. 対象に必要な日常生活援助を明らかにし、原理原則に基づいて安全・安楽の視点から援助を考えることができる

基礎看護学Ⅱ期実習 (1単位 40時間)

目的 対象に日常生活援助技術を実践することを通して、根拠をもとに看護を実践する能力を培う

- 目標 1. 対象の基本的欲求についての情報を収集し、科学的根拠をもとに情報の意味を考えられる
2. 基本的欲求の充足に必要な日常生活援助技術を、根拠をもって実施できる
3. 実施した日常生活援助技術の振り返りから、対象にあった看護の必要性を理解できる
4. 対象者との相互作用に気づき、看護者としての姿勢・態度を考え、自己の考えを表現できる

基礎看護学Ⅲ期実習 (2単位 80時間)

目的 対象の看護過程を展開することで、看護を実践する能力を培う

- 目標 1. 対象の常在条件・病理的状態・基本的欲求についての情報を収集し、科学的根拠をもとに情報の意味を考えられる
2. 基本的欲求をもとに、対象の全体像を把握し、看護問題を導き出すことができる
3. 導き出した看護問題から看護計画を立案し、実施した看護を評価できる
4. 対象者との相互作用の気づきを通して、看護者としての姿勢・態度を考え、自己の課題を明確にできる

地域・在宅看護論実習 5単位（170時間）

目的 地域でくらし続けることを支援するための看護の機能と役割を学び、関係機関・関係職種の役割と多職種との連携の実際を理解し、地域における看護の基礎的知識を養う

- 目標
1. 地域でくらす人々の生活状況を把握し、支援の必要性を理解することができる
 2. 在宅での療養と看護の特徴を理解し、地域で生活する対象者と家族を理解することができる
 3. 地域で生活する人々の多様な価値観や生活環境の違いを知り、その中の看護の役割と機能を理解することができる
 4. 地域で生活する人々を支える職種を把握し、多職種の連携と協働の実際を知ることができます

地域・在宅看護論実習Ⅰ（3単位 90時間）

目的 地域でくらす人々とその家族の健康と生活を支えるために、地域での看護の役割、他職種の役割を理解し、社会資源の活用と多職種の連携協働の必要性を学ぶ

- 目標
1. 在宅での療養と看護の特徴を理解し、在宅で生活する療養者と家族を理解することができる
 2. 療養している人の疾病・障害から生活に影響する視点を把握し、訪問看護師の看護実践を理解することができる
 3. 地域で生活する人々の多様な価値観や生活環境の違いを知り、その中の看護の役割と機能を理解することができる
 4. 医療機関、施設、在宅で生活する人々を支える看護師の役割と活動を理解することができます
 5. 地域で生活する人々を支える職種を把握し、多職種の連携と協働の実際を把握することができます
 6. 地域で生活する人々を支える社会資源を理解することができます

地域・在宅看護論実習Ⅱ（2単位 80時間）

目的 看護の対象を理解し、様々な場における看護師・他職種の活動の実際を知り、地域でくらし続けることを支援するための関係機関・関係職種の役割と連携の実際を学ぶ

- 目標
1. 地域でくらす人々の生活状況を把握し、支援の必要性を理解する
 2. 対象者とかかわり、どのような思いを持ち生活しているのかを知ることができます
 3. 地域でくらす人々を支える関係機関の役割と機能を知る
 4. 健康保持増進・疾病予防のための社会資源を知る
 5. 病院や施設（関係機関）と地域との連携を知る
 6. 関係機関関係職種の連携と協働の必要性について理解する
 7. 地域の様々な場で行われている活動を知り、看護師やその関係職種の役割を理解する

成人看護学実習 6 単位 (180 時間)

目的 成人期にある対象の特徴を踏まえ、健康の諸段階における人々および家族を総合的に把握した上で、個々に必要とされる看護実践をする能力を養う

- 目標
1. 成人の特徴を理解できる
 2. 対象の健康障害の特徴を理解し、急性期、慢性・回復期の経過に対応した看護が実践できる
 3. 保健・医療・福祉の連携及び健康の保持増進のための看護活動の必要性を認識できる
 4. 保健医療チームの一員としての看護の役割を認識・理解しチームメンバーとしての行動がとれる

成人看護学実習 I (慢性期・回復期実習) (3 単位 90 時間)

目的 慢性・回復期にある対象の特徴を理解し、健康に維持ができるためのセルフケア能力獲得への援助ができる

- 目標
1. 慢性期・回復期にある対象を全人的に捉え、疾病をどのように受けとめているかを知る
 2. 慢性期・回復期にある対象の状態を悪化させる因子が理解でき、合併症予防への援助ができる
 3. 生涯にわたり疾病を持って生活することによりおこる対象及び家族の問題に関して理論を用い考え、理解し、その援助ができる。
 4. 生活習慣が健康障害に与える影響を理解し、セルフケア能力を高めるための生活指導ができる

成人看護学実習 II (急性期実習) (3 単位 90 時間)

目的 急性期にある対象の特徴とクリティカルケアの必要性を理解し、その実践を学ぶ

- 目標
1. クリティカルケアを必要とする対象とその家族の身体的・心理的・社会的特徴を捉え、必要な闇りができる
 2. 侵襲を受けた患者の生体反応を理解し、必要な観察、看護を導き出し援助できる
 3. クリティカルケアとチーム医療における看護師の役割が理解できる

老年看護学実習 4 単位 (130 時間)

目的 施設での生活や入院中の療養の実際を把握し、高齢者がくらす多様な場の特徴とその場で必要な看護を理解する。また、健康レベルに応じ個に合わせた看護を実践できる能力を養う

- 目標 1. 老年期にある対象を理解し、健康障害がどのように生活に影響を及ぼしているのか理解できる
2. 老年期にある患者の個人史や価値観を尊重し、個々に必要とされる看護を考え、健康レベルに応じ、必要な看護を考え実践することができる。
3. 高齢者に関心をもち適切なコミュニケーションを図ることで対象の思いを知り、尊重した関わりをもつことができる
4. 対象者を取り巻く家族への看護や、対象を支える社会資源や関連制度に関して理解することができる
5. 多職種の役割を理解し、職種間の連携・協働の実際を理解することができる

老年看護学実習Ⅰ 高齢者施設実習 (1単位 40時間)

目的 様々な施設でくらす高齢者の生活の状況を知り、高齢者の生きがいやQOLを支えることの重要性を考え、その場で求められる看護師・介護職や他職種の役割について学ぶ

- 目標 1. 実習施設の概要（理念・目的・構造）を知り、各施設の特徴や役割について理解できる
2. 高齢者に関心をもち適切なコミュニケーションを図ることで対象者の思いを知り、尊重した関わりをもつことができる
3. 高齢者の身体的・心理的・社会的特徴を理解し、施設で生活する高齢者の生活の様子を理解することができる
4. 日常生活援助技術の体験や見学を通じ、対象が受けている援助の必要性を理解することができる
5. 高齢者を支援する職種の役割や職種間の連携・協働の実際を理解することができる

老年看護学実習Ⅱ 病棟実習 (3単位 90時間)

目的 老年期にある対象の特徴を理解したうえで加齢現象および健康障害による影響をとらえ、健康レベルに応じた、個に合わせた看護を実践できる能力を養う

- 目標 1. 老年期にある対象を身体的・精神的・社会的・霊的側面から理解し、健康障害がどのように生活に影響を及ぼしているのかを様々な側面から理解できる
2. 老年期にある対象の個人史や価値観を尊重し、今後の方針を踏まえ、個々に必要とされる看護を考えることができる
3. 対象の苦痛を理解し、健康レベルや対象の状況に応じて、緩和できる看護を考え実践できる
4. 対象を取り巻く家族への看護の必要性が理解できる
5. 対象を支える社会資源や関連制度について理解することができる
6. 成長発達し続ける存在としてとらえひとりひとりの生命と人格を尊重する態度を持ち行動することができる
7. 対象とその家族を支えるチームの一員として取り組み、多職種との連携の必要性が理解できる

小児看護学実習 2 単位 (80 時間)

目的 小児期にある対象とその家族を理解し、成長・発達段階、健康レベルに応じた看護の実践を学ぶ

- 目標
1. 病気・入院が小児と家族に及ぼす影響が理解できる
 2. 小児の月齢・年齢の特徴を理解し、成長・発達を促すための援助ができる
 3. 小児及び家族の看護問題が明確にされ、発達段階を考慮した解決に向けての援助が理解できる
 4. 小児期の各期の対象に応じた基礎看護技術が習得できる
 5. 小児の安全管理における看護者の責任を自覚し、事故防止を意識できる
 6. 子どもの権利や小児看護における倫理について考えることができる
 7. 小児に関する保健および福祉、行政、法律について理解できる
 8. 小児とそれを取り巻く家族の言動・反応に關心を持って接し、支援の必要性が理解できる

母性看護学実習 2 単位 (80 時間)

目的 母性看護の対象とその家族を総合的に理解し、健康の保持・増進に向けた看護を実践する能力を養う。

- 目標
1. 妊娠・分娩・産褥・新生児期にある対象とその家族の価値観を知り、対象のニーズに応じた看護を実施することの重要性を学ぶ。
 2. 妊娠・分娩・産褥・新生児期にある対象とその家族を総合的に理解し、対象のセルフケア能力に応じた保健指導が理解できる。
 3. 生命誕生や母子とのかかわりの場面で母性・父性、生命の尊厳に対する考え方を深めることができる。

精神看護学実習 2 単位 (80 時間)

目的 精神に健康問題をもつ対象を理解し、対象の状態に応じた看護援助ができる基礎的知識・技術・態度を養う

- 目標
1. 対象をありのままに受け止める姿勢や信頼を得るためにの対応を考えることができる
 2. 対象の言動や生活行動を観察しその意味を考え、対象者の理解に繋げることができる
 3. 精神の疾患や健康問題が、対象や家族の日常生活にどのような影響を及ぼしているか理解できる
 4. 対象のストレングスを考慮しながら看護援助を考えることができる
 5. 対象の人権保護の重要性を理解し、尊重する態度をとることができる
 6. 生活を支援するための他職種との連携、デイケアや訪問看護の必要性と看護師の役割が理解できる
 7. 対象との関わりを振り返り、自分自身の対人関係上の傾向を洞察できる

看護の統合と実践実習 3単位（90時間）

目的 これまでに学んだ知識・技術・態度を統合し、看護管理実習と複数受け持ち患者の看護実践を通して、医療チームの一員としての役割遂行を目指した看護実践力を培う
看護専門職の役割・責務・態度について自己の考えを深めることができる

- 目標
1. 看護師長・リーダー・受け持ち看護師の業務を見学し、看護管理の実際を理解する。
 2. 看護業務の優先順位の考え方と時間・安全管理の必要性を理解できる。
 3. 複数の患者を受け持ち、優先順位や時間管理を踏まえ、患者の健康状態に合わせた看護援助を安全に実施・評価できる。
 4. 看護職種間における情報共有の必要性がわかり、行動できる。
 5. 看護チーム間や他職種間での協働の必要性がわかる。
 6. 自己の倫理的感性を高め、看護専門職者として自覚ある態度で実習に臨むことができる。

(4) 主に使用する参考図書

第1学年

科 目	教科書	出版社
生理解剖学	系看: 専門基礎分野 人体の構造と機能(1) 解剖生理学	医学書院
	イラストで学ぶ生理学	医学書院
	イラストで学ぶ解剖学	医学書院
倫理学	入門医療倫理 I (改訂版)	勁草書店
情報科学 1	系看 別巻 看護情報学	医学書院
教育学	新体系看護学 教育学	メディカルフレンド社
心理学	看護学生のための心理学	医学書院
家族社会学	系看 基礎分野 社会学	医学書院
人間力育成 I II III	心にとどくマナーの基本	中北薬品株式会社
表現と論理	文章作成一步前: 小野田貴夫	藤原印刷 出版部
病態生理学	系看: 専門分野 2 (呼吸器)	医学書院
	3 (循環器)	〃
	4 (血液・造血器)	〃
	5 (消化器)	〃
	6 (内分泌・代謝)	〃
	7 (脳・神経)	〃
	8 (腎・泌尿器)	〃
	9 (女性生殖器)	〃
	10 (運動器)	〃
	11 (アレルギー・膠原病・感染症)	〃
	12 (皮膚)	〃
	13 (眼)	〃
	14 (耳鼻咽喉)	〃
	15 (歯・口腔)	〃
成人看護学原論	NICE 成人看護学 概論	南江堂
方法 I がん看護	系看: 別巻 がん看護	医学書院
微生物学	系看: 専門基礎分野 疾病の成立と回復の促進(4) 微生物学	医学書院
医療概論	系看: 総合医療論	医学書院
その他	写真でわかる整形外科看護アドバンス	インターメディカ
	糖尿病食事療法のための食品交換表	日本糖尿病協会
	国民衛生の動向(2024/2025) 8月以降に届く	厚生統計協会
	系看 疾病の成り立ちと回復の促進① 病理学	医学書院
	看護師国家試験問題集	医学書院
	「これから看護を学ぶ学生のための理科・計算・国語・社会の復習ワークブック&ドリル(事前配達)	医学書院

科 目	教科書	出版社
基礎看護学	系看:専門基礎看護学Ⅰ 看護学概論	医学書院
	トラベルピー人間対人間の看護	医学書院
	看護の基本となるもの	日本看護協会出版会
	よくわかる看護者の倫理調停	照林社
	私達の抱りどころ保健師助産師看護師法	日本看護協会出版会
	NCブックス 誰でも分かる看護理論改訂増補版	サイオ出版
基礎看護技術	系看 専門分野 基礎看護技術Ⅰ	医学書院
	系看 専門分野 基礎看護技術Ⅱ	医学書院
	写真でわかる基礎看護技術 アドバンス	インターメディカ
	写真でわかる臨床看護技術 ① アドバンス	インターメディカ
	写真でわかる臨床看護技術 ② アドバンス	インターメディカ
	看護過程を使ったハンダーソン看護論の実践 第4版	ヌーヴェルヒロカワ
	ハンダーソンの基本的看護に関する看護問題リスト 第4版	ヌーヴェルヒロカワ
	看護が見える3 フィジカルアセスメント	メディックメディア
	ブチナース 症状別看護過程 アセスメント・看護計画がわかる	照林社
	基礎看護技術まとめドリル① 基本の技術と生活の援助編	SENKOSHA
栄養生化学	基礎看護技術まとめドリル② 治療・処置・検査に伴う技術編	SENKOSHA
	系看 専門基礎分野 人体の構造と機能2 生化学	医学書院
生活科学	福祉のための家政学-自立した生活者を目指して-	健帛社
診断と検査	系看 別巻 臨床検査	医学書院
	系看 別巻 臨床放射線医学	医学書院
公衆衛生学	系看:専門基礎分野 健康支援と社会保障制度2 公衆衛生	医学書院
社会福祉概論	系看:健康支援と社会保障制度3 社会保障・社会福祉	医学書院
薬物療法	今日の治療薬	南江堂
地域・在宅看護論	地域・在宅看護論1 地域・在宅看護の基礎	医学書院
	地域・在宅看護論2 地域・在宅看護の実践	医学書院
老年看護学	系看:専門分野 老年看護学	医学書院
	系看:専門分野 老年看護・病態疾患論	医学書院
小児看護学	系看:専門分野 小児看護学1 小児看護学概論・小児臨床看護総論	医学書院
	系看:専門分野 小児看護学2 小児臨床看護各論	医学書院
	写真でわかる 小児看護技術 アドバンス	インターメディカ
	小児看護学まとめドリル	SENKOSHA
母性看護学	系看:専門分野 母性看護学1	医学書院
	系看:専門分野 母性看護学2	医学書院
精神看護学	新体系 精神看護学① 精神看護学概論/精神保健	メディカルフレンド社
	新体系 精神看護学② 精神障害をもつ人の看護	メディカルフレンド社
	パーフェクト臨床実習ガイド 精神看護 第2版	照林社

第2学年

科目	教科書	出版社
英語	クリスティーンのやさしい看護英会話	医学書院
国際社会学	系看 基礎分野 社会学	医学書院
臨床心理学	看護学生のための心理学(1年次に購入)	医学書院
治療学 I 薬物療法	系看:専門基礎分野 疾患の成り立ちと回復の促進 薬理学	医学書院
	イメージできる臨床薬理学	メディカ出版
治療学 II 麻酔療法	系看:別巻 臨床外科看護総論	医学書院
	系看 別巻 臨床外科看護各論	医学書院
	放射線療法 系看 別巻 臨床放射線医学(1年次に購入)	医学書院
治療学 リハビリテーション療法	系看 別巻 リハビリテーション看護	医学書院
	系看 別巻 栄養食事療法	医学書院
	食品成分表FOODs	東京法令出版
医療倫理	系看 別巻 看護倫理	医学書院
看護と法律	系看 健康支援と社会保障制度 看護関係法令	医学書院
国際社会学	よくわかる国際社会学 第2版	ミネルヴィア書房
臨床推論	系看 臨床看護総論	医学書院
看護研究	系看 別巻 看護研究	医学書院
	看護研究サポートブック	メディカ出版
成人看護学	パーフェクト実習ガイド成人看護 I 急性期・周術期 第2版	黒林社
	系看別巻 救急看護学	医学書院
	NICE 軽和ケア	南江堂
	NICE 慢性期看護	南江堂
情報科学 II	系看 別巻 看護情報学 (1年時に購入)	医学書院
	国民衛生の動向(2023/2024) 8月以降に届く	厚生統計協会
看護管理と医療安全	系看:専門分野 看護の統合と実践1 看護管理	医学書院
	系看:専門分野 看護の統合と実践2 医療安全	医学書院

第3学年

科目	教科書	出版社
災害看護と国際看護	系看:統合 看護の統合と実践3 災害看護学、国際看護学	医学書院
医療安全	系看:統合 看護の統合と実践2 医療安全(2年次に購入)	医学書院
	看護師国家試験問題	メディカルフレンド社

第1学年

教育内容	科目名	単位数	時間数	配点		授業期間	点数
基礎分野	倫理学	1	15	100	本家 淳子	R6.10～R6.11	
	情報科学 I	1	15	100	出口 慶	R6.6～R6.7	
	教育学	1	30	100	鈴木 三平	R6.1～R6.3	
	心理学	1	15	100	竹田 真実	R6.6～R6.8	
	人間関係論	1	30	100	高岡 しの	R6.8～R6.9	
	人間力育成 I	1	15	100	村松 美紀他	R6.4～R6.9	
	生活科学	1	30	26 4	増田 啓子 防災センター職員	R6.5～R6.9 R6.5～R6.6	
	表現と論理	1	30	100	小野田 貴夫	R6.4～R6.9	
	家族社会学	1	15	100	志田 倫子	R6.10～R6.12	
生理解剖学	人体の構成	1	30	8	25	フランセカオリ	R6.5～R6.6
	感覚器			8	25	徳山 今日子	R6.6～R6.7
	生命の連続性			14	50	川合 陽子	R6.6～R6.7
	体の支持と運動	1	30	12	30	松浦 じゅん	R6.4～R6.5
	呼吸と循環			18	70	増田 幸子	R6.4～R6.5
	血液・リンパ系	1	30	10	35	小沼 由美	R6.4～R6.5
	内部環境の調整			10	35	小沼 由美	R6.5～R6.6
	体液の調整			10	30	小沼 由美	R6.6～R6.7
	食と排泄	1	30	15	50	松田 千春	R6.5～R6.7
	脳・神経系			15	50	宮崎 杏子	R6.5～R6.7
	生理解剖学Vまとめ演習	1	15	100	大澤 恵実子 塚田佳代美	R6.9～R6.11	
専門基礎分野	栄養生化学	1	30	24 6	100	池田 雅彦	R6.4～R6.7
						フランセカオリ	R6.5～R6.6
	微生物学	1	30	100	石井 明	R6.10～R6.12	
	医療概論	1	15	100	大石 敏弘	R6.6～R6.9	
	泌尿器の障害	1	30	6	20	中川 博道	R6.12～R7.2
	女性生殖器の障害			6	20	小松 孝之	R6.12～R7.1
	腎機能の障害			6	20	野垣 文昭	R7.1～R7.2
	体の支持と運動の障害			12	40	加藤 弘文	R6.10～R6.11
	呼吸の障害	1	30	10	30	小林 淳	R7.1～R7.3
	消化器の障害			14	50	松下 雅広	R6.10～R7.2
	口腔・味覚の障害			6	20	田中 四郎	R6.12～R7.1
疾病の成り立ちと回復の促進	病態生理学I	1	30	12	40	松永 香織	R6.12～R7.1
	脳・神経の障害			14	50	浦野 裕美子	R6.10～R7.1
	循環の障害			4	30	山形 桂司	R6.10～R7.1
	耳鼻・咽喉の障害			4	20	青山 武	R6.9～R6.10
		1	30	4	30	金森 篤夫	R6.10～R6.11
				4	20	葛野 陽一	R6.9～R6.10

教育内容	科目名		単位数	時間数		配点			授業期間	点数		
専門基礎分野 疾病の成り立ちと回復の促進	病態生理学IV	皮膚の障害	1	30	4	20	鹿毛 勇太	R7.1~R7.2				
		視覚器の障害			6	20	森田 英典	R7.1~R7.2				
		内分泌・代謝の障害			10	30	畠井 堅太郎	R6.10~R7.1				
		血液・リンパ・アレルギー系の障害			10	30	柳田 宗之	R6.12~R7.3				
	診断と検査	放射線検査	1	15	4	30	白井 真理	R7.1~R7.3				
		臨床検査			11	70	亀山 拓哉 栗田 泉 山田 品美 原田 雅章 甲賀 香子					
		公衆衛生学			15	100	中部保健所長	R6.10~R7.2				
		社会福祉概論			30	100	佐々木 隆志	R6.8~R7.1				
		基礎看護学 原論			30	100	赤堀 夏海	R6.4~R6.7				
	基礎看護技術											
基礎看護学	I-1	フィジカルイグザミネーション	1	30	20	70	増田 幸子	R6.4~R6.6				
		学習支援			10	30	塚田 佳代美	R7.1~R7.3				
	I-2	コミュニケーション・リフレクション	1	30	20	60	塚田 佳代美	R6.4~R6.6				
		安全・感染予防			10	40	市川 貴志	R6.5~R6.9				
	II-1	日常生活行動	1	30	18	70	徳山 今日子	R6.5~R6.9				
		生活環境			12	30	大澤 恵実子	R6.4~R6.9				
	II-2	衣生活・清潔・整容	1	30	100	100	宮崎 杏子	R6.4~R7.1				
		栄養・食事	1	30	15	50	松田 千春	R6.6~R6.9				
	II-3	排泄			15	50	松浦 じゅん	R6.7~R6.9				
専門分野	III-1	救急救命時の援助技術(包帯・蘇生法)	1	30	8	20	市川 貴志	R6.9~R6.10				
		呼吸・循環を支える援助技術(導注・吸引・胸膜)			8	30	宮崎 杏子	R6.10~R6.12				
		排泄を支える援助(浣腸・導尿)			14	50	松田 千春	R6.10~R7.2				
	III-2	検査	1	30	10	30	市川 貴志	R6.10~R7.2				
		与薬時の援助技術			20	70	松浦 じゅん	R6.10~R7.3				
	看護過程		1	30	26	90	川合 陽子	R6.6~R7.3				
		4			10	川合 陽子他	R6.12~R7.1					
	在地宅城	地域・在宅看護論 原論 I	1	30	100	押尾 智子他	R6.4~R6.9					
		地域・在宅看護論 原論 II			100	100	松浦 じゅん他	R6.10~R7.3				
成人看護学	成人看護学 原論		1	30	100	100	大澤 恵実子	R6.6~R6.12				
	看護方法 I	がん看護			15	13	増田 幸子	R7.1~R7.3				
					2	100	大石 麻理子	R6.7~R7.3				
	老年看護学 原論		1	30	100	100	押尾 智子	R6.9~R7.2				
	小児看護学 原論				15	100	赤堀 夏海	R6.12~R7.3				
精神	母性看護学 原論		1	30	100	100	川合 陽子	R6.9~R7.3				
	精神看護学 原論	精神看護の概念			20	60	市川 貴志	R6.9~R6.11				
		精神保健の概念			10	40	田口 博之	R6.9~R6.10				

臨地実習								
分野	専門	基礎看護学 I 期実習	1	40	専任教員	R6.9		
		基礎看護学 II 期実習	1	40	専任教員	R6.12		

第2学年

教育内容	科目名	単位数	時間数	配点		授業期間	点数
基礎分野	情報科学II	1	30	100	出口 憲	R6.4～R6.6	
	人間力育成II	1	15	100	村松 美紀他	R6.6～R7.3	
	健康とスポーツ	1	30	100	溜本 厚子	R6.4～R6.10	
	英語	1	30	100	小原 純子	R6.4～R6.10	
	国際社会学	1	30	100	洪 性旭	R6.7～R6.12	
専門基礎分野	病態生理学V 病態のまとめ演習	1	15	100	押尾智子・増田幸子	R6.4～R6.6	
	治療学 I 薬物療法	1	30	15	50 杉本 吉春	R6.4～R6.7	
				15	50 菅沼 博茂	R6.7～R6.11	
	治療学 II 麻酔療法 外科療法 放射線療法	1	30	15	50 白石 義人	R6.6～R6.10	
				3	和田 英俊	R6.9～R6.12	
				2	野澤 雅之		
				2	渡邊 貴洋		
				2	植田 猛		
				4	塙本 麟	R6.5～R6.6	
	治療学 III リハビリテーション療法 食事療法	1	15	20	齊藤 亮	R5～R6.6	
				4	中野 寛之	R6.4～R6.5	
				4	朝比奈 基臣	R6.4～R6.5	
看護実践科目	医療倫理	1	30	100	本家 淳子	R6.4～R6.7	
	看護と法律	1	30	100	国京 則幸	R6.9～R6.12	
	臨床心理学	1	15	100	村田 桂子	R6.4～R6.6	
	看護研究	1	30	100	赤堀 夏海	R6.4～R7.3	
基礎看護学	臨床推論 症状別看護 臨床判断	1	30	10	増田 幸子	R6.5～R6.7	
				20	増田 幸子	R6.9～R6.11	
	くらしを支える看護I	1	30	100	押尾 智子	R6.4～R6.9	
	くらしを支える看護II	1	15	13	宮下 宝子他	R6.10～R6.12	
専門分野				2	100	増田 幸子	R6.11～R6.12
地域・在宅看護論	くらしを支える看護III	2	12	増田 幸子	R6.10～R6.12		
			18	市川 武	R6.11～R6.12		
			100	廣住 友佳	R6.11～R6.12		
			100	大石 雄介	R6.11～R6.12		
			100	高橋 里佳	R6.11～R6.12		
			100	米澤 美晴	R6.11～R6.12		
			100	織田 雅子	R6.11～R6.12		
			100	松永 香織	R6.11～R6.12		
成人看護学	看護方法II 回復期とは 生命の源の障害 身体の一節を喪失した人への看護 脳に障害がある人への看護 運動機能障害のある人への看護 摂食・嚥下障害のある人への看護	1	30	14	松田 千春	R6.9～R6.11	
				4	奈木 志津子	R6.9～R6.11	
				4	松林 洋輝	R6.9～R6.11	
				4	佐野 直子	R6.9～R6.11	
				4	島居 智子	R6.9～R6.11	
	看護方法III セルフマネジメント 慢性心不全 慢性期(感染により障害を受けた人)	1	30	17	小沼 由美	R6.5～R6.9	
				6	河守 悅子	R6.5～R6.9	
				7	松田 千子	R6.5～R6.9	

教育内容	科目名		単位数	時間数		配点		授業期間	点数			
専門分野	成人看護学	急性期とは	1	30	24	100	塚田 佳代美	R6.7～R6.11				
		集中治療を受ける患者の看護			2		松田 千春	R6.7～R6.11				
		救急看護			4		松田 千春	R6.7～R6.11				
	老年看護学	終末期とは	1	15	13	100	増田 幸子	R6.10～R6.12				
		意思決定支援			2		織田 雅子	R6.10～R6.12				
	小児看護学	症候のアセスメントと看護	1	30	12	100	松田 千春	R6.4～R6.7				
		日常生活を支える看護			14		藤崎 優子	R6.4～R6.7				
		褥瘡予防			4		山本 利恵子	R6.4～R6.5				
	母性看護学	老年者を支える看護	1	30	18	100	小沼 由美	R6.9～R6.11				
		認知症・せん妄・うつ病			6		木下 司紗	R6.9～R6.11				
		リハビリテーション			2		松林 洋輝	R6.9～R6.11				
		レクリエーション療法			4		田井中 正志	R6.9～R6.11				
	看護方法Ⅲ	事例・技術検討、実施	1	20	100	小沼 由美	R6.7～R6.10					
看護実習	疾患と治療			1	30	8	100	武藤 庫參	R6.6～R6.9			
						8		高梨 浩一郎	R6.6～R6.9			
						8		医 師	R6.6～R6.9			
						6		那須 裕郷	R6.6～R6.9			
	看護方法 I			1	30	100	大澤 恵実子	R6.4～R6.9				
	看護方法 II				1	30	20	大澤 恵実子	R6.8～R6.11			
							10	増田 陽美	R6.9～R6.12			
	マタニティサイクルの経過	正常経過	1	30	20	70	徳山 今日子	R6.4～R6.7				
		異常経過			10		小松 孝之	R6.5～R6.6				
	マタニティサイクルにおける看護	正常経過の看護	1	30	22	80	徳山 今日子	R6.7～R6.11				
		異常経過の看護			8		堀 彩乃	R6.9～R6.11				
	マタニティサイクルにおける看護 看護過程・看護技術			1	15	100	徳山 今日子	R6.10～R6.12				
精神看護学	疾患と治療			1	15	100	田口 博之	R6.4～R6.7				
	看護方法 I	精神看護の機能・役割			1	30	20	宮崎 杏子	R6.4～R6.9			
							6	土屋 幹夫	R6.4～R6.9			
							2	渡邊 里佳	R6.7～R6.9			
							2	興津 のり子	R6.7～R6.9			
	看護方法 II	精神の健康障害に伴う看護			1	30	16	毛利 智果	R6.9～R6.12			
							8	玉井 ヨネ	R6.9～R6.12			
							2	吉永 洋子	R6.9～R6.12			
							4	塚本 伸一	R6.11～R6.12			
看護実習	看護管理と医療安全		1	30	15	50	池田 佳子	R6.9～R6.11				
					15	50	鈴木久美子	R6.9～R6.11				

臨地実習							
基礎看護学	基礎看護学Ⅲ期実習	2	80	100	専任教員	R6.6	
老年看護学	老年看護学Ⅰ期実習	1	40	100	専任教員	R6.7	

第3学年

教育内容	科目名	単位数	時間数	配点	授業期間	点数	
分野別 専門基礎	人間力育成Ⅲ	1	15	100	村松 美紀他	R6.4～R7.3	
	病態生理学VI	1	15	100	金城 雄太他	R6.12～R7.3	
	社会福祉各論	2	30	100	川島 知記他	R6.9～R7.2	
専門分野 看護の統合と実践	看護倫理	1	15	100	押尾 智子他	R6.6～R6.7	
	災害看護 災害看護と国際看護	1	30	6	30	湯沢 晃司	R6.6～R6.7
				14	40	徳山 今日子他	R6.10～R6.12
				10	30	川島 初美	R6.6～R6.7
	看護総合演習I	1	15	100	川合 駒子他	R6.10～R6.12	
	看護総合演習II	2	30	22	80	松田 千春他	R6.10～R6.12
				8	20	増田 幸子	R6.12～R7.2

臨地実習						
地域 看護・論在宅	地域・在宅看護論実習I	3	90	100	専任教員	R6.4～R6.11
	地域・在宅看護論実習II	2	80	100	専任教員	R6.4～R6.11
成人 看護学	成人看護学実習I (慢性・回復期)	3	90	100	専任教員	R6.4～R6.11
	成人看護学実習II (急性期)	3	90	100	専任教員	R6.4～R6.11
専門分野	老年看護学実習II	3	90	100	専任教員	R6.4～R6.11
	小児看護学実習	2	80	100	専任教員	R6.4～R6.11
	母性看護学実習	2	80	100	専任教員	R6.4～R6.11
	精神看護学実習	2	80	100	専任教員	R6.4～R6.11
	看護の統合と実践実習	3	90	100	専任教員	R6.11

4) 教科外活動

	学 年	期 間	時 間
1. 新入生交流研修	1年	4月	2日
2. 防災訓練	1～3年	4月	2時間
3. 看護を語る会	1～3年	5月	4時間
4. 講演会	1～3年	年1回	3時間
5. オープンキャンパス	2年	7～8月、3月	3時間
6. 看学祭	1～3年	10月	2日
7. 交通安全講習会	1～3年	12月	2時間
8. 国家試験対策	1～3年	通年	

1. 新入生交流研修

ねらい

研修を通して他者を知り、自己アピールすることで親睦を深める機会としたい。そして協同学習を通し、他者へ開心を持ち関わることができ、他者の考え方を知ることや、活動を通して様々な自然や歴史に触れることで、感性を養うことにもつながるだろう。自己を振り返ることで、今後自分が目指したいこと、看護師を目指すために必要なことを今の時点で考えることができる場としたい。校外活動で協力しながら行動をし、活動を通して、協調性やリーダーシップ・フォローワーシップの必要性などを学ぶ機会としたい。

目的 協同学習や校外活動を通じ学生間の交流を図り親睦を深め、自主性や協調性を養う。また活動を通して、今後の学生生活の方向づけとする。

- 目標
1. 協同学習や校外活動を通じ他者と協力しながら行動することができる
 2. 他者へ興味関心を持ち、協同学習に参加し自己表現することができる
 3. 校外活動を通して自然や歴史に触れ、他者との協調性をもち、行動することができる
 4. 今後の学生生活の中での目標が表現できる

2. 防災訓練

ねらい

災害発生時に学生が自らの命を守るために、実践的な避難訓練を通じて、学生が自分の安全を確保する適切な避難行動ができるようにする。

目的:集団生活の中での災害発生時に正しく状況を判断し対処できるように訓練する

- 目標:
1. 学内で災害が発生時の対処方法がわかる
 2. 訓練時に避難できる
 3. 安全を確保するための行動がわかる

3. 看護を語る会

ねらい

2年生は看護学校に入学し1年が経過し机上での知識の習得や2回の基礎看護学実習を経験している。この時点で立ち止まり、看護の意味を改めて考え、自分がどのような看護師を目指したいのか、対象にどのような看護を提供したいのかを考える機会とする。

さらに3学年で一つのテーマに沿って意見交換をし、他学生の看護に対する考え方聞くことや自分の看護に対する思いを表現することで、3学年の交流を図り1人1人が看護について考え、日々の学習姿勢につなげる機会としたい。

目的 看護の意味を改めて考え、自分が看護の道にすすむことへの動機付けとする

目標 1. 1年間の学びを踏まえ、改めて目指す看護について考えることができる

2. 今後の看護の道を歩む気持ちを高め、学習姿勢につなげることができる

4. 講演会

ねらい

看護学生として看護に必要な人間力を磨くために、様々な方面で活躍している方々の講演を聴講し視野を広げる機会とする。

目的 講演会を通してさまざまな人の知識や経験を知り、人間力を養う

目標 1. 講演を聴講し、その内容から自己の考えを整理し述べることができる

2. 様々な視点で物事を捉え知見を広げることができる

5. オープンキャンパス

ねらい

オープンキャンパス参加者との交流を図り、日々の学校生活の様子をアピールすることでプレゼン力を高め、対人関係能力を養うきっかけとする。また参加者との交流を通して、当校の魅力・看護の力を伝え、受験者の確保につなげる。学生は初心を振り返ることで、今後の方向づけを改めて確認する機会としたい。

目的 参加者との交流や体験学習のサポートを通して、初心に返り気持ちを新たにする。

目標 1. オープンキャンパス参加者へ日々の学校生活の様子や学習に関する内容をわかりやすく説明することができる

2. 主体的に行動し、参加者との交流を図ることができる

3. 看護を目指し始めたころの初心に立ち返り、学校生活に生かすことができる

6. 看学祭

ねらい

テーマに沿って学生が主体的に企画運営をし、3学年の交流を図り、学生の主体性、協調性、創造性を養う。また地域の方々にも学校での活動を知つてもらう場として発信し、活動を通して地域とのつながりや地域への貢献につながるような機会とする。

目的 3学年が交流を深めながら企画運営をすすめ、主体性・協調性・創造性を養う。おもてなしの心を持ち、地域の人々と交流することができる

目標 1. 学生が主体的に計画し、行動することができる

2. 3学年が協力して運営することで、3学年の親睦を深めることができる

3. 地域の人々に学校を知つてもらい、地域の方々との交流を図ることができる

7. 交通安全講習会

ねらい

事故の具体的な事例をとりあげた交通安全教室を通して、学生が交通事故への「危険の予知」「危険の回避」「危険への対応」について理解を深める。

目的:交通安全に対する意識を高め、自ら交通法規を遵守できるよう自己の行動を考える

目標:1. 危険に対する理解ができる

2. 交通安全に対する意識を高めることができます

8. 国家試験対策

ねらい

計画的に継続した学習をする習慣をつけ、専門職業人に必要である探究心や向上心を養う機会としたい。看護師に必要な知識を身につけ、同時に、国家試験に向けて学習を積み重ねることができるようにする。

目的 知識の習得のために自ら計画し学習をする姿勢を持ち、常に探求心を持ち、主体的に学び続ける事ができるような力を養う

目標 1. 主体的に計画し学習を積み重ねることができる

2. グループ学習を通して理解を深め、学びあうことで協調性を養うことができる

3. 専門職業人として、高い教養とともに高度な専門的能力が必要であることを理解することができる

5) 臨地実習の目的・目標

(目的)

看護に必要な基本的知識・技術・態度を統合しながら、対象の健康や障害の状態に応じた看護を実践することにより、看護の質の向上を目指す。

(目標)

- 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・靈的に統合された存在として理解することができる
- 看護の対象である人間の生命の尊厳と多様な価値観・人格の尊重を基調とした対人関係を学び、倫理に基づいた行動ができる
- 科学的根拠に基づき対象づき、対象に応じた看護を実践する基本的能力を養う
- 専門職業人としての役割と責任を自覚し、多職種と連携・協働する必要性を理解し、チームメンバーの一員として看護を実践する基礎的能力を養う
- 看護実践における自らの課題に取り組み、看護師として探求心をもち主体的に学ぶ姿勢を身につけることができる

令和6年度 臨地実習進度表

学年	科目	実習内容	実習単位	実習場所	実習時期					
					1年		2年		3年	
					前期	後期	前期	後期	前期	後期
1年次 36期生	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ期実習	1単位	島田市立総合医療センター	—					
		基礎看護学Ⅱ期実習	1単位	島田市立総合医療センター		—				
2年次 35期生	老年看護学	基礎看護学Ⅲ期実習	2単位	島田市立総合医療センター			—			
		老年看護学Ⅰ期実習	1単位	ナーシングホーム あしたば 特別養護老人ホーム あすか 介護老人保健施設 アボロン中津 介護老人保健施設 エコトープ 特別養護老人ホーム かなや			—			
2年次 2月 ～3年次 34期生	地域・在宅看護論	地域・在宅看護論実習Ⅰ	3単位	訪問看護ステーション まごころの家＊島田 アボロン伊太 セントケア藤枝						
		地域・在宅看護論実習Ⅱ	2単位	「ワークセンターコスモス」「ワークセンターなのはな」「空と大地と」 社会福祉法人こころ「島事業所」 島田市立総合医療センター 児童発達支援施設「ふわり」 島田市保健福祉センター 健康づくり課 社会福祉協議会						
成人看護学	成人看護学実習	6単位	島田市立総合医療センター							
	成人Ⅰ 慢性期・回復期	(3)								
	成人Ⅱ 急性期	(3)								
精神看護学	病棟実習・指定障害福祉サービス事業所実習・外来実習	2単位	藤枝駿府病院							
小児看護学	病棟実習・外来実習・保育園	2単位	島田市立総合医療センター 島田市保育園(第1・第3保育園) リバティこどもクリニック							
母性看護学	病棟実習・新生児訪問実習・産婦人科病院(外来)実習	2単位	藤枝市立総合病院 焼津市立総合病院 中東遠総合医療センター 前田産科婦人科医院							
看護の統合と実践	看護の統合と実践実習	3単位	島田市立総合医療センター							—

8. 諸規則

1) 島田市立看護専門学校校舎等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島田市立看護専門学校（以下「学校」という。）の敷地、校舎及び付属施設等（以下「校舎等」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(各室管理者)

第2条 校長は、職員のうちから各室管理者を指名する。

2 各室管理者は、校長の指示を受けて火災及び盗難防止等各室の維持管理を行う。

(校舎等の開閉)

第3条 校舎等の開扉時間は、平日は午前8時15分から午後6時までとする。

2 校長は前項の規程のほか必要あると認めるときは、校舎等の開扉時間を変更することができる。

3 島田市立看護専門学校学則第8条に定める休業日にあっては、前項の規程にかかわらず、校舎等の出入口は閉じるものとする。

(使用者の範囲)

第4条 校舎等を使用できる者は、学校の教職員、学生及び校長が特に必要と認めた者とする。

(使用許可申請)

第5条 校舎等を使用しようとする者は、使用前日までに校舎等使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(使用許可)

第6条 校長は、前条の申請が提出された場合、学校管理上必要な条件を付して校舎等使用許可書（第2号様式）を交付する。ただし、学校の教育目的及び用途に妨げがあると認められる時は許可しないものとする。

(使用者の条件)

第7条 前条の許可を受けたもの（以下「許可者」という。）は、校舎等の使用に際して、許可条件に従わなければならぬ。

(許可の取り消し及び使用の中止)

第8条 校長は、使用者が前条の規定に違反したときは、許可の取り消しまたは使用の中止をさせることができる。

(使用後の届出)

第9条 使用者が校舎等の使用を終わり、または中止したときはすみやかに使用した施設を現状に復しその旨を届けなければならない。

(使用者の損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により使用を許可された施設及び備品を破損又は、滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めた時は、その全部又は一部を免除することができる。

(掲示)

第11条 校舎等にポスターその他広告を掲げようとする者は、あらかじめ掲示物を提示のうえ掲示等許可申請書(第3号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項の申請が提出された場合、学校管理上必要な条件を付して掲示等許可書(第4号様式)を交付する。

3 掲示物等で、次の各号に掲げるものは許可しないものとする。

(1)学校の秩序を乱す恐れのあると認められるもの。

(2)その他教育上に適当でないと認められるもの。

4 掲示物等は学校指定の場所とする。

5 掲示期間の過ぎたものは、責任者において直ちに撤去しなければならない。

6 各項の規程に違反する掲示物は撤去処分する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、校舎等の使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月5日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式(第9条規則)

社会等使用許可申請書

令和 年 月 日

鳥取市立看護専門学校様

姓：平井
名：莉生、学籍番号
申請者氏名

下記のとおり、該会等の使用について許可願ひます。

社

1 日 時 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

2 使用場所

3 目 的

4 予定人数

5 備 考

第2号様式(第9条規則)

社会等使用許可書

令和 年 月 日

申請者 様

鳥取市立看護専門学校様

申請のあった該会等の使用について、下記のとおり許可する。

社

1 日 時 令和 年 月 日 時 分から
令和 年 月 日 時 分まで

2 使用場所

3 目 的

4 予定人数

5 許可条件

- (1) 使用場所以外には立ち入られること。
- (2) 使用目的と異なった使用はしないこと。
- (3) ポーチ等は持ち帰ること。
- (4) 使用者は必ず現状に従うこと。

第3号様式(第11条規則)

施設等使用許可書

令和 年 月 日

鳥取市立看護専門学校様

姓：平井
名：莉生、学籍番号
申請者氏名

下記のとおり、該会等について許可願ひます。

社

1 施用場所 令和 年 月 日 ()
令和 年 月 日 ()

2 施用期間

3 目 的

4 事件の種類・数量

5 内 容

第4号様式(第11条規則)

施用等許可書

令和 年 月 日

様

鳥取市立看護専門学校
様

下記のとおり、該会等について許可願ひます。

社

1 施用場所 令和 年 月 日 ()
令和 年 月 日 ()

2 施用期間

3 物件の種類・数量

4 内 容

- (1) 施用内容以外の扱は認めません。
- ・施用期間内に施設や外に滞留すること。

2) 島田市立看護専門学校図書室管理規程

(総則)

第1条 この内規は、島田市立看護専門学校校舎等管理規程第12条の規定に基づき定めるものとする。

(利用者)

第2条 島田市立看護専門学校（以下「学校」という。）図書室に所蔵する図書及び他の図書資料（以下「図書」という。）を利用するものは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学校の教職員及び学生
- (2) 前号以外の者で校長の許可を受けた者。

(開室時間及び休室日)

第3条 図書室の開室時間及び休室日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは変更することができる。

- (1) 開室時間 平日は12:00から13:00、16:30から18:00までとする。
- (2) 休室日 島田市立看護専門学校学則第8条に規定する休業日とする。

(室内閲覧)

第4条 学校の教職員及び学生は、室内での自由に図書の閲覧ができるものとする。

- (1) かばん等の私物は入口に設置されたロッカーに入れ閲覧する。

(室外帶出)

第5条 図書を室外に帶出しようとする者は、貸出し手続きをし、帶出する。

(室外帶出期間等)

第6条 図書の室外帶出期間は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員 2週間以内で3冊までとする。
- (2) 学生 2週間以内で3冊までとする。
- (3) 校長の許可を受けた者 2週間以内で2冊までとする。

(禁帶出図書)

第7条 帯出できない図書は次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 辞書、辞典等の参考図書
- (2) 定期刊行物
- (3) 第2号のほか禁帶出ラベルの表示のある図書

(弁償の義務)

第8条 利用者が図書を紛失し、または棄損した場合は弁償しなければならない。

2 第5条の手続きを踏まずに本を持ち出した場合は、本を返却してもその本の価格と同じ金額を紛失図書として支払わなければならない。

(利用の停止等)

第9条 校長は、利用者が、この内規に違反した場合は、利用を停止または禁止することができる。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか図書室の利用に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

ライブラリー・インフォメーション

このライブラリー・インフォメーションは、皆さんに本を愛していただくためのものです。一日でも早く、多くの本を愛することへのお手伝いができればうれしく思います。

では、はじめに本(図書)が本棚(書架)に並べられるまでのことについてお話ししましょう。

1. 購入

皆さんの希望する本や、諸先生方から紹介された本を幅広く購入していきます。

※ 希望図書は適宜「希望図書」の用紙に記入し、図書カウンターの箱の中に入れてください。

2. 本の装備

①書店から届いた本は、各分野ごとに分類され台帳に登録されます。

②台帳に登録された本に「貸出期限表」「学校登録印」「ラベル」「バーコード」が登録され、書架へ配置されます。

③書架に配置された本は、開館中であればいつでも誰でも借りることができます。

※ラベルの色は黒…一般図書

青…医学書

赤…看護学書

上記のラベルには、本の分類が一目で分かるように「分類番号」が書かれています

分類番号 (NDC)

000 ~ 099	総記
100 ~ 199	哲学(哲学・心理学・倫理学・宗教)
200 ~ 299	歴史(歴史・伝記・地理・紀行)
300 ~ 399	社会学 政治・法律・経済・統計 社会・教育・民族・軍事
400 ~ 489	自然科学(数学・理学・医学)
500 ~ 599	技術(工学・工業・家政学)
600 ~ 699	産業(農林業・水産業・商業・交通)
700 ~ 799	芸術(美術・音楽・演劇・体育・諸芸・娯楽)
800 ~ 899	言語
900 ~ 999	文学
490 ~ 499	医学
N00 ~ N90	看護学

3. 図書の貸出し・返却

図書管理システムは、図書の貸出・返却及び蔵書点検の簡便化と図書検索がスムーズにできるために導入しました。学生ひとりひとりが規則を厳守することで有効な図書利用と学習環境が整備されます。無断で図書を持ち出さないようにして下さい。

- ①起動したシステム以外は絶対に触れないで下さい。勝手に図書管理システムを動かして故障した場合は、修理代は学生負担とします。
- ②身分証明書裏に添付してある貸出者バーコードを必ず携帯し、図書の貸出・返却は、バーコードリーダーを使用して行ってください。
- ③バーコードリーダーを使用する方法については、図書室のバスケースを参照してください。
- ④貸出期間は2週間、貸出冊数は3冊までです。

みんな使うものです。一人占めしないようにルールを守りましょう。

4. 開室時間 月～金 12:00～13:00 月・水・金 16:30～18:00

5. 貸出できない本について

①雑誌 図書室内での閲覧

参考文献資料として大切な研究論文が載っています。永く保存するために一年ごと製本します。欠号があると資料としての価値がなくなります。

②新着図書 図書室内での閲覧

③禁貸出図書 図書室内での閲覧

「分類ラベル」のうえに赤い「禁貸出」のラベルが貼ってあります。
辞書・辞典類が主です。

6. 図書の検索について

図書室にある図書は月刊誌を除いて図書登録をしています。検索方法は「図書管理システム操作マニュアル」ファイルを参照してください。

7. その他

図書室でのミーティングはできるだけ避け、図書閲覧や学習のしやすい環境をつくりましょう。
図書室での飲食は禁止です。

年1回、図書点検を行います。その際、紛失図書代金は学生負担となります。

3) 島田市立看護専門学校身分証明書規程

(様式及び交付)

第1条 島田市立看護専門学校生（以下「学生」という。）には、学生であることを証するため、身分証明書（様式第1号。以下「証明書」という。）を交付する。

2 前項の証明書の有効期間は、交付の日から3年とする。ただし、3年を超えて在学する学生の証明書の有効期間は延長し、又は短縮することができる。

(携帯及び提示)

第2条 学生は、常に証明書を携帯し、身分を明らかにする必要があるときは、これを提示しなければならない。

(返納)

第3条 学生がその身分を喪失したときは、証明書を速やかに返納しなければならない。

(再交付)

第4条 証明書を汚損、紛失若しくは有効期間が失効したとき、又は証明書の記載事項に変更があったときは、身分証明書再交付願（様式第2号）を提出して再交付を受けなければならぬ。

(禁止)

第5条 学生は証明書を、他人に貸与、又は譲渡してはならない。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成8年4月1日から施行する。

2 省略

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

2 この規程の施行の日前に交付した改正前の島田市立看護専門学校身分証明書内規に基づく証明書の有効期間については、なお従前の例による。

様式第1号（第1条関係）

身分証明書（学籍番号： ）
下記の者は本校の学生であることを証明する。
氏名 性別
生年月日 年 月 日
交付年月日
血液型 有効期限 年 月 日
島田市立看護専門学校長 印



4) 島田市立看護専門学校学生の名札に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、島田市立看護専門学校学生（以下「学生」という。）に貸与する名札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 次の各号に掲げる名札の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

1 名札 別図第1

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要と認めたときは、同項第1号に掲げる名札の様式を変更することができる。

(貸与)

第3条 名札は、学生であることを明らかにするため、学生に貸与する。

(着用)

第4条 名札は、登校から下校までの間、上着の左胸部の見やすい位置に着用するものとする。

(再貸与)

第5条 名札を紛失し、又は損傷した場合は、名札再交付願（第1号様式）を庶務係に提出し、名札の再貸与を受けなければならぬ。この場合において、名札を損傷したときは、当該損傷した名札を添えなければならない。

2 名札の再貸与を受ける場合は、その実費を弁償しなければならない。

3 第1項の規定は、改姓があった場合について準用する。

(返還)

第6条 学生が退学又は転学したときは、名札を速やかに返還しなければならぬ。

(譲渡等の禁止)

第7条 名札は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この内規は、平成9年4月1日から施行する。（島田市立看護専門学校記章内規の全部を改正する。）

別図第1 (第2条関係)

- 1 大きさ 縦50ミリメートル 横90ミリメートル
- 2 材質 プラスチックケース入り
- 3 写真 ユニホーム着用写真(縦50ミリメートル横35ミリメートル)
- 4 氏名 黒色印刷

第1号様式(第5条関係)

名札再交付願

令和 年 月 日

高田市立看護専門学校長様

第 学年
第 期生 学籍番号
氏 名

次のとおり 名札 を 汚損 したので再交付をお願いします。
紛失

(理由)

5) 島田市立看護専門学校健康管理規程

(目的)

第1条 この規定は、島田市立看護専門学校学則第31条の規定に基づき、学生の健康管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するため、健康管理医及び健康管理担当者を置く。

2 健康管理医は、島田市立総合医療センター医師に委嘱する。

3 健康管理担当者は専任教員を充てる。

(健康管理医の職務)

第3条 健康管理医は、校長の命を受けて学生の定期健康診断を行う。

2 学生の健康上の問題の相談及び指導にあたる。

(健康診断)

第4条 学生の健康診断は次により行う。

2 定期健康診断の健康診断検査項目は次の各号に掲げる項目とする。

- (1) 胸部レントゲン検査
- (2) 検尿（蛋白・糖・ウロビリノーゲン・潜血）
- (3) 一般計測（身長・体重・視力）
- (4) 血圧測定
- (5) 血液一般検査
- (6) 血液生化学検査

(臨時健康診断)

第5条 全学生又は必要とする学生に対し、校長が必要と認めたときは次の各号に掲げる臨時健康診断を行う。

- (1) 入学後のHBs抗原・抗体、HCV抗体、風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎、結核の抗体価検査
- (2) 抗体価の少ない者への予防接種の勧奨（HCV、結核以外）
- (3) 小児看護学実習（保育園実習）前的小児等への感染防止のための検便検査

2 健康管理医の指導のもと、健康に異常を認めた学生に対して処置指導を行うとともに、療養または休養を要するものについては必要な処置をとる。

(医療施設)

第6条 学生の健康診断並びに医療は、島田市立総合医療センターに委託する。

(健康手帳)

第7条 健康管理のため、健康診断結果及び健康状態を記録する健康手帳を作成する。

(経費)

第8条 定期健康診断の費用は一部校費負担とする。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

出席停止となる感染症一覧表

- ・一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- ・病院にかかり医師の診断を受け、家庭から連絡を受けた日から出席停止扱いとします。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。

○第1種学校感染症

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ベスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白腫瘍(リオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性呼吸器症候群(SARS)	治療するまで出席停止

○第2種学校感染症

病名	症状	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	急な発熱、頭痛、悪寒、関節痛、全身倦怠感、咳、鼻水、のどの痛み	1~3日	発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発熱、頭痛、咳、たん、のどの痛み、くしゃみ		発症後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	1~2週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血 頬の内側にコブリック斑(白点)	10~12日	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ(片側~両側の頬の後ろ が大きく腫れて痛む)、発熱、嚥下困難	1~2週間	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発熱、発疹、耳の後ろ・首・脇の下など の腫れ、咳、結膜の充血	2~3週間	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	発疹→水泡→かさぶた・かゆみ	2~3週間	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	高熱、のどの痛み、結膜の充血、首の リンパ節の腫脹	5~7日	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	初期は自覚症状なし、X線で発見、 発熱、咳、たん、疲労感、体重減少	1~2ヶ月	症状により感染のおそれがないと診断されるまで
链球菌性咽頭炎	高熱、頭痛、嘔吐、頸部硬直	2~5日	

○第3種学校感染症

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、バラチフス	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
病名	症状
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	激しい腹痛、下痢、嘔吐、吐き気
流行性角結膜炎	眼の異物感、目やに、結膜の充血
急性出血性結膜炎	眼の痛みや充血・出血
前連菌感染症	高熱、発疹、扁桃の発赤や腫れ、 のどの痛み、いちご舌
ウイルス性肝炎	発熱、鼻水、咳、嘔吐、呼吸困難
手足口病	手足の水泡・発熱
伝染性紅斑(リンゴ病)	頬の赤み・手足の発赤
ヘルパンギーナ	発熱、のどの痛み
マイコプラズマ感染症	発熱、咳、のどの痛み
感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、吐き気、下痢、発熱、腹痛
炭アタミジラミ	頭髪部のかゆみ
炭伝染性軟臓症(ホヤヨ)	水泡
炭伝染性膿瘍症(ヒビ)	皮膚に化膿性の腫瘍

※病院にかかった際に、いつから登校してよいか必ず確認してください。

出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。
医師の診断にしたがい治療をしてください。

学年（ 年生）学籍番号（ ） 氏名 （学生本人が記載）

学校保健安全法に基づく出席停止について

島田市立看護専門学校

学校保健安全法における学校感染症について、学校保健安全法施行規則第19条の規定により出席停止の取扱いをしています。下記の感染症（の疑いを含め）に罹患した場合、主治医に証明書を記載してもらい学校に提出して下さい。

疾患名	出席停止期間
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱をした後2日を経過するまで <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> 不明
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで
<input type="checkbox"/> 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 疣	感染のおそれがなくなるまで
<input type="checkbox"/> その他（ ）	医師において感染のおそれがないと認めるまで

証明書（学校感染症届出票）

学生氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

上記の学生は、表内の疾患について学校感染症ガイドラインに基づき、欠席停止の措置が適当と判断します。

20 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

9. 学生活動要領

1. 学級運営

学校生活を円滑に行なうために、学級に次の委員を置く。

(1) 学級委員長 1名 副委員長 1名

学級全体の運営に関すること

- ・学級委員長はクラスの意見をとりまとめ円滑なクラス運営をはかる
- ・副委員長は学級委員長の任務を補佐し、委員長不在の時はその任務を代行する
- ・学級内の各委員選出時及び臨時の話し合いの司会と書記
- ・施設見学時の学級全体の取りまとめ

(2) 図書委員 8～10名

学校図書の貸し出し・整理に関すること

- ・図書利用規定及びライブラリー・インフォメーションに準ずる。
- ・図書点検の企画・指示

(3) 会計委員 2名

学級の費用に関すること

- ・クラス費及びクラスに関するすべての費用の管理（集金及び支払いを含む）
- ・クラス金庫の管理

(4) 教材委員 4名

教材の取り扱いに関すること

- ・授業で使用する教材物品の準備・後片付け（ビデオ、スライド、マイク等）
- ・教材物品の点検時の各学生の役割分担と点検表の記入

(5) 保健委員 2名

学生の健康管理に関すること

- ・休養室の管理
- ・定期健康診断時の準備、片付け

(6) 美化委員 2名

校内の美化に関すること

- | | | |
|----------|----------|------------|
| ・掃除用具の点検 | ・掃除後の点検 | ・感染症対策 |
| ・ゴミの減量 | ・ゴミ捨ての管理 | ・大掃除の企画、指示 |

(7) エコ推進委員 2名

環境への計画・推進に関すること

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・環境汚染対策 | ・省エネルギー |
| ・環境への取り組みに関すること | ・廃棄物の削減 |
| ・リサイクル及び節水 | ・二酸化炭素排出量の削減等 |

(8) 看学祭委員 6名

- ・看学祭の企画・運営
- ・看学祭の会計に関すること

(9) ボランティア委員 2名

地域貢献を意識し、行動するためにリーダーシップをとること

- ・ボランティア活動情報を学生全体にアナウンスする

- ・社協との連携を図る

- ・ボランティアの募集に対して、学生に募集をかけ参加者を集う

(10) 学習委員（国家試験対策委員） 3～6名

クラスの学習に関するここと

- ・クラスの放課後学習のすすめかたを決める

- ・学習が効果的に行えるように、クラスをまとめる

(11) 当番

- ① 授業に際して講師との連絡及び教材委員と協力して教材の準備、片付け

- ② 講師からの指示事項の伝達

- ③ 出講簿の講師への受け渡し

- ④ 講義録の記載

- ⑤ 各教室使用後の室内点検とカギの管理

- ⑥ 帰校時における教室の戸締まり、消灯、備品の点検

2. 各種証明書の交付

下記のいずれかの証明書を必要とする者は、各種申込書（第1号様式）に所要事項を記入して庶務係に提出し、証明書の発行を受ける。

(1) 通学定期券（通学証明書）	（指定様式）	(2) 学生割引証	（指定様式）
(3) 在学証明書	（第2号様式）	(4) 卒業見込証明書	（第3号様式）
(5) 卒業証明書	（第4号様式）	(6) 成績証明書	（第5号様式）
(7) 内申書	（第6号様式）		

※各種証明書は証明書を使用する日の3日前迄に提出して下さい。

※(2)学生割引証（指定様式）は、JRを遠距離利用した場合に運賃が割引されるものですが、利用目的は、帰省や正課の教育活動、就職又は進学のための受験、保護者の旅行への同行等に限定されます。（遊行目的の旅行は対象外です。）

3. 学習

(1) 学科

- ① 各学年で実施した試験科目数の1/3以上が再試験となった者は、長期の休業日に学校で補習を受けなければならない。
- ② 単位未修得の授業を受ける場合、自ら担当教員に申し出なければならない。
- ③ 単位未修得の学生は、その学年で開講している講義、実験、演習、実技について単位の取得の有無に関わらず受講しなくてはならない。単位を取得している者は、聴講となる。
- ④ 各科目的授業方法を講義要綱・授業中のオリエンテーション等で確認し、授業方法に演習が予定されている場合には必ず演習を受講する。
- ⑤ 忌引の欠席は正当な理由として欠席を認める。欠席は原則として、配偶者・三親等の直系血族以内の葬儀当日のみとする。
- ⑥ 単位再履修をする場合、学生における当該科目と再履修科目の調整が不可能であり同時に2科目の講義を受けることができない事態が生じ、授業出席時間が2/3に満たないと正当な理由として校長が認めた場合、該当者は科目補習願いを必ず事前に提出し、校長が科目補習特別許可書を発行し、補習講義を受講した後、科目の受験資格が得られる。

(2) 実習

- ① 実習を欠席する場合は、必ず事前に実習の担当者に申し出るとともに規定様式の届けを提出する。
- ② 実習については、実習要綱に記載されている注意事項を厳守する。
- ③ 施設見学については、秩序を守り責任ある行動をとること。
- ④ 自己学習中の図書室の利用は、図書室利用規定を守ること。
- ⑤ 実習記録の提出物に不足があった場合、その提出記録内容で評価していく。（不足部分については「1」とする。）30分以内の補足提出に関しては記録内容は評価の対象とする。但し、記録提出の項目に関しては「1」となる。

4. 学科試験

- (1) 試験は、科目終了後随時行なう。
- (2) 携帯電話はスイッチを切り教室には持ち込まない。
- (3) 試験開始5分前に、教室の窓側から名簿順に着席する。
- (4) 試験時間は原則的には45分または90分であるが、各試験毎に指示する。
- (5) 机上には鉛筆、消しゴム、スケール等を置き、その他はロッカーにしまう。
- (6) 答案用紙は黒鉛筆ではっきり記入し、試験開始後直ちに番号、氏名を記入する。
- (7) 試験開始後30分経過したら退室できる。一度退室したら再入室できないので注意する。
- (8) 試験用紙は、メモや落書き等で汚さないように注意する。
- (9) 質問のある場合は、手をあげて教員がそばに来るまで待つ。
- (10) 30分以内の遅刻は、教室で試験を受けることができる。ただし、正当な理由がある場合は別室で受けることもある。試験終了時間は定刻とする。
- (11) 試験返却について
 - ・試験は採点が終わったら、一時学生に返却し確認する
 - ・試験返却時は、筆記用具や携帯電話などの記憶媒体をもたずに返却を受ける
 - ・自己の点数と間違えたところを確認したら試験用紙は教員に返却する
 - ・学生便覧に自分の点数を記入する
 - ・本試験不合格者は、再度学習して再試験に臨む
 - ・再試験結果も同様に行う
 - ・再試験が不合格であり、それにより単位が未修得になる場合は、個別に説明を行う

5. レポート提出の方法

- (1) 担当講師の指示に従うが、指示がない場合はA4サイズのレポート用紙（A掛け）又は、原稿用紙（400字横書き）を使用する
- (2) 書き方はペン書きとし、レポートのテーマ・提出年月日・学年・学籍番号・氏名を記載した表紙をつける。
- (3) 文字の訂正は、修正液の使用、貼り紙はしない。訂正は、=線のみとするが、2字以上は書きなおすこと。
- (4) 参考文献（論文を書くにあたり参考にした本）及び引用文献（論文中に引用した文）について記入する。
 - ・図書の場合 著者名：図書名、出版社名、出版年月日
 - ・雑誌の場合 著者名：論文名、論文が掲載されていた雑誌名、VOL、NO、P、出版年
- (5) 指定された日の朝8時40分迄に指定された場所に提出する。

6. 服装

- (1) 服装は学生として品位を保つものであること。
- (2) 学生は常に名札を左胸上方に付けること。
- (3) 実習その他の指示のあった時は、ユニホームまたは指示の服装とする。しかし、ユニホームでの外出は禁止とする。
- (4) 施設見学時の服装について
 - ・常に相手先に失礼のない服装に心がける。
 - ・ベージュ、グレー、茶、黒、紺色の上下とする。（ブレザー、パンツ、キュロット可）
 - ・スカート丈は膝より短くしない。
 - ・シャツは、白のブラウスかワイシャツとし色物、色柄の入ったものは避ける。
 - ・靴はヒールの低いもので、歩いた時音がしないもの、色は黒、紺、茶色とし、運動靴はさける。
 - ・靴下の色は肌色のストッキングとし、ソックスはさける。男性は、白・黒または紺のソックスとする。
 - ・髪が長い人は、黒か茶色のゴムでまとめる。
 - ・マニキュア、アクセサリー類はつけない。実習・施設見学・演習では、透明ピアスも不可。
 - ・つけまつ毛、視力矯正目的以外のコンタクトレンズは使用しない。
- (5) 校内ではナースシューズまたはナースサンダルに履きかえる。

7. 態度

- (1) 言葉及び態度は学生らしく努めること。
- (2) 常に本校の学生として誇りをもつこと。
- (3) 講義中は不必要的私語はせず、他の受講生の迷惑になるような行為はしないこと。
- (4) 講義を受講する際は、講師に失礼のない受講態度で臨み、講師が不快を感じる行為はしないこと。
- (5) 受講に関して上記（3）・（4）が厳守できなければ、教室より退室すること。
- (6) 講義中寝てしまった場合、講師に2回以上起こされた場合はその授業は欠課とすること。

8. 通学

- (1) 学生は交通法規を遵守し、交通安全に努めること。尚、学校で主催する交通安全講習会に必ず参加すること。
- (2) 原則として通学には公共交通機関を利用すること。
- (3) 自転車、原動機付自転車（以下「原付」という）による通学者は学内の所定の場所に置き、各自責任を持って管理すること。
- (4) 原付で通学する学生は、運転免許証の写し及び自賠責保険証の写し・任意保険証の写し、原付の登録ナンバーを年度毎届け出ること。
- (5) 自動車での通学（最寄の駅まで自動車を利用する場合も含む）は、自動車通学許可申請書（第16号様式）及び自動車での通学に関する誓約書（第17号様式）・駐車許可承諾書（第18号様式）を年度毎提出し、校長が許可した場合は自動車での通学を認める。（但し、各自で駐車場を必ず確保すること）
- (6) 許可された自動車での通学者は、自動車運転免許証の写し・自賠責保険証の写し・任意保険証の写し・駐車許可承諾書又は駐車場借用契約書の写しを添えて届け出ること。（年度毎提出すること）
- (7) 自動車等で通学する場合、次の事項に違反した学生は違反した日から1年間の使用を禁止する。
 - ① 懈慢または故意に交通法規に違反した場合
 - ② 所定の場所以外に駐車した場合
 - ③ 無届で通学した場合
 - ④ 学校で主催した交通安全講習会に参加しなかった場合
- (8) 通学の方法及び任意保険証に変更が生じた場合は、通学方法等変更・継続届（第7号様式）を提出すること。
- (9) 実習により通学方法の変更が生じた場合は、実習用通学方法変更届（第19号様式）を提出すること。
- (10) 交通事故に遭遇した場合及び交通法規に違反した場合は、速やかに連絡するとともに事故報告書を提出すること。
- (11) 自動車での通学において災害・交通事故・交通渋滞等による欠課は正当な事由として認められない。

9. 集会及び行事

学生が学校名を使用して集会に参加もしくは開催するときは、集会参加・行事開催許可申請書（第8号様式）を校長に提出し、許可を得なければならない。

この場合許可できるものについては、集会参加・行事開催許可書（第9号様式）を交付する。

10. アルバイト

アルバイトをしようとする者は、健康と学業をよく考慮し、アルバイト届（第10号様式）を提出しなければならない。なお、アルバイト届は各学年毎に更新しなければならない。

11. 事故の報告

以下の事故の場合は速やかに報告すると共に、事故報告書（第11号様式）を校長に提出すること。

- (1) 臨地実習中の事故（自分や患者等に対する事故）
- (2) 交通事故等（休暇中も含む）

12. 総合補償制度「WILL」について

- (1) 総合補償制度（学生保険）は学生全員が加入している。
- (2) 学生がケガ等を被ったことにより、入院・通院した場合に保険金を支払うことになる。
実習中にケガをさせたり、物を壊した時や自身が身体的障害や物の損害を被ったとき、また身体的障害や物の損害を被ったときに保険金が支払われる。
- (3) 保険期間は1年間であり、毎年度保険料を支払う。

13. その他

- (1) 時間を厳守すること。（専門職として必須能力）
- (2) 学生に対する通知・連絡等は、1階の掲示板に掲示する。原則として掲示物は7日間のみとする。特に授業・試験・成績等学習上の事項はよく注意し、掲示を見落としたために手続き期限の遅れ等、思わぬ不都合や不利益を受けるのは、学生自身であることを心に留めておくこと。
- (3) 学生が海外旅行及び5日以上の国内旅行に出る時は、旅行届（第12号様式）を提出すること。
- (4) 学生がスポーツ、趣味等に関するクラブを結成しようとするときは、クラブ結成許可願（第13号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。
校長はクラブ結成が適当であると認めたときはクラブ結成許可書（第14号様式）を交付する。
- (5) 外部からの電話の取次は原則として応じない。
- (6) 授業中は携帯電話の電源を切り、手元に持ち込まない。
- (7) 学校から学生への緊急連絡は、連絡網を通じて行なう。また、まち.comメール発信のためメールアドレス変更時は直ぐに届け出る。
- (8) 校内は禁煙（電子タバコも含む）とする。（看護職を志す者として禁煙に努力すること）
- (9) 施設の設備及び物品を破損したり、故障した場合、破損・故障届（第15号様式）を提出しなければならない。

第1号様式

名 称 中 証 書

発行 年 月 日

新潟市立北城中学校

第 学年
第 年生 学級番号
姓 名
平 月 日

下記の規則等の施行を認めた事とする。

規

1. 通学の規則施行記者

姓 氏	性 别	年 齢	登録期間	実施開始日
上 田	男	-	2月	月 日
鈴 木	男	-	2月	月 日
上 田	男	-	2月	月 日

2. 通学規則(1) 通学規則

規則の施行を認めた事とする。

3 在学規則	規則名	規則
4 在学規則	規則名	規則
5 在学規則	規則名	規則
6 在学規則	規則名	規則
7 在学規則	規則名	規則
8 その他	規則名	規則

新潟県立北城中学校

号

在 学 証 明 書

学年番号

姓 名
発行 年 月 日

上記の者は、本校生として在学していることを認める。

令和 年 月 日

新潟県立北城中学校
島 田 有 三 生 活 室 内 学 校
校 長

第2号様式

新潟県立北城中学校

新潟県立北城中学校

卒業見込証明書

卒業見込証明書

第 学年
第 年生 学級番号
姓 名
初登 年 月 日生

学年番号
姓 名
初登 年 月 日生

上記の者は、

年 月 日本校卒業見込であることを認める。

上記の者は、本校卒業を終了し

年 月 日本校を卒業したことを認める。

令和 年 月 日

令和 年 月 日

新潟県立北城中学校
島 田 有 三 生 活 室 内 学 校
校 長新潟県立北城中学校
島 田 有 三 生 活 室 内 学 校
校 長

学年	□ 小学校	□ 初等教育学校	□ 中学校	□ 高等学校	□ 特別支援学校
名前	 例文				
性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
誕生日	<input type="text" value="西暦"/> <input type="text" value="西暦"/>				
学年	<input type="text" value="西暦"/> <input type="text" value="西暦"/>				
学年	<input type="text" value="西暦"/> <input type="text" value="西暦"/>				
成績証明書 					

内申書	
学年番号	姓
氏名	性別
年齢	誕生日
入学者登録	入学年月日
新規性	進学年月日
既規性	卒業年月日
在学期	卒業年月日
新規性	学年回数
既規性	学年回数
志願方	自用消極
明確の旨意	
札記	既規
研究心	
指導性	新規
個性	新規

第 1 号様式

通学方法等変更・継続届

令和 年 月 日

島崎市立海瀬南門学校英 案

第一 学年
第 附生 学級番号:
五 番

届出理由	1. 通学方法の変更 2. 在校時間変更の提出 3. 其他
住所	
電話番号	
通学方法	 1. 徒歩 (歩道) / 2. 徒歩 (車道) / 3. 徒歩 (駅道) / 4. 徒歩 (自転車) / 5. 徒歩 (オートバイ)
道路地図から直行距離まで、公共交通機関から目的地を記入。公共交通機関の駅など都合に応じるものも記入。	

用印付を捺用する場合は、運転免許証及び健康診断証、枚葉検査証の写しを各頁にすること。

第 2 号様式

紹介書

行事 附 加 行事申請書

令和 年 月 日

島崎市立海瀬南門学校英 案

第一 学年
第 附生 学級番号:
五 番

紹介書	下記のとおり、 行事 附 加 行事 申請書
をしたいので許可をお願いします。	
1. 乗合・行幸の名称	
2. 携帯及び同行者名	
3. 予定人数	
4. 実施日時	令和 年 月 日 ()
5. その他	時から 時まで

第10号様式

規約	登記料	印可料			
行方不明	開封料				
年月日 令年月日					
件名	件				
高知市立在郷高等学校 生徒					
本名	姓	姓			
中名	姓	姓			
小名	姓	姓			
について、下記のとおり認可する。					
記					
1. 規約・登録の義務					
2. 予定入場					
3. 通学時間	令年	月	日	()	時から 時まで
4. 通学路					
(注)・規約内に上異なるもの有る場合は ・規約は、依然効力すること。					

第10号様式

規約	登録	印可	教頭	教諭	校長

アルバイト届

高知市立在郷高等学校
生徒

令年月日

姓 学年
姓 姓 生年月日
姓 年度
姓

下記の上記をアルバイトをした」と思いますので、許可をお願いいたします。

記

1. アルバイト実施の理由

2. 施設名:

住所:

TEL:

3. 期間: 令年 月 日 令年 月 日まで

4. アルバイト内容

第10号様式

事故報告書

提出日 令年 月 日

高知市立在郷高等学校
生徒

姓 学年 年齢

姓 実年 生年月日

高知市立在郷高等学校
生徒

事務の発生概要

事務の発生日時	令年 月 日 時 分
施設の運営者・担当者の名前	令年 月 日 時 分
対象者	姓 年令 才 姓名
事務の状況	
事務が発生したときの状況	
対象者・運営への感想	
事務の運営者に対する感想	
今後どのようにすればこのように考慮を怠ることなくできると思いますか?	
※事務の感想は、どのような状況のときに起きたかの事実を詳細に記入	
担当教員の担当内容と 担当教員の名前	

第10号様式

交通事故報告書(学生用)

提出日 令年 月 日

高知市立在郷高等学校
生徒

姓 学年 年齢

姓 実年 生年月日

高知市立在郷高等学校
生徒

事務の発生概要

事務の発生日時	令年 月 日 時 分 (曜日)	地		
運営者の運営日時	令年 月 日 時 分	地		
事務の運営の状況				
対象者の名前	姓 年令 才	姓 年令 才		
発生時の交通の手段	自転車	自動二輪車	自動車	自転車
事務の状況				
対象者の感想				
対象者の感想				
対象者の感想				
事務の運営者に対する感想				
今後どのようにすればこのように考慮を怠ることなくできると思いますか?				
担当教員の担当内容と 担当教員の名前				

第13号様式

旅 行 届

令和 年 月 日

島根県立医療専門学校長 署

姓 学年
名 別名 学籍番号
氏名

下記のとおり、旅行を計画しましたので提出します。

記

1 期 間

令和 年 月 日 () から
令和 年 月 日 () まで
(曜 日)

2 旅 行 先

3 旅行番号

第14号様式

クラブ結成許可書

令和 年 月 日

島根県立医療専門学校長 署

姓 学年
名 别名 学籍番号
責任者氏名

このたび

クラブを結成したので、許可を願いします。

記

- 1 クラブ活動の内容
- 2 クラブ結成申請
- 3 クラブ員
- 4 クラブ活動の実績

第14号様式

クラブ結成許可書

署名 署
令和 年 月 日

責任者
姓 学年
名 别名 学籍番号

記

島根県立医療専門学校長 署

申請のおりました

クラブ結成を許可します。

第15号様式

破損・故障品

平成 年 月 日

島根県立医療専門学校長 署

姓 学年
名 别名 学籍番号
氏名

箇条欄	
発生時刻	平成 年 月 日 () 時 分
原因・物品名	
修理状況	
発生時の状況	
今後の対策	
担当教員のサイン	

第 16 号様式

自動車通学許可申請書

令和 年 月 日

島田市立看護専門学校長様

宇都根号
姓
氏名
保護者共名

次により自家用自動車での通学の許可を申請します。

1. 申請の理由

2. 申請の自動車 廉税・メーター
登録NO. [カーナークード]
3. 期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

第 17 号様式

自動車での通学に関する誓約書

令和 年 月 日

島田市立看護専門学校長様

交通法规を遵守し、交通安全に努めます。

契約駐車場以外の場所に駐車しません。

学校から契約駐車場との契約及び支払の状況に関する書類を求められた場合には、すみやかに提出します。

届出した申請書の内容及び車検査等の提出書類の変更があった場合は速やかに提出します。

以上、誓約いたします。

学生名(捺印)

保護者名(捺印)

第 18 号様式

駐車許可承認書

住所
姓
氏名
電話番号

印

私は、所有する駐車場を下記の者に貸し出すことを承認いたします。

記

氏名
住所
貸出期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

駐車場の施設(学生が記入)

第 19 号様式

駐車場名	取扱会社	取扱料金	保管期間 - 定年各月	料率	支 付 日	合 計 日

実習用通学方法等変更届

実習場所
令和 年 月 日島田市立看護専門学校
教頭課長様第 学年
第 学生 生徒番号
姓 名

保管期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

住 所			
電話番号			
通学方法	□A・自転車(自転車・自転車・自転車・自転車)		
	□B・自転車(自転車・自転車・自転車・自転車)		
	□C・自転車(自転車・自転車・自転車・自転車)		
	□D・自転車(自転車・自転車・自転車・自転車)		
(片道約 時間 分)			

注: 駐車場と契約した場合、契約書もしくは契約期間上側面を照付すること
※イシューイングの場合は施設に示しておき、判断した場合は該当欄へ必ず選択すること

スクールカウンセリングの御案内

スクールカウンセラー（島田市立総合医療センター 公認心理師） 竹田真実

学生のためのスクールカウンセラーモードを導入しています。

学生時代は目標を定めて前向きに頑張れる時期であると同時に、将来に向けて葛藤の多い時期もあります。特に看護の勉強は、実習を含め密度の高いもので、継続していくには心身ともに充実していることが大切です。普段の日常とは少し違う場であるカウンセリングで話してみることも、新しい気づきや発見、気持ちの整理になるかもしれません。

積極的に、気軽に利用してみてください。

★日時・場所は？

第1, 第3水曜日の16:30~18:00

(大きな学校行事と重なっている時、夏休みなど学校が休みの時は
ありませんが、要望があれば臨時に他の曜日に応じることもできます)
学校3階のカンファレンス2を使います。



★利用の方法は？

当日直接部屋に来ていただけて大丈夫です。あらかじめ、希望がある場合は当日までに学校の先生に申し込んでおいてください。優先的に時間をとれます。ドア前の札が「空いています、どうぞ」となっていたら自由にノックして入室してください。カウンセリング中の場合は、「相談中です」という札になっていますが、ノックしていただければ、待ち時間の調整をします。

★どのようにして相談・カウンセリングを利用したらいいか？

学校のこと（同級生・先輩・後輩との人間関係、先生方との人間関係、学業に集中できない、実習での悩み、適性についてなど）に限らず、自分の性格、精神的な症状や病気のこと（不眠、情緒不安定、対人緊張、心身症、拒食過食など）、過去の嫌な体験、家庭や家族に関する心配など広く対応します。何を相談したらいいか自分でもまとまらないけど、何となくというのでも結構です。

困ったり悩んだりした場合だけでなく、考え方や気持ちをまとめためのヒントを得る場としても利用してみてください。

☆ 相談の内容は、ご本人の同意無く、他の人に伝える事はありません。

☆ <悩み・相談>でなくても、相談者が居ない時はのぞいて声を掛けてみてください。

10. 島田市立看護専門学校における個人情報の取扱いについて

看護専門学校における看護学生に関する個人情報の保護と取り扱いは、『島田市個人情報の保護に関する法律施行条例』を遵守し実施しています。また、学生から知り得た情報を利用するにあたり、個人情報取扱事務の届出の範囲内を守り、以下の利用目的に特定しています。

1. 適用範囲

- (1) 当校の学生
- (2) 当校における教育をうけようとする者及び教育をうけようとした者ならびに教育を受けた者

2. 看護学生への教育に必要な利用目的

- (1) 学校内での利用
 - ① 入学資格確認
 - ② 教育課程修了認定の確認及び国家試験受験資格の確認
 - ③ 管理名簿の作成
 - ④ 災害及び事故の対応
 - ⑤ 教育指導の継続
 - ⑥ 看護実習のための学習課題
 - ⑦ 看護を学ぶための教材
 - ⑧ 学生募集のための写真等の掲載
- (2) 家庭への情報提供
 - ① 各種案内の発送
 - ② 保護者への学習結果報告
- (3) 他の事業者への情報提供
 - ① 実習施設依頼関係書類
 - ② 健康診断結果関係書類
 - ③ 修学資金関係書類
 - ④ 就職・進学に伴う書類
 - ⑤ 看護師国家試験に伴う書類
 - ⑥ 外部監査機関への情報提供
 - ⑦ 関係法令等に基づく行政機関等への報告
 - ⑧ 学会等への報告

島田市立看護専門学校 学生における情報取り扱いガイドライン

このガイドラインは、島田市立看護専門学校の学生がソーシャルメディアを利用する際に留意すべき事項等について定めています。

TwitterやFacebook, YouTube, LINE, Instagram, mixiなどを用いて、利用者が情報を発信するソーシャルメディアの普及が進み、情報伝達手段の1つとして広く活用されています。これらのソーシャルメディアを利用した自由なオープンな議論、グローバルなネットワーク形成、積極的な社会参加については、数多くの情報を入手できる一方で、情報の取り扱い方を誤ると予測しない結果を引き起こす場合があります。利用者本人の不利益となるだけでなく、他人や学校の名譽を傷つけたり、社会的利益を損ねる可能性があるため、内容を十分理解し適切な利用を心がけてください。また、臨地実習では受け持ち患者様の個人情報に触れるため、看護師と同様に守秘義務、プライバシー保護義務、個人情報保護義務を遵守する必要があります。ソーシャルメディアの特性や自らが負うべき責任を正しく理解し、無用なトラブルを自ら引き起こさないように最新の注意をしてください。

ソーシャルメディアとは？

ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画共有サイトなど利用者が情報を発信してコミュニケーションを形成していく電子的なメディアを言います。

1. 法律を遵守

ソーシャルメディアを含めたインターネット上の表現も、日本国憲法をはじめとする法令の下にあります。利用の際は、日本の法令を遵守してください。

2. プライバシー保護

発信した情報は様々な形で拡散されたり、他人に保存されたりするため、事後のコントロールは困難で、一度公開された情報はインターネット上で完全には削除できません。自分自身と大切な関係者のためにも投稿する内容に責任を持ち、他人のプライバシーを侵害しないよう個人情報の保護に気をつけてください。安易に写真を撮影することもプライバシーの侵害に繋がるので注意が必要です。また、臨地実習をとおして知り得た患者・家族に関する情報については、これを他者に漏らすことがないようにプライバシーの保護に留意してください。

3. 知的財産権の保護

情報発信に際して、文書・画像・音楽・ブランドマーク・ソフトウェア・その他の著作物等の取り扱いに最新の注意を払い、著作権、肖像権、商標権などの他者の権利や利益を不当に侵害することのないようにしてください。レポート作成時にネット上の情報をコピー＆ペーストすることも、著作権侵害にあたりますので、注意してください。

4. 守秘義務・個人情報の取り扱い

実習上で知り得た守秘義務のある情報を発信しないでください。対象者の個人情報の口外、診療記録や看護記録の無断での閲覧とコピー、電子機器（携帯電話、iPad等）による写真撮影等個人情報の不適切な管理は行わないでください。また、記録物のコピー等は必要最小限とし、不要になった物は確実にシュレッダー等で破棄してください。

5. 正確かつ適切な表現での発信

正確な情報の発信に努め、虚偽の情報は流さないなど自分が掲載した内容には責任を持ってください。また、発信した情報に誤りがあると分かった場合は、速やかに情報を訂正してください。

6. 情報を安易に信頼しない

インターネットには必ずしも正しい情報ばかりあるとはかぎりません。インターネット上の情報を確認せずのみにしないでください。ネット検索し、複数の情報を読み比べることや教科書・参考書等で調べ、正しい情報を得てください。

7. セキュリティ対策

ウィルス感染により個人情報が漏洩したり、他者のパソコンを感染させる恐れがあるため、ウィルス対策ソフトのインストールを行ってください。また、パソコンや記録媒体へのパスワード設定を行ってください。

以下のガイドライン等を参考に作成しました。

- ・日本看護協会：看護者の倫理綱領
- ・一般社団法人日本看護学校協議会共済会：SNSにおける個人情報取り扱いガイドブック
- ・友納理緒（日本看護協会 参与）：「実習における個人情報の適切な取り扱い」
- ・島田市立総合医療センター：個人情報保護院内マニュアル

11. ハラスメントの防止に関するガイドライン

島田市立看護専門学校は、すべての学生が個人として尊重され、学習や課外活動に安心して取り組むことができる、公正で、健全な環境をつくります。また、具体的なハラスメント行為の内容や事前防止について明示するとともに、ハラスメントへの理解を深めるため、「ハラスメントの防止に関するガイドライン」を作成しました。

1 ガイドラインの対象者及び適用範囲

- (1)ガイドラインは、本校の学生を対象とします。
- (2)ガイドラインは、本校の内外、授業、課外活動等の場所や時間を問わず、発生したハラスメントのすべてに適用されます。

2 ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手方に不快感や不利益を与えること、あるいはその尊厳を損ない、学習環境を悪化させたりすることを言います。本校では修学上、あるいは学生生活における関係を利用してなされる嫌がらせやいじめ行為等をハラスメントと定義し、具体的には主に以下の3つの類型に分類します。

- (1)セクシュアル・ハラスメント
性的な言動や行為によって、相手を差別したり脅威や屈辱感あるいは不利益を与える行為です。
- (2)アカデミック・ハラスメント
教員等が教育・臨地実習等の場において、地位や職務権限を濫用し、嫌がらせや差別を行うことで
学生等に身体的・精神的苦痛、又はダメージを与える行為です。
- (3)モラル・ハラスメント
道徳や倫理に反する、精神面に対する嫌がらせのことで、暴力行為ではなく、周囲を巻き込んで無視したり、嫌みを言ったり見下すような態度をとったりするなど、言葉や態度で相手に嫌な思いをさせる行為です。

3 ハラスメントをしないための基本的な心構え

ハラスメントをしないようとするためには、自分と相手の立場を置き換えて考えてみることが大事です。次に挙げる事項について十分認識し、ハラスメントの防止を心掛けてください。

- (1)言動に対する受け止め方には個人間、立場や意識などにより差があり、ハラスメントに該当するか否かについては、相手はどう感じたかということが判断基準のひとつとなりますので、次の点に注意しましょう。
 - (a)親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があります。
 - (b)不快に感じるか否かには個人差があります。
 - (c)この程度のことは相手も許容するであろうという勝手な憶測をしてはいけません。

(d)相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないことです。
(e)「どこまでなら許されるか」という低いレベルで考えるのではなく人間の尊厳を尊重した判断を心がけましょう。

(2)相手が拒否したり、嫌がったりしていることが分かった場合には、決して、同じ言動を繰り返さないことが重要です。

(3)ハラスメントを受けた相手から「不快である」という意思表示が常にあるとは限らないので、それを同意・合意と勘違いしてはいけません。

(4)誰でもハラスメントの加害者または被害者になりうる可能性があることを認識しておく必要があります。

4 ハラスメントを受けたときには

ハラスメントは当事者間だけの問題にとどまらず、学習環境にも悪影響を及ぼす重大な問題です。被害を深刻なものとしないためにも、次の事項について認識しておきましょう。

(1)一人で我慢したり、受け流したり、無視していたりするだけでは必ずしも状況は改善されません。嫌なことには、毅然とした態度をとり、相手に対して明確に意思表示しましょう。

(2)信頼できる人に相談しましょう。一人で悩まないで、信頼できる周囲の人に相談しましょう。そこで解決することが困難な場合には、ハラスメントに関する当校の相談窓口に相談をもちかけましょう。その際、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録したり、第三者の証言を得たりしておくとよいでしょう。

5 ハラスメントを見かけたときには

周りでハラスメントを見かけた場合には、当事者間の個人的な問題として片付けてしまうのではなく周囲の人の意識と態度が防止するための重要な要素であることを自覚し、行為者に注意したり、被害を受けた者とハラスメントに関わる相談窓口まで同行したりするなどの行動をとりましょう。

6 相談・苦情の窓口

(1)ハラスメントに関する相談、苦情は、当校の教職員や学内でのカウンセリングで受け付けています。

(2)必要に応じ相談者の承諾を得たうえで、教職員は相互協力し、問題の解決にあたります。

(3)学生が相談をしたり、苦情を申し出たりしたこと等を理由として、その学生が不利益な取り扱いを受けることはありません。また、相談、苦情等の対応にあたってはプライバシーや名誉、その他人権を尊重して行います。

7 防止義務

学生は、ハラスメントのない快適な環境のもとで、学習や課外活動にいそしむことができるよう、記載してある事項に留意し、ハラスメントの防止等に取組まなければなりません。

なお、発生した際、加害者の言動が意図的または悪意によるものと判断された場合は、学則に基づき、加害者を処分の対象とすることがあります。

12. 合理的配慮に関する取り組みについて

島田市立看護専門学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施工に伴い、障害のある方が安心して学び、充分に個性と能力が發揮できるよう、「合理的配慮」を講じていきます。

合理的配慮とは？

障害者の平等な修学・就労の機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、個々に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供すること

合理的配慮提供・支援までの流れ

学生・保護者と学校双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応できるよう整えて参ります。

学生・保護者から合理的配慮に関する意志表明があった場合、次のようなプロセスを通じて、適切な合理的配慮を行えるよう計画を立案し、合意のもとに実施・評価します。

相談（学生からの意思の表明）	・学生からの相談（学年担当教員・カウンセラー）
現状とニーズの把握	・診断書や障害者手帳、過去の支援の所見 ・ニーズの聞き取り、情報収集（希望する配慮の整理）
支援計画の立案	・担当者の相談 ・環境整備や支援体制の検討
支援会議（教務会議）の開催	・教務会議の開催（必要時学生・保護者、カウンセラーの参加要請）合意形成
支援計画の実施	・P D C Aサイクルによる支援 ・合理的配慮の調整や振り返り

13. 各教室・教材の使い方について

学校にある学習教材は、いつでも、誰でもが自由に利用でき学習効果を高められるように準備されています。しかし、教材は貴重品であり公共物ですから、学生一人一人の心がけが必要です。利用にあたっては次のことを守ってください。

I. 使用上の注意

- 教材とは視聴覚室、資料室、看護実習室、パソコン室、在宅実習室、模型標本室、雑庫、談話室、屋内運動場に設置された学習用器材を対象にする。
- これらを利用する時は、使用前に職員室にある「教材使用簿」に必要事項を記入し教員（不在時は事務職員）にこの旨を伝えてから使用する。終了後は終了時間を記入し、報告する。
記入例：参照
- 教材は正しく丁寧に取り扱う。使用前、使用後は故障・破損・不足などがないか点検し、これらがあった場合には速やかに教員に報告し、「故障・破損届」（第15様式）を提出する。
- 教材は使用前よりも美しく必ず元あった場所に片付ける。
- 教材利用は学校内とする。（原則自宅・病棟等への持ち出しが禁止）
- 年3回、教材点検を行います。その際、紛失した教材代金は学生の負担となります。

II. 「教材使用簿」の記入の仕方

- 「使用簿」は、①教材使用簿②ビデオ使用簿に区分されているので使用者が記入する。
- 視聴覚器材を使用する場合
 - 授業で使用以外は全て記入する。
 - ビデオ、DVD使用時は「教材使用簿」の備考欄にどこの教室で使用するかを明記する。
- 「教材使用簿」の記入例

月日	学年	氏名	使用時間～終了時間	使用目的	使用物品	備考
5/16	1	島田 太郎	8:50～10:20	自己学習	ビデオテープ⑩吸引	学習室

○月○日	月 日				学年	使用者名	技術名	確認
	学年	使用者名	技術名	確認				
ベッド 朝				終わったらレ点				
午	1	島田花子	ペンドマイキング					
放								

- 「学校関係者以外の貸し出し簿」には記入しない。
- 実習室の教材は、教材使用簿で前日12時から予約をとることができる
- 午前は8:15～12:00までの間、午後は12:00～13:00までの間、午後は13:00～17:45まで（火、木曜日は17:00まで）の間

III. 実習室の使い方

1. 実習室を授業以外で使用する際は、職員室にある教材使用簿に記入をしてから使用する。
2. 実習室の使用時間は原則、午前は 8:15~12:00までの間、昼は 12:00~13:00までの間、午後は 13:00~17:45までの間（火、木曜日は 17:00までの間）とする。
3. 実習室の教材は、教材使用簿で前日 12 時から予約をとることができる。
4. 実習室使用後は、必ず片付け整理整頓をし、ドアの戸締り、消灯、エアコンのスイッチを切り、教務室にある教材使用簿に終了したことを記入する。最後の人は教員に上記確認したことを報告する。
5. 実習室を使用する場合、実習着、実習靴を着用し技術練習にふさわしい身だしなみを整えてから使用する。
6. 鍵のかかっている戸棚の物品を使用する際は、必ず教員に申し出てから使用する。
7. 注射針など針を扱う場合は、必ず教員の見守りのもと使用する。
8. 実習室にある設備・備品を破損した場合、もしくは発見した場合は、速やかに申し出ること。破損の状況に応じ、修繕費を負担してもらう場合がある。
9. 寝衣などの管理について
 - ① シーツや寝衣などのリネン類を使用した際は、必ず清潔な状態でもとの場所に整理して収納する。汚れたり濡れたりした場合は必ず洗濯をし、よく乾かしてから収納する。
 - ② 洗濯室で洗濯できないものについては教員に申し出て教材使用簿に記載をしてから自宅で洗濯をし必ずもとの場所に収納する。

IV. パソコンの使用について

1. パソコンの置いてある実験室（パソコン室）の使用時間は、8時30分から17時までとする。
2. パソコンを授業以外で使用する場合は、あらかじめ看護学校実験室（パソコン室）使用願（第1号様式）を庶務係に提出する。
3. パソコンを使用した後は、すみやかに実験室を点検し、実験室（パソコン室）使用結果報告書（第2号様式）を提出する。
4. 使用する紙等消耗品に関しては各自の負担とする。
5. パソコン等を壊した場合は、修繕費を負担するものとする。
6. ウィルスチェックが済んだステックメモリーのみを使用すること。

V. インターネットの使用について

1. インターネットは学習の為に使用する。（個人的な目的のための使用は認めない）
2. インターネットの使用時間は、図書館が開いている時間になる。
3. インターネットの使用手順に関しては、マニュアルを参考にする。
4. インターネットにおける印刷はできない。
5. インターネットの有料のサイトは使用できない。
6. インターネット等を壊した場合は、修繕費を負担するものとする。

VI. 屋内運動場（体育館）使用について

1. 屋内運動場を授業以外で使用する場合は、申請書（屋内運動場使用要領・第1号様式）を提出する。
2. 屋内運動場の使用時間は、8：50から18：00迄とする。
3. 体育館シューズを使用する。
4. 屋内運動場内の飲食は禁止とする。
5. 屋内運動場内の設備及び備品を使用するときはかならず学校職員の許可を受け使用する。
6. 使用後は使用した物品を所定の場所に返却し、床はモップがけをする。屋内運動場内部のドアの戸締まり、消灯を必ず行なうこと。
7. ゴミは必ず持ち帰る。
8. 屋内運動場の設備・備品を破損した場合は、速やかに申し出ること。破損の状況に応じ、修善費を負担して貰う場合がある。
9. 離を返却する学生は、屋内運動場使用報告書（屋内運動場使用要領・第3号様式）の項目を確認し、返却者欄に氏名を記入する。

VII. 校内の鍵の貸し出しについて

1. 校内の施設である部屋を使用する時は、職員室にて鍵の貸し出しをする。
2. 鍵を借用する場合は貸し出し簿に鍵番号・借用時間を記入し、職員から鍵を受け取る。
3. 鍵を返却する時は、鍵を職員に手渡すこと。
4. 鍵は校外へ持ち出さない。使用後は速やかに返却すること。

VIII. 談話室の使い方

1. カンファレンス・オリエンテーション・ビデオの視聴及び食事・休憩をとる場所として使用する。レンジ等の火を使用しているときは火災に注意して使用し、その場を離れないこと。
2. 自己学習のためにビデオを視聴する場合は、必ずヘッドフォンを使用すること。
3. 各学年毎、決められたユニットを使用する。流し台は不潔にしておくとごきぶりが発生しやすくなるので、各学年毎のユニットはクラスで責任持って管理する。
4. 机、椅子、冷蔵庫、各学年のユニット、ポット、急須、やかん、電子レンジ、オープントースター、以外の調理物品は使用しないこと。
5. 昼食時に使用する湯呑み等食器類は各自で持ってくる。また洗剤、お茶葉等は各学年で用意する。
6. 湯呑み、お弁当箱等は出しつばなしにしない。
7. 冷蔵庫に調味料を入れる場合、学年や名前がわかるように表示をしておくこと。長期休暇の前には各学年で責任をもって冷蔵庫の中のものは持ちかえる。
8. オープントースター、電子レンジは学年毎表示してあるものを使用すること。
電気ポットは使用後必ずコンセントを抜き空にしておくこと。
9. カップラーメンの汁は、教員用ユニットの三角コーナーにカバーをかけ捨てる。

IX. 休養室の使い方

1. ベットを使用する時は、必ず教員に申し出てから使用する。また、使用簿に記入をする。使用後は、きれいに片付けること。
2. 薬剤等を用いる時も必ず教員に申し出てから離を借りて使用する。また、使用簿に記入をする。

14. 島田市立看護専門学校防災について

消防計画（抜粋）

第24条 東海地震注意情報及び南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）（以下「注意情報」という。）の受信責任者は、防火管理者とし、職員等が注意情報の発表を受信したときは、速やかに受信責任者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は、注意情報を確認した場合、職員、学生及び来校者等に伝えるものとする。
- 3 防火管理者は、情報の入手手段を確保し、社会情報の把握や注意情報の統報など、情報の収集に努めるものとする。
- 4 防火管理者は、就業時間外に注意情報を確認した場合、第15条に定める各担当者に連絡し、応急の対策を図るものとする。

（施設等の点検）

第25条 防火管理者及び火元責任者は、前条の注意情報を確認した場合は、第8条及び第9条に規定する検査表及び消防用設備等自主点検表に基づき、施設等の点検を行うものとする。

- 2 防火管理者及び火元責任者は、点検の結果、不備事項が判明した場合は、適切な措置をするとともに、特に高所における物品等及び火気設備等を優先に措置するものとする。
- 3 防火管理者及び火元責任者は、第32条に規定する非常用物品、備蓄資材及び防災用資機材等の確認及び点検をし、取り出し容易な場所への移動等を行う。

第26条 東海地震警戒宣言及び南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）（以下「警戒宣言・情報」という。）の受信責任者は、防火管理者とし、職員等が警戒宣言・情報の発令を受信したときは、速やかに受信責任者に報告するものとする。

- 2 防火管理者は、警戒宣言・情報の発令を確認した後、直ちに予め定められて方法により学校長に連絡するものとする。
- 3 防火管理者は、第15条に定める任務分担に基づき警戒宣言・情報の内容を職員等に伝達し、冷静に学生及び来校者等の避難誘導を行うものとする。
- 4 防火管理者は、学生及び来校者等の避難及び第24条に定める措置を完了したときは、職員等の避難を指示し、地震発生に備えるものとする。
- 5 職員は、休日・夜間等、就業時間以外に警戒宣言・情報の発令を受信したときは、直ちに受信責任者に報告し、施設内の火気設備・器具等の災害防止措置を講ずるとともに、火気設備・器具等の使用を制限するものとする。

第2節 地震発生時の対策

（地震時の活動）

第27条 地震時の活動は、第15条に定める自衛消防組織に基づいて実施するものとする。

- 2 防火管理者は、職員、学生及び来校者等に対して生命の安全措置をとらせるとともに、次の措置を行うよう指示するものとする。

- (1) 出火防止の措置
 - ア 火気使用設備・器具及び電気設備・器具等の使用停止措置
 - イ ガスの供給停止措置及び危険物施設の災害防止措置
- (2) 非難活動
 - ア 混乱の防止措置及び状況に応じた建物外への避難誘導
 - イ 避難者への適確な情報の周知
 - ウ 状況に応じた避難者の指定広域避難所への避難誘導
 - エ 防災機関からの指示に基づく広域避難場所への避難開始

消火活動

- ア 建物火災が発生した場合の優先消火活動
- イ 建物火災以外の火災が発生した場合、避難路等の確保のための優先消火活動
(地震防災緊急活動)

第28条 地震が発生した場合は、第15条に定める任務分担表に基づき、学生及び来校者等の安全な避難路の確保及び避難誘導を実施するものとする。

(地震後の安全措置)

第29条 火元責任者は、地震後、火気使用設備・器具、電気設備・器具等を再使用し又はガスの再供給をする場合は、速やかに当該設備・器具等の点検を行い、安全を確認し、その結果を防火管理者に報告後、使用するものとする。

(訓練の実施)

第30条 防火管理者は、地震による被害の軽減を図るため、次のとおり地震防災訓練を定期的に実施する。

- (1) 市及び町内会が実施する地震防災訓練への積極的な参加
- (2) 注意情報・警戒宣言等地震情報の伝達訓練
- (3) 避難地等への避難誘導訓練の実施
- (4) 火気設備・器具等の使用停止訓練
- (5) 消防用設備等の取り扱い訓練
- (6) その他必要な訓練

(地震防災条必要な教育、広報の実施)

第31条 防火管理者は、職員等に次のとおり防災及び広報の教育を行うものとする。

- (1) 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震に関する知識の教育
- (2) 注意情報、警戒宣言等地震情報の収集と伝達方法の教育、広報の研修
- (3) 消防用設備・器具等の取り扱いに関する教育
- (4) 避難誘導に関する教育
- (5) 第14条に定める火災予防事項の教育
- (6) その他必要な教育及び広報

(非常用物品)

第32条 地震に備え、次の品目を当施設内の指定場所に置くものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 非常食
- (4) 飲料水
- (5) 非常用照明器具
- (6) 携帯用扩声器
- (7) その他生活用品

別表第3 自衛消防組織及び任務分担

第15条及び第17条関係

本部長	副本部長	班名	氏名	任務内容
校長 和田 英俊	副校長 赤堀夏海	情報連絡班	◎増田幸子 小沼由美 小泉由美	1 本部長、副本部長を補佐する。 2 自衛消防隊本部を設置する。 3 建物等の関係資料を準備し、消防隊に対する情報提供体制を確立する。 4 火災の状況を確認し、消防機関に対し、「所在・名称・目標・火災の状況等」を通報する。 5 放送設備を活用して校内へ出火情報を伝達する。 6 その後の災害状況を、逐次消防機関や本部等へ通報・連絡する。
	防火管理者 赤堀夏海	消火班	◎新井 哲 徳山今日子 今村 琴絵 中原 優子	1 消火器及び屋内消火栓を操作し、初期消火にあたる。
		避難誘導班	◎押尾智子 大澤恵美子 川合陽子 松田千春 市川貴志	1 非常口を開放し、避難経路図により在校者の避難誘導にあたる。 2 避難は火点階及び上層階を最優先に、原則として非常階段を使い、火点階より下階は屋内階段を使用して避難誘導にあたる。 屋上への避難は行わないこと 3 非常口、階段において安全な避難誘導にあたる。 4 メガホン等を有効に使用し、避難者に避難方法及び火災の状況等を知らせ、混乱の防止に留意する。 5 避難終了後、速やかに人員点呼を行い本部に報告する。
		救護班	◎塚田佳代美 宮崎杏子 松浦じゅん	1 本部に救護所を設置する。 2 負傷者及び被救助者の応急看護にあたる。 (負傷者の所属・氏名・負傷程度等の必要事項を記憶しておく。) 3 救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるようにする。
備考				1 自衛消防隊本部の構成員は、本部長、副本部長及び情報連絡班員とする。 2 火災を発見した者は、ただちに消防機関(119番)に通報する。 3 ◎の職員は、各班の班長とする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）・東海地震注意情報発表及び突発的大規模地震への対応

	状況	対応
南東 海海 ト地 ラ震 フ注 地意 震報 臨発 時表 情時 報	在 校 中	<ul style="list-style-type: none"> 授業を中止し、休校とする。 学生は校長の指示に従い、速やかに帰宅する。 帰宅することが不可能な学生は、学校が指示する場所に避難する。
	実習 中	<ul style="list-style-type: none"> 実習施設管理者と協議し、実習を中止し、休校とする。 学生は実習施設管理者の指示に従い、速やかに帰宅する。 帰宅することが不可能な学生は、実習施設管理者が指示する場所に避難する。 教員（不在の場合は学生）は学生の安全を確認して速やかに状況を校長に報告する。
	在 宅 中	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機し、学校からの連絡を待って登校する。
	登 校 途 中	<ul style="list-style-type: none"> 原則として帰宅する。
突 発 的 な 大 規 模 地 震 発 生 時	在 校 中	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに授業を中止する。 授業中の場合は机の下などに身を寄せ、落下物から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入り口を確保する。 休憩中の場合は、その場所で身を伏せ、校内放送等による指示を持つ。 避難場所 島田市立島田第四小学校運動場 避難集結場所 病院駐車場 避難道路 学校 → 鵜田寺前 → 県道 217 号線 → 島田掛川信用金庫北支店を右折し西に向かう → 島田市立島田第四小学校 <p>避難集結場所に集結後、点呼を取り全員の安否を確認する。</p>
	実習 中	<ul style="list-style-type: none"> 実習を中止する。 学生は実習施設管理者の指示に従い行動する。 地震が終息後、教員（不在の場合は学生）は学生の安全を確認して速やかに状況を校長に報告する。
	在 宅 中	<ul style="list-style-type: none"> 自宅待機し、学校からの連絡を待って登校する。
	登 校 途 中	<ul style="list-style-type: none"> 原則として帰宅する。

※災害の影響により自宅待機できない者は、学校で待機する。

《まち comi メール》について

まち comi メールは、地震災害時の緊急連絡以外にも使用します。在校中以外は、必ず確認してください。

【例】①台風などの自然災害により、学校を臨時休校する場合

②情報伝達訓練（※不定期）

③その他、災害以外で緊急に連絡を必要とする場合

災害時等における情報伝達方法

第1段階

学校

- 1 地震注意情報等が発令された場合
- 2 震度5以上の地震の場合
- 3 震度5未満の地震であっても甚大な被害が想定された場合
- 4 校長が災害以外であっても情報伝達の必要があると認めた場合

「まちcomiメール」

既登録個人アドレスに、指示・伝達事項等をメール送信

学生

- 開封をもって情報の伝達又は安否の確認とする

開封

- ・情報等の確認
- ※学校への返信は必要ありません。

未開封

- ・学校より再送信
(開封まで数回行います。)

開封

未開封

電話又は 第2段階 による

【学校へ連絡する場合(原則必要なし)】

- (1)住所地以外の場所に避難している場合
- (2)避難場所がない場合
- (3)その他生活が困難な場合など

第2段階

災害プロードバンド伝言板が開設されかつ「まちcomiメール」が使用できない場合

NTT公式ホームページから情報入力(パスワード:0987)

学生

登録
閲覧

災害プロードバンド伝言板
登録・閲覧電話番号 0547-37-0987

学校

登録
閲覧

台風等に伴う風水害への対応

1 暴風警報又は特別警報が、中部南、学生の居住地域、実習場所に発令された場合

1) 登校前	午前6時の時点での発令	10時まで自宅待機
	10時の時点でも発令継続	1日休校
	10時発令解除	午後から授業開始

・補助的に、「まちComiメール」で連絡をするため確認すること

*登校の際は、十分安全に登校できることを確認したうえで登校すること
道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時または交通機関の途絶等のより登校が困難な時は、無理に登校しないこと
(確認できない場合は学校に連絡のうえ自宅待機)

2) 在校時 ①暴風または特別警報が発令された時点で、講義・実習は中止し、休校とする
学生は校長(副校長)の指示に従い、速やかに帰宅する。
帰宅困難な学生は、保護者と連絡を取り、適切な対応をする。

2 その他の警報及び注意報の場合

1) 大雨・洪水警報 平常授業

2) 注意報(強風・大雨・洪水) 平常授業

*ただし状況に応じ校長(副校長)の判断により決定する。

3 水害・土砂災害時における「警戒レベル」について(令和3年5月20日内閣府・消防庁)

地域の警戒レベルに応じた行動を明確にすることで、避難を促すものです。適切な行動を取ってください。

警戒レベル	防災情報	取るべき行動
5	緊急安全確保 ※1	命の危険 直ちに安全確保!
4	避難指示(緊急) 避難勧告	危険な場所から全員避難
3	避難準備・高齢者等避難開始	危険な場所から高齢者等は避難。※2
2	注意報(大雨・洪水) *気象庁が発表	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報(警報級の可能性) *気象庁が発表	災害への心構えを高める

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるのではない等の理由から必ず発令されるものではありません。

※2 高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動の見合せ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

尚、上記の避難指示は、他の全ての対応より優先するものです。

15. 島田市立看護専門学校屋内運動場使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市立看護専門学校屋内運動場（以下「屋内運動場」という。）を運動の目的で使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休場日)

第2条 屋内運動場の使用時間及び休場日は次ぎのとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 使用時間 昼間 午前9時から午後5時まで

夜間 午後6時から午後9時まで

(2) 休場日 12月29日から翌年1月3日まで

(使用者の範囲)

第3条 屋内運動場を使用できる者は、島田市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）学生及び職員並びに島田市立総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）に勤務する職員とする。ただし、校長が特に認めた場合には、その他の者も使用者ができる。

(使用許可の申請)

第4条 屋内運動場を使用しようとする者は、屋内運動場使用（許可）申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）を使用1ヶ月前迄に提出するものとする。ただし、総合医療センターに勤務する職員が使用しようとする場合は、総合医療センター病院総務課を経由して提出するものとする。

2 申請書の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(使用の許可)

第5条 校長は、前条による申請を受理したときは屋内運動場使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

(許可の制限)

第6条 校長は、看護専門学校の教育課程に支障をきたす恐れのあるとき、その他管理上支障があると認めるときは、屋内運動場の使用を許可しないものとする。

(許可の取消)

第7条 第5条の許可を受けた者が、屋内運動場の使用を取り消そうとするときは、速やかにその旨を看護学校に申し出なければならない。

(遵守事項)

第8条 屋内運動場を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用許可書及び使用要領に記載された事項を守らなければならぬ。

(原状回復)

第9条 使用者は、屋内運動場の使用を終了した後、直ちに使用場所を現状に回復しなければならない。

(報告及び鍵の返却)

第10条 使用者は、屋内運動場の使用後、屋内運動場使用報告書（第3号様式）を鍵と一緒に看護学校に提出するものとする。

2 使用者は、使用の終了が午後5時以降になる場合は、自ら施設の施錠を行い、翌日の午前中に鍵を看護学校に返却するものとする。使用する日の翌日が看護専門学校の休業日にあたるときは、開校日とする。

(その他)

第11条 この要領に定める者の方が必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年5月5日から施行する。

この要領は、令和3年5月2日から施行する。

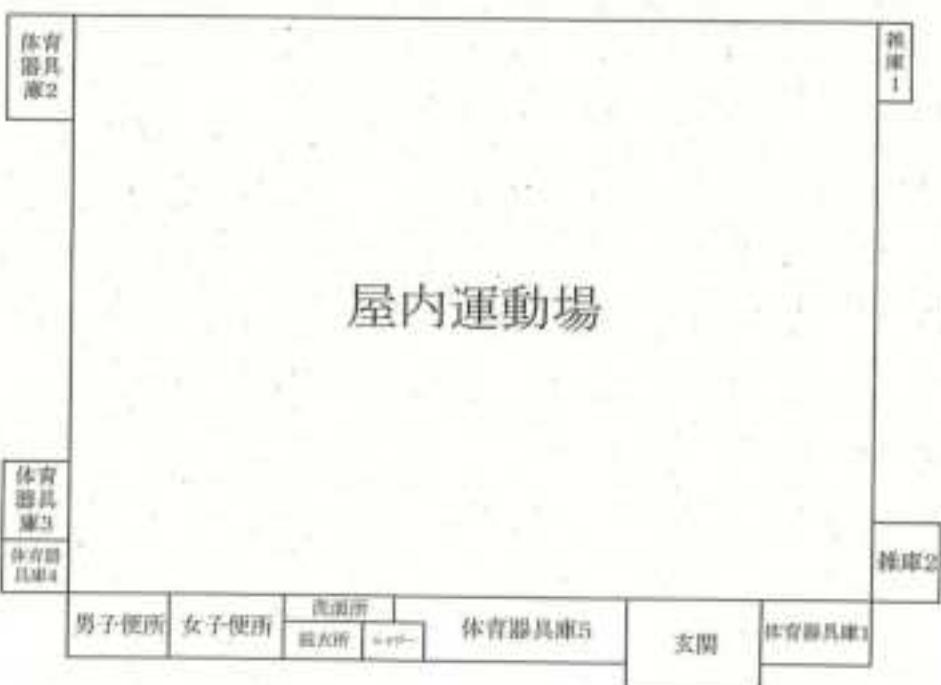
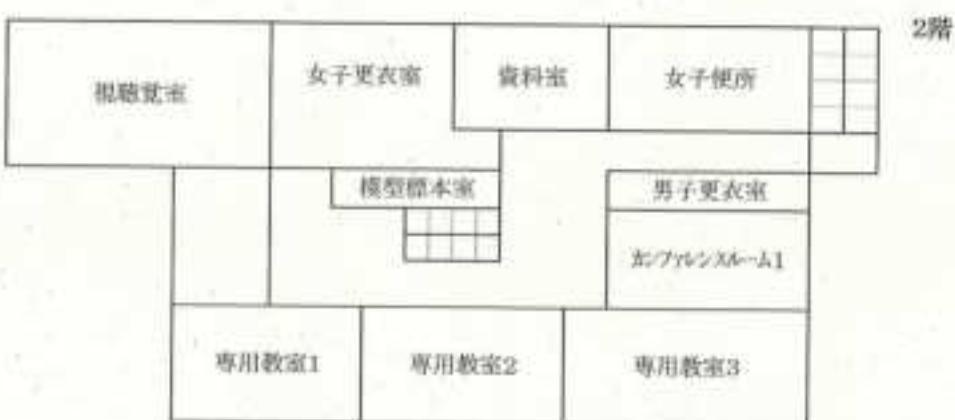
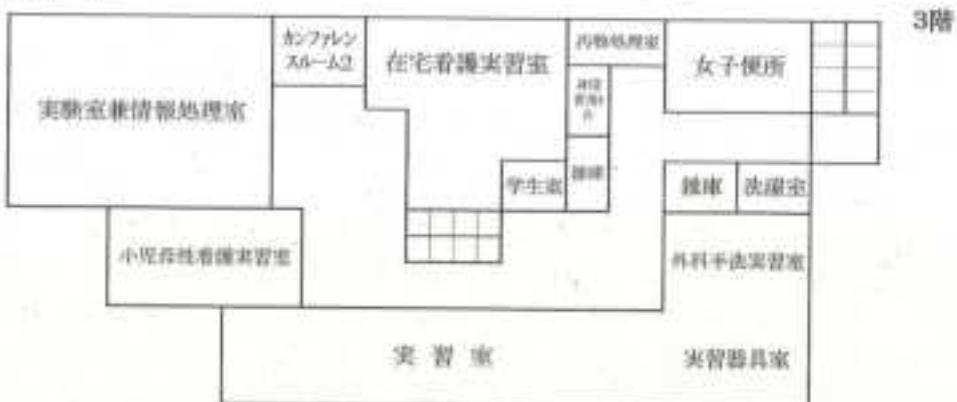
第3種類式(第4種類式)		中央 年 月 日
鳥取市立東山中学校長様		
		申請者 代表者 田中(田代英之)先生
		氏名 TEL
屋内運動場使用(許可)申請書		
下記に記載の屋内運動場を使用したいと許可を願わたく申願します。		
被用目的・内容		
被用日-時刻	令和 年 月 日 10時 ~ 令和 年 月 日 15時まで	
	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分まで	
被用する 体育用品		
人数	人	
当日の担当責任者	姓氏 氏名	TEL
使用上の注意		
(1)1ヶ月間同一の曜日及び同一時間帯であれば1枚の申請書で申請できますが、異なる場合は別々の申請書で再度申請してください。		
(2)専用の体育館(ホール)は、スマートを使用してください。		
(3)体育館内での吸烟及び飲食は禁煙です。		
(4)許可を受けないで体育館の器具を被用しないで下さい。		
(5)使用後は、施設した物を必ず点検し、用はモップかけをして下さい。		
(6)体育館施設を破壊した場合は、直ちに申し出てください。施設・破壊した場合は、料金を倍額で支払うます。		
(7)田舎町面に近づける場合は、田舎町の午後のAMに鍵を貸すのであります。鍵は、翌日が終る場合は、田舎町とします。		
(8)使用料金の納期について、翌日のAMに鍵を返却して下さい。		

第3種類式(第4種類式)		屋内運動場使用報告書
中央 年 月 日		
鳥取市立東山中学校長様		
		報告者住所・名 姓氏
この報告書は原則として翌日のAMに提出して下さい。ただし、翌日が休日の場合は、被用日のAMに提出します。		
被用内容		
被用日時	令和 年 月 日 10時 ~ 令和 年 月 日 15時	
人 数	人	
使用上の注意		
(1)専用の体育館(ホール)は、スマートを使用してください。		
(2)体育館内での吸烟及び飲食は禁煙です。		
(3)専用の体育館の器具の使用は禁止します。		
(4)使用後は、施設した物を必ず点検し、用はモップかけをして下さい。		
(5)田舎町面に近づける場合は、田舎町の午後のAMに鍵を貸すのであります。鍵は、翌日が終る場合は、田舎町とします。		
(6)使用料金の納期について、翌日のAMに鍵を返却して下さい。		

第3種類式(第4種類式)		屋内運動場使用報告書
中央 年 月 日		
鳥取市立東山中学校長様		
		報告者住所・名 姓氏
この報告書は原則として翌日のAMに提出して下さい。ただし、翌日が休日の場合は、被用日のAMに提出します。		
被用内容		
被用日時	令和 年 月 日 10時 ~ 令和 年 月 日 15時	
人 数	人	
使用上の注意		
(1)専用の体育館(ホール)は、スマートを使用してください。		
(2)体育館内での吸烟及び飲食は禁煙です。		
(3)専用の体育館の器具の使用は禁止します。		
(4)使用後は、施設した物を必ず点検し、用はモップかけをして下さい。		
(5)田舎町面に近づける場合は、田舎町の午後のAMに鍵を貸すのであります。鍵は、翌日が終る場合は、田舎町とします。		
(6)使用料金の納期について、翌日のAMに鍵を返却して下さい。		

第3種類式(第4種類式)		屋内運動場使用許可書
中央 年 月 日		
鳥取市立東山中学校長様		
		監督者 代表者 田中(田代英之)先生
屋内運動場使用許可書		
下記に記載の屋内運動場を許可します。		
被用目的・内容		
被用日-時刻	令和 年 月 日 10時 ~ 令和 年 月 日 15時まで	
	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分まで	
被用する 体育用品		
人数	人	
当日の担当責任者	姓氏 氏名	TEL
使用上の注意		
(1)1ヶ月間同一の曜日及び同一時間帯であれば1枚の申請書で申請できますが、異なる場合は別々の申請書で再度申請してください。		
(2)専用の体育館(ホール)は、スマートを使用してください。		
(3)体育館内での吸烟及び飲食は禁煙です。		
(4)許可を受けないで体育館の器具を被用しないで下さい。		
(5)使用後は、施設した物を必ず点検し、用はモップかけをして下さい。		
(6)田舎町面に近づける場合は、田舎町の午後のAMに鍵を貸すのであります。鍵は、翌日が終る場合は、田舎町とします。		
(7)使用料金の納期について、翌日のAMに鍵を返却して下さい。		

校舎見取り図



校 歌

作詞 白松万里子
補作 高橋喜久晴
作曲 木津文彦

オオイ ナガル ウルフ
大井の流れ 美しく
ワタヤスラ シマダ シ
沃野豊けき 島田市に
ツナビヤ
集うわれらの 学舎は
カタバタ ムキダ
高き望みを 胸に抱き
サマハル
学びの青春を うたうかな

トキ
めぐりくる四季 かぐわしく
おおるりいろに 空は澄み
ハイ
白衣に秘める 愛の灯は
ヒカリ
光となりて 病む人の
イバ
生命をまもり 育まん

ケダカ
気高く清き 心もて
スス
進みゆく道 ひとすじに
ヒトリ
看護の精神 きわめんと
オトメ
ちかいはかたく 乙女らの
エガオ
笑顔あかるし わが母校

期生

学籍番号

氏名

